

令和6年旭市議会第1回定例会委員会会議録目次

建設経済常任委員会 令和6年3月12日（火）

付議事件	1
出席委員	1
欠席委員	1
委員外出席者	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会	3
議案の説明、質疑	4
議案の採決	6 1
所管事項の報告	6 3
閉会	6 6

文教福祉常任委員会 令和6年3月13日（水）

付議事件	6 9
出席委員	7 0
欠席委員	7 0
委員外出席者	7 0
説明のため出席した者	7 0
事務局職員出席者	7 0
開会	7 1
議案の説明、質疑	7 2
議案の採決	1 2 7
所管事項の報告	1 3 0
陳情の審査	1 3 4

陳情の採決	1 4 1
閉会	1 4 2

総務常任委員会 令和6年3月14日（木）

付議事件	1 4 5
出席委員	1 4 5
欠席委員	1 4 6
委員外出席者	1 4 6
説明のため出席した者	1 4 6
説明のため出席した参考人	1 4 6
事務局職員出席者	1 4 6
開会	1 4 7
議案の説明、質疑	1 4 8
議案の採決	1 9 0
所管事項の報告	1 9 2
閉会	1 9 4

建設経済常任委員会

令和6年3月12日（火曜日）

建設経済常任委員会

令和6年3月12日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 令和6年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について
- 議案第 6 号 令和6年度旭市水道事業会計予算の議決について
- 議案第 7 号 令和6年度旭市公共下水道事業会計予算の議決について
- 議案第 8 号 令和6年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決について
- 議案第 9 号 令和5年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について
- 議案第22号 旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 旭市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 旭市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第29号 市道路線の認定及び変更について

出席委員（6名）

委員長	片 桐 文 夫	副委員長	永 井 孝 佳
委 員	向 後 悦 世	委 員	宮 澤 芳 雄
委 員	井 田 孝	委 員	戸 村 ひとみ

欠席委員（なし）

委員外出席者（5名）

議 長	飯 嶋 正 利	議 員	松 木 源太郎
議 員	伊 場 哲 也	議 員	伊 藤 春 美

議 員 常世田 正 樹

説明のため出席した者（１４名）

副市長	飯 島 茂	商工観光課長	大八木 利 武
農水産課長	池 田 勝 紀	建設課長	齊 藤 孝 一
都市整備課長	飯 島 和 則	上下水道課長	多 田 一 徳
農業委員会 事務局長	戸 1 正 和		
その他担当 職員	7名		

事務局職員出席者

事務局長	穴 澤 昭 和	事務局次長	金 谷 健 二
副主幹	菅 晃		

開会 午前10時 0分

○委員長（片桐文夫） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

本委員会に付託されました議案は 10 議案。私の進行、まだ不慣れなため、皆様方のご協力を得てスムーズな進行をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は 6 名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

なお、松木源太郎議員、伊場哲也議員、伊藤春美議員、常世田正樹議員より、本委員会を傍聴したい旨の申出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

本日、お忙しい中、飯嶋議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） おはようございます。

委員の皆様、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました 10 議案について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。

それでは、片桐委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（片桐文夫） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、飯島副市長よりご挨拶をお願いいたします。

○副市長（飯島 茂） それでは、改めましておはようございます。

本日は、建設経済常任委員会の開催、大変お疲れさまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で 10 議案でございます。その内訳でございますが、まず、予算関係が 5 議案で、議案第 1 号、令和 6 年度旭市一般会計予算の議決についてのうち建設経済常任委員会の所管事項、議案第 6 号、令和 6 年度旭市水道事業会計予算の議決について、議案第 7 号、令和 6 年度旭市公共下水道事業会計予算の議決について、議案第 8 号、令和 6 年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決について、議案第 9 号、令和 5 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち建設経済常任委員会の所管事項、次

に、条例関係が4議案で、議案第22号、旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号、旭市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号、旭市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その他の議案が1議案で、議案第29号、市道路線の認定及び変更についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からの質疑に対し、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長（片桐文夫） ありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（片桐文夫） 本来であれば、ここで私も議案を一つ一つ読み上げるところですが、今、副市長のほうより丁寧に説明していただきましたので、これから、本委員会に付託されました10議案について審査を行います。

初めに、議案第1号、所管事項について補足説明がありましたらお願いいたします。

説明、質疑については着座で結構です。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） それでは、議案第1号、令和6年度旭市一般会計予算の議決について、商工観光課所管の補足説明を申し上げます。

予算書の188ページをお願いいたします。タブレットにつきましても同様、188ページとなります。

中ほど、3目観光費のうち、説明欄3、観光施設管理費1億30万5,000円について、幾つか大きな工事を予定しておりますので、説明をさせていただきます。

予算書の190ページをお願いいたします。タブレットも同じく190ページになります。

上段、14節工事請負費として3,681万7,000円でございます。主なものといたしましては、

観光施設改修工事として、市営海浜プールのプールサイドの塗装等の改修工事、長熊釣堀センターの管理棟トイレの洋式化と浄化槽設置工事。このほか、令和５年度から２か年で計画しております、観光遊歩道の安全施設設置工事などがございます。

安全で衛生的なふれあいの場を提供できるよう、観光施設の維持管理に努め、観光客の利便を図るために行うものでございます。

以上で商工観光課所管の補足説明を終わります。

○委員長（片桐文夫） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 議案第１号、令和６年度旭市一般会計予算の議決について、建設課所管の補足説明を申し上げます。

なお、全員協議会並びに議案質疑で説明できなかった事業のうち、主なものをご説明いたします。

タブレット及び予算書の 196 ページをお開きください。

中ほどになります。説明欄 1、道路維持管理費、次のページの 12 節、委託料の道路排水路等清掃委託料 2,145 万円は、排水路の浚渫のほか、道路等の草刈りや樹木の伐採及び剪定などの維持管理における委託料を計上したものです。

15 節原材料費 1,100 万円は、道路等の維持補修に必要な再生路盤材や常温合材、側溝の機能維持のために使用するグレーチングの蓋やコンクリートの蓋などの材料費を計上したものです。

続きまして、一番下になりますが、説明欄 2 の道路維持補修事業の次のページ、198 ページ上部の 14 節になります。工事請負費の道路舗装改修工事 2 億 4,998 万 1,000 円は、老朽化した舗装の打ち替え等の 14 路線分と、緊急対応に要する工事費を計上したものです。

次に、その下、説明欄 3、交通安全施設維持補修事業の 14 節工事請負費の交通安全施設整備工事 1,998 万 7,000 円は、転落防止柵の整備のほか、区画線、路面標示などを施工するものでございます。

続きまして、199 ページ中段の説明欄 2 の道路新設改良事業の 14 節になります。工事請負費の道路改良工事 2 億 3,753 万 8,000 円は、道路及び歩道部の拡張等 7 路線分、道路排水工事 8,454 万 8,000 円は、排水不良箇所に排水施設を整備する 5 路線分、道路舗装工事 1,118 万円は、舗装新設に要する工事費を計上したものです。

次に、少し飛びまして、202 ページをご覧ください。

中ほどになります。説明欄 1、橋梁長寿命化修繕事業の 12 節委託料の調査・設計委託料

3,200万円は、橋梁の定期点検を予定しております74橋分の点検業務を委託するものです。

次に、14節工事請負の橋梁改修工事5,017万5,000円は、橋梁修繕計画に基づき、修繕が必要な橋梁3橋の工事費を計上したものです。

以上で議案第1号、建設課所管の補足説明を終わります。

○委員長（片桐文夫） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について質疑がありましたらお願いいたします。

宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） それでは、何点かお尋ねします。

予算書184ページの4の商業活性化推進事業の18番、空き店舗活用事業補助金について、その空き店舗の地域と対象となる店舗数をお尋ねします。

それと、同じ項なんですけれども、商店街等活性化事業補助金の商店街等の「等」とは何を指すのかお尋ねします。

もう一点、185ページの6旭市特産品開発事業。この特産品開発事業補助金の内容と対象者数をお聞きます。

○委員長（片桐文夫） 宮澤委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） それでは、宮澤委員の質疑にお答えいたします。

まず、空き店舗活用事業補助金の対象地域と店舗数でございますが、対象地域につきましては市内全域となっております。

また、店舗数でございますが、こちらは、過去に商業、または事務所、事業所として使われていた建物で、3か月以上、事業が行われていない建物ということでございまして、実際のところ、実数の把握は困難なところでございます。うちとしても、物件紹介ということも行っておりません。

申請される方は、まず商工会へ加入することが条件になるんですけれども、申請に至るまでは、例えば商工観光課への相談等の中でアドバイス、サポート、また商工会でのサポートを受けながら、自ら希望物件を見つけてから申請という形を取っております。

続きまして、商店街等活性化事業補助金の「等」ということでございます。こちらでございますが、補助金の要綱の中で対象というところで、いわゆる商店会であるとか通り会といった、面的に広がる商店街というのがメインになるんですけれども、そのほかに、例えば旭市の専門店会のように、一つの目的によって任意のお店が加盟しているような、面的なもので

はなくて、任意で商店会のように加盟しているような団体も対象にしているというところで、そういうのを含めて「等」というのもございますし、要綱上、商工会法に基づく商工会についても対象になっているというところから、「等」という形を取っているところがございます。

あと、特産品開発事業でございます。こちらは、市の新しい魅力を発信するために、市にふさわしい特産品の開発・改良を行う事業者に対して、事業費の一部を支援するものでございます。補助率につきましては、対象経費の2分の1以内で、限度額が50万円となっております。新しい特産品を開発するに当たってのプロセスを踏んでいく場合もありますので、最長で3会計年度まで申請が可能というふうになっております。

対象につきましては、特にこういう方々というところはございません。市内に事業所を有する法人であったり、市内に事業所を有する方により組織する団体ということで、特段、対象者数が何人というところはございません。

以上でございます。

○委員長（片桐文夫） 今現在の対象者数は分かりますよね。

○商工観光課長（大八木利武） 対象者数って、今年度申請した方ということでよろしいでしょうか。

失礼しました。今年度の申請は1件でございました。

○委員長（片桐文夫） その品目とかその商品のあれはいいですか。

宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） 再質疑します。

最初の空き店舗の対象数、空き店舗の地域と対象となる店舗数のところで、その店舗、おおむねでいいですけども、だいたいあと何年くらい使えるんでしょうかというところは把握していますかということをもず1点お聞きします。

それと、2項目めの「等」は了解しました。

6の特産品の件なんですけれども、まちづくり支援事業でも交付金というんでしょうか、補助金を出していると思うんですけれども、同じ方が両方から申請して受け取ることは可能なんでしょうか。この2点、再質疑します。

○委員長（片桐文夫） 宮澤委員の再質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 今後何年ぐらい利用可能かというところで、そのお店の建物自

体ということでよろしいでしょうか。それに関して、特段の定めはございません。

それと、お店のことはあれなんですけれども、取りあえず補助事業をいただいた方については、3年以上、その事業を必ず継続して行うというのが一つ条件でございます。回答しておりませんでした。失礼いたしました。

あと、まちづくり支援事業、これは旭市市民まちづくり活動支援事業のことでよろしいでしょうか。

(発言する人あり)

○商工観光課長（大八木利武） まちづくり活動支援事業の補助金要綱で、同一事業について、市の財源による他の補助金を受けていないことというふうに規定をされているというところで、基本的にはそのダブリはないというふうに認識をしております。

○委員長（片桐文夫） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） 一つ目の質疑を何でしたかというのと、人口減少がこれから進むと、大型店というのは、この近隣の地域を見てもそうですけれども、人口が減ると、もういち早く撤退してしまうんですね。いずれは、買物難民を救うのは、やはり個人の商店が中心になっていく、また元に戻ると思うんです。ですからそういった意味で、こういう空き店舗等をそのまま更地にしないで、継続して何かしらの形で残していかないと困るのではないかなという意味で質疑しました。そういったこともちょっと私から提案させていただきますので、よろしくお願いします。

次の質疑だったんですけれども、まちづくり活動支援事業も非常に優れた事業活動で、私も委員やっていたのでよく分かるんですけれども、本当にすばらしい。これ、有利なほうを選択する。期間ですね。これに手を挙げる期間というのはダブらないんでしょうか。

○委員長（片桐文夫） 宮澤委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 私どものほうの特産品開発事業補助金については、年度初めのほうにもう募集をかけて、申請があれば、そこで審査会を開いて決定をするというところがございますので、市民まちづくり活動支援とは若干、目的を異にするかなというところがございます。こちらはまちづくりのための活動ということ、我々のほうは特産品を開発するということに特化しておりますので、そういったところでダブリはないかなというふうに考えております。

○委員長（片桐文夫） 1番目の提案についてはいいですか。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） すみません。それでは、先ほど、空き店舗活用事業の関係ございました。こちらについては、もちろん創業者、起業者ということで新しく、そういった空いている店舗を使って小さなお店であっても開いていこうという方々を支援するものでございまして、あらかじめ商工会に入ることが一つの条件になっておりますので、もちろん商工会の中で経営支援というのもやっていきます。ということで、長続きしていくように、市としてもこういったお店の方々を今後も支援していきたいと思います。これは空き店舗に限らず、様々な補助とか融資とかというのもPRしながら、長続きするように努力していきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

○委員長（片桐文夫） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） 本当によろしくをお願いします。

実は、昔は商店、うちもお店をやっていたんですけども、みんな元気があったんです。でも、だんだん、大型店の進出で買物の形態も変わってきたというか、だんだん利用者数が少なくなってきて辞めていくんですけども、私、議員になったら、こういう質問が幾つかあったです。もうお店は維持できないんで、辞めるときに、それに対して、閉店するときのための補助金というのはないですか。それはないと言った。そういう寂しい話が実はもう以前の経営者、私と同世代くらいの人なんですけれども。だから、次の世代の人たちが何か夢があるような。今現状では無理だと思うんですけども、将来的にそういったところもしっかり守っていつて続けてもらいたい。そういった意味の質疑でした。ありがとうございました。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑はありませんか。

井田委員。

○委員（井田 孝） これは款ごとではなくて、一遍に全部やってしまうんですか。1号議案は。

○委員長（片桐文夫） 一括で。

○委員（井田 孝） まず、6款農林水産業費から、予算書173ページ、説明欄8の耕作放棄地再生事業なんです。来年度90万円で、令和5年度は200万円だったんですが、その減額の原因を。

（「令和何年度」の声あり）

○委員（井田 孝） 5年度は200万円だったんですが、その減額の原因を教えてください。3項水産業費、177ページ、説明欄3の漁業近代化資金利子補給補助金。近代化というのに

該当する項目を教えてください。

178 ページ、説明欄 6、漁業振興基金積立金 2,000 万円。去年も同額だったんですが、この目的と現在の残高を教えてくださいと思います。

○委員長（片桐文夫） 井田委員、タブレットのページは分らないですか。

○委員（井田 孝） タブレットは 179 ページか。

あと、7 款商工費にいきまして、予算書 184 ページ、説明欄 4 の商店街振興事業補助金。これはたしかプレミアム商品券の話だったと思うんですが、今年度はなしということでよろしいのでしょうか。

あと、189 ページ、公園維持管理委託料 669 万 2,000 円で、商工観光課が管理している公園を教えてくださいと思います。

続いて、8 款土木費、198 ページ、先ほど補足説明いただいた内容なんですが、説明欄 12 の委託料と 14 の工事請負費。この委託料と請負の違いが分かれば教えてくださいと思います。

続いて、202 ページ、説明欄 1 の橋梁改修工事。これは議案のときに説明いただいたんですが、新川の仮設費が大きくなるということでこれだけの工事費かかるということだったんですが、この金額に対しての積算根拠は数社から見積りを取っているのか教えてくださいと思います。

あと、203 ページ、都市計画費の都市計画見直し支援業務委託料で 2,874 万 9,000 円。令和 6 年度の事業の内容をいま一度説明していただきたいと思います。

最後に、209 ページ、住宅管理費、説明欄 4 の市営住宅改修工事。これは外壁、防水、給排水設備の改修というお話を伺ったんですが、双葉団地が竣工何年たっているのか。あと、改修工事終了後は、あと何年ぐらい使用する予定でいるのかをお聞きしたいと思います。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 井田委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） それでは、井田委員のご質疑、農水の関係は三つあったと思います。

耕作放棄地の予算なんですが、173 ページでよかったんですよね。去年は 200 万円ということで、一応 200 ヘクタールを目標ということで予算化していたんですけども、過去の実績等を勘案した結果、そこまではなかなか進まないなど。前段で県事業を継承しているやつなんですけれども、県の事業が 3 年度で終わって、継承として市単独でやっているんですけど

も、いろいろアナウンスはしているんですけどもちょっと伸び悩んでいるということで、今年度は 90 ヘクタールということで、予算はその金額に変えさせていただいたということです。

177 ページの漁業近代化資金の近代化がどういうところというのはちょっと分からないんですけども、東日本の信漁連とか。普通の一般の農家だと農協とかのところで融資を受けるんですけども、漁業者の場合は信漁連のほうの融資を近代化というところで受けるということになっています。

今年度は、一応今、近代化としては、レーダー探知機だとかエンジンの改装とか、そういったものに活用するという要望が上がっている状況です。

それから、178 ページの 2,000 万円。これは銚子市の洋上風力の関係で、銚子沖の関係、漁業団体に拠出金ということで示されているものです。これにつきましては 2,000 万円という金額なんですけど、令和 4 年から令和 29 年まで 26 年間、拠出金がそれぞれ年度ごとに来るという中で、令和 4 年から令和 6 年までは 2,000 万円が交付されます。令和 7 年度で一旦 6,000 万円ということなんですけど、それ以降、令和 8 年から終わりの 29 年まではそれぞれ 4,000 万円ずつ来るということで。

基本的には洋上風力、銚子沖の関係で来る拠出金なので、漁業者の漁業振興というところで活用を図ってほしいということになっております。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 商工観光課からは、184 ページの商業振興のほうを初めにお答えをいたします。

商業活性化推進事業の中の商店街振興事業補助金なんですけれども、6 年度につきましては、プレミアム付共通商品券の発行は行いません。今般、企画政策課の補正予算のほうで上程させていただいております重点支援地方交付金を使いましての物価高騰対策家計応援商品券配付事業、こちらのほうに今回は振替といいますか、代わりにそちらを行うというところでございます。プレミアムにつきましては今回実施をしないというところでございます。

続いて、189 ページ、こちらの公園維持管理委託料でございますが、場所につきましては、長熊釣堀センター及びその隣のスポーツ公園、こちらのほうの樹木だったり草の草刈りであったり、そういったところと、あともう 1 か所が上永井公園の管理になります。

以上でございます。

○委員長（片桐文夫） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 建設課からは、198 ページ、12 委託料と工事請負費の違いということで最初にお答えいたします。

12 の委託料につきましては、市内全域を対象とし、年間を通じて道路等の修繕を行い、維持管理を実施していくための業務委託で、職員が対応できない緊急性の高い応急の案件や軽微な補修現場に対応する委託料でございます。

14 節の工事請負費は、舗装工事、打ち直し等の維持補修工事の金額でございます。

続きまして、202 ページ、橋梁維持費、橋梁長寿命化修繕事業で、工事費の関係です。金額は見積りを徴取したかどうかというようなお話でしたが、その橋梁につきましては、今年度に設計業務を委託しております。

以上になります。

（発言する人あり）

○建設課長（齊藤孝一） 今年度、設計業務を委託しておいて、来年度に工事をするということで。

以上になります。

（発言する人あり）

○建設課長（齊藤孝一） すみません。令和5年度に設計業務を委託しまして、令和6年度に工事をするということになります。

以上になります。

○委員長（片桐文夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、まず、予算書 203 ページ、都市計画見直し支援業務委託料、こちらの令和6年度の事業内容についてお答えいたします。

こちらについては、令和4年、5年、6年、継続で事業をやっておりますので、年度ごとに業務がはっきり決まっているわけではないんですが、主な業務といたしましては指定道路調査でございます。こちらは、建築基準法第 42 条に係る道路の調査でございます。こちらが主なもので、あわせて、国・県との協議を始めますので、法定協議用の図書作成、それとあわせて、千葉県が行っているマスタープラン、県のマスタープランの都市計画区域マスタープラン、旭市ですね、そちらの原案をつくり始めていくところでございます。

それと、予算書 209 ページ、市営住宅改修事業の市営住宅改修工事。双葉団地Aの改修工事なんですが、こちらについては、建築が1978年度ですから築45年経過しております。今後、公共施設の管理計画の個別施設計画、こちらでは、令和2年度時点で今後30年、維持管理を

行うとされております。ですから、今の時点にしますと、残り 27 年は継続して維持管理を行っていく施設でございます。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） すみません。私のほうで先ほど、耕作放棄地の面積、単位を間違えてしまいました。すみません。200 ヘクタールではなくて 200 アール、それから 90 アールに変わったということで、去年から今年の差というのはそこからということです。

（「200 アールから」の声あり）

○農水産課長（池田勝紀） 90 アール。さっきヘクタールって言ってしまった。とんでもない面積言ってしまったんで、申し訳ございません。

○委員長（片桐文夫） 井田委員。

○委員（井田 孝） 続けてやって分かんなくなってしまったんですけども、再質疑が。

では、土木費だけ再質疑させていただきます。

先ほどの道路維持費、委託料と請負費は分かったんですが、委託料に関しては年間の補修ということで、年初めに一つの業者を入札か何かで絞るんでしょうか。

それとあと、橋梁維持費、今年度設計が終わって、予算金額で出て来年工事という話だと思うんですが、現在の資材の高騰とか、そういうのは積算には見込んであるのかお聞きしたいのと、同様に、さっきの双葉団地の工事費も、これの積算根拠と、これに対する資材高騰とこのを見込んでいるのかをお聞きしたいと思います。

○委員長（片桐文夫） 井田委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 委託料のほうは、年間で1業者でございます。

（発言する人あり）

○建設課長（齊藤孝一） 入札です。

積算の根拠なんですけれども、一応、国の積算基準に準拠しておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○委員長（片桐文夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、市営住宅改修事業の双葉団地Aの改修工事の積算根拠でございます。

こちら、専用の積算システムを用いまして、県の単価及び見積りから積算してございます。

それで、資材高騰を加味しているかということなんですが、はっきり何%とは言えませんが、県単価、見積り等を使っておりますので、その中に含まれているのではないかなという解釈はしてございます。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 井田委員。

○委員（井田 孝） すみません、都市計画見直し事業なんですが、先ほど、令和6年度、国・県との協議が始まるということだったんですけれども、都市計画に対して多少要望等があるんですけれども、国・県の協議が始まっても、多少変えるとかそういうことはできるんでしょうか。

○委員長（片桐文夫） 井田委員の質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 協議が始まる段階でございます。令和6年度末、7年度にかけて原案の作成に入っていきますので、修正の余地はもちろんございます。ただ、大幅なとか、内容によっては難しいものもございます。今回の見直しでできるできないがございますので。ただ、協議が始まるということですので、内容によっては検討する可能性もございます。

以上です。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑ありますか。

永井委員。

○委員（永井孝佳） 項目がちょっと多いので簡単でいいので、ご回答をお願いいたします。

まず、167 ページの水田農業構造改革推進事業、こちらの内容と目的を教えてください。

続きまして、予算書の 173 ページですね。多面的機能発揮促進事業、こちらの内容と目的をお願いいたします。

続きまして、予算書の 191 ページ、海水浴関係が書いてあるんですけれども、今年は海開きできそうかどうかというのをちょっとお伺いしたいと思います。その場合は萩園海岸で行うかどうか。そちらの開設ができるかどうかをお伺いいたします。

続きまして、200 ページから工事がいろいろあるんですけれども……。

すみません、その前に 198 ページをお願いいたします。

198 ページから道路の舗装とか道路の新設とか冠水対策とかあるんですけれども、こちらのやるやらないの基準とか、あと優先順位、どうやってここをやるとか、そういう決まりとかがありましたら教えてください。

続きまして 200 ページ、こちらの三川蛇園線とか南堀内バイパス、あとは飯岡の津波避難道路、こちらの見通し、もし分かっていたら教えてください。

その次は 211 ページ、住宅リフォーム補助事業ですけれども、こちらの件数と目的を教えてください。

同じく 211 ページに空き家のほうの計画策定の予算があると思うんですけれども、どのような計画策定を依頼するのかを教えてください。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（片桐文夫） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） それでは、農水産課からは、予算書のページ 167 の水田農業の関係と……

○委員長（片桐文夫） 課長、申し訳ありません。予算書とタブレットのページ数も言っていたければ。

○農水産課長（池田勝紀） すみません。タブレット開いてなくて、申し訳ないです。

○委員長（片桐文夫） 委員の方々、みんなタブレット使っていますので、タブレットの。紙ベース、何ページって言ったつけ。

（発言する人あり）

○委員長（片桐文夫） 168 ページでいいのかな。

○農水産課長（池田勝紀） タブレットのほうが、水田農業が 168 ページですか、水田農業構造改革推進事業のご質疑です。

この内容なんですけれども、これはもともと国がずっと進めていた生産調整の絡みの継承事業でありまして、今、生産調整の制度としては、国としてはもう終わっているんですけれども、かといって、まだ米価の安定というのは、皆さんが大いにお米を作ってしまうと米価が下がってしまうというところで、それぞれ国・県である程度の目標を決めて、この自治体は今年はこのぐらいのお米の生産量に下さいよというような指示というかあれが出ているんですけれども、そうすると、要はつくらない部分で所得が発生しなくなってしまうというところで、皆さん転作というところでいろいろほかの作物をつくっているという中で、旭市につきましては強湿田地帯ということなので、飼料用米、要は畜産のえさにするための転作ということで、飼料用米ということを推進しています。その飼料用米等、一部、麦をやっている方もいらっしゃいますし、転作の補助金助成ということで、事業として行っているもので

ございます。

それから、173 ページで、タブレットが 174 ページ、多面的機能発揮促進事業ですが、こちらは、農業者もかなり高齢化、それから減少しているという中で、担い手がどんどん減っているという中で、市内の農地とかという部分で、昔はたくさん農家がいたので、頭数があった、それぞれ農地を守ったりできていたんですけれども、国がどんどん担い手のほうに集積しているというところで頭数も減ってきているという中で、それと水田地帯の景観だとか、そういった様々な水田の持っている機能発揮がなかなか難しいというところで、国のほうで農業施設の地域資源を保全するための共同活動、これを促進したりとかっていうところで、農家、自治会、子ども会などで構成する活動組織を立ち上げていただいて、それで水路の管理だとか草刈りとかを行っていただくという団体、それに対して支援をしていくという事業になります。今現在、旭市内では 16 団体、活動団体がございます。

そういったところでこれからも、それ全域、市内カバーできているわけではないので、市としていたしましてもいろいろなアナウンスをしながら、その活動団体を増やしていければと考えています。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 商工観光課からは、海水浴場開設事業というところで、予算書、タブレットともに 191 ページになります。

委員ご質疑の海開きできそうかというところでございますが、6 年度も、今のところは矢指ヶ浦海水浴場 1 か所のみということで、飯岡海水浴場につきましては、委員もご承知かと思いますが、砂浜が消波ブロックまでもう広がってしまっているという現状で、その向こう側に行かないともう水がないという。引き潮になると、消波ブロックの向こうに行かないと水がないというような状況になって、安全の確保ができないという観点から、残念ではありますが、飯岡海水浴場については、現状では開設はできないというふうに考えております。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 道路改良費のほうのやるやらないというようなご質疑だったと思います。

道路改良事業、たくさんの事業数あるんですけれども、大きいほうで言いますと、飯岡海上

連絡道と南堀之内バイパス事業等は、合併時の新市建設計画にのっとり現在事業をしているところです。また、津波避難道路2本については、復興計画に基づいて事業を実施しているところです。あと、冠水対策等になりますと、やはり冠水がひどいところにつきまして、事業に着手しているところでございます。

あと、新設改良事業費のほうは、現在、主なものとしまして農高南側の歩道新設、改良工事等をやっております。その他細かいものにつきましては、重要な路線と思われるところ、区の要望等、実施している、計画しているところでございます。

以上になります。

○委員長（片桐文夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、予算書、タブレット211ページの住宅リフォーム補助事業、こちらについて、まず件数ですか、予算2,500万円の内訳なんですが、実施予定件数として125件、平均して20万円ということで予算は見積もってございます。毎年110件から130件くらいの申請がございまして、工事内容については、大きいものから小さいものありますので様ではないんですが、こういった見積り。見積りについては125件、個々20万円ということで出してございます。

それと、同じ211ページの空き家等対策推進事業の計画策定支援業務委託料でございます。こちらは、本年度実施中の空き家の実態調査の結果の反映もあるんですが、現在の計画が令和6年度まででございまして、それを踏まえまして、本年度実施している空き家の実態調査の結果と、令和7年度からの新規計画というか、計画の更新を目指して作成するものでございます。

具体的な内容といたしましては、まず計画の中身といたしまして、空き家の施策の実施状況の確認をいたします。これは今の現状の施策でございまして、それと、上位計画や関係法令の確認も行います。そういったのを行った中で、空き家の現状の分析。これは、本年度実施している空き家の実態調査の結果を反映して課題を検討いたします。それを踏まえまして基本方針、具体的施策を検討いたしまして、空き家対策の実施体制の検討も行います。

大きな理由といたしまして、特措法の改正で、いろいろ市町村のやるべきことというか、市町村の責務がだいぶ大きくなってまいりまして、様々な行政手続き、そういったものが複雑になっておりまして、新たにこの機会に計画を策定いたしまして、今後に備えるという目的でございまして。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） すみません、答弁漏れがありました。すみませんでした。

津波避難道路の横根三川線の進捗状況ということでした。

横根三川線は、一宮線から片貝線までは用地取得が難航してしまっていて、まだ用地の見込みが立っていないんですけれども、県道片貝線から国道 126 号線までは、用地は全て取得済みでございます。あと、工事のほうは若干、電柱等の移設で遅れまして、令和 6 年度に、片貝線から 126 号線まで供用開始したいなと考えております。

以上になります。

○委員長（片桐文夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 失礼いたしました。答弁漏れが一つございました。

211 ページのリフォーム補助事業の目的、こちら答弁漏れでございました。

目的といたしましては、この事業を実施することに伴いまして、居住環境の向上、こちらは当然でございますとともに、地域経済の活性化対策として実施しているものでございます。国の補助もございますので、積極的に事業実施している状態でございます。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 永井委員。

○委員（永井孝佳） 何点か再質疑させていただきます。

水田農業構造改革推進事業の財源の割合を教えてください。もう全部、一般財源なんですかね。後で回答をお願いします。

あとは、同じく多面的機能発揮促進事業 8,395 万円の財源割合。割合というか、国から幾らとか県から幾らとか、もし分かれば教えてください。

あと、海開きのほうなんですけれども、宿泊業者からパンフレットとかに飯岡地区海開きなしとなると、お客さんがかなり減るという意見をいただいております、ほかの地域に海開きできないか、その可能性をちょっとお聞きしたいです。予算にはそういうものは含まれていないんですかね。矢指地域のみ予算になっているのか。それとも、飯岡地区も含めての予算になっているのか。萩園以外の飯岡地域で海開きの可能性はあるかないかをちょっとお伺いしたいと思います。

リフォーム補助事業に関してなんですけれども、こちら、年間通して需要は満たせているという感じなんですか。それとも、結構早い段階で締め切ってしまう感じなのか。その辺をお伺いしたいと思います。

以上です。お願いします。

○委員長（片桐文夫） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） それでは初めに、167 ページ、タブレットが 168 ページになりますか、水田農業の財源の内訳でいいですか。

（「はい」の声あり）

○農水産課長（池田勝紀） 全事業で 1 億 6,041 万 5,000 円のところ、一般財源が 1 億 1,395 万 8,000 円、それから県のほうから補助が来ています。県のほうが 3,555 万 7,000 円。あと、市債として 1,090 万円を財源としております。

多面的機能支払交付金のほう、全事業としては 8,395 万円のところなんですけど、この事業としては、全額、公費で来るんですけども、県のほうからうち 6,398 万 8,000 円、一般財源として 1,996 万 2,000 円ということで財源になっております。

○委員長（片桐文夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 海水浴場のほうですけども、6 年度の予算については、矢指のみの予算編成というふうになっております。

あと、ほかの地域というところがございますけれども、県のほうで砂浜の再生に取り組んでいるというところもあるんですけども、何せ自然が相手ということで、その辺についてはかなりの時間がかかるだろうというところもございます。例えば、今の場所より若干西のほうにずらしてできないかとかというのも今考えてはいるんですけども、例えば排水路、小さい川が流れていて、水質の問題であるとか、また地形が潮騒ホテルの下とは若干違うというところもありますので、我々とすれば、ライフセーバーとか、そういう専門の方の意見をいろいろ伺いながら、可能性については今後も、やめることなく検討はしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（片桐文夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、リフォーム補助事業のスケジュールについて回答いたします。

まず、予算成立後、ホームページと広報で周知を行っております。あわせて、区長回覧も使ってやっております。それが 4 月から、4 月 1 日号の広報などで周知するんですが、まず申込みとして 5 月の中旬まで。本年度は 5 月の連休明けくらいなんですけど、申込期間として、まず仮申込みという形で受付がございます。その申込みを集計いたしまして、予算と比べま

して予算額を上回るようでしたら抽せんなりそういった作業を行うんですが、過去、抽せんまで至ったケースはございません。

その後、交付申請の手続きを行っていただきまして、実際に着工は、おおむね7月くらいから皆さん着工できるかなというところです。ですから、年度の当初に募集をしまして、途中の受付はしてございません。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 永井委員。

○委員（永井孝佳） ありがとうございます。

すみません、さっき再質疑で、建設関係にもう1点だけ質疑させていただきたかったんですけども、いいですか。すみません。

様々な工事とかがありまして、年度末に工事が増えると思うんですけども、これというのは予算を使い切っちゃわなきゃなとか、そういうのが関係しているんですか。それとも、何かほかの理由があるのか、それとも年度末に工事が多いというのはただの思い込みだよというのか。その辺、もし分かることがあれば教えてください。

○委員長（片桐文夫） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 年度末に、すみません、そんなに多く工事を出してると……。一応入札等なので、だいたい期間がありますので。

（「たまたま着工がその時期になる」の声あり）

○建設課長（齊藤孝一） はい。そういうことでご理解いただきたいと思います。すみません。

○委員長（片桐文夫） 議案の審査は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○委員長（片桐文夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

ほかに質疑はありませんか。

向後委員。

○委員（向後悦世） 予算書の 188 ページ、説明欄 12 番、委託料のところで、永井委員からも質疑がありましたが、監視員業務委託料。飯岡海水浴場はなしということで、よくカワサキスポーツが契約して。飯岡海水浴場が開設されていたときと飯岡海水浴場が開設されなくなった差額、どのくらいなのかお示しいただければと思います。

そして、カワサキスポーツとはもうかなり長いこと契約を結んでいると思うんですが、いつから始まったのかお示しいただきたいと思います。

それと公園維持管理委託料。これは上永井の展望館の維持管理委託料なのかお尋ねします。

それと、予算書の 202 ページ、これは井田委員からも質疑があったと思いますが、私なりの観点でお尋ねしたいと思います。

橋梁長寿命化修繕事業。橋梁の修繕、どのような基準で修繕して長寿命化を図るのか。また、新設したほうがメリットがある場合もあると思いますが、長寿命化した場合には、だいたい寿命が何年くらい延びるのか。また、新設の場合には、何年寿命があるのか。その辺をお尋ねしたいと思います。

○委員長（片桐文夫） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） まず、監視員の業務委託料ということで、向後委員がおっしゃったのが 188 ページということだったんですけれども……

（「189 ページ」の声あり）

○商工観光課長（大八木利武） 189 ページって言ったんですか。189 ページはプールのほうの監視員の業務に。

（「プールだけ」の声あり）

○商工観光課長（大八木利武） はい、プールだけになります。

それで、委員のご質疑にありました海水浴場に関しましては、191 ページ、タブレットも同じく 191 ページになるんですけれども、矢指のみということで 665 万 7,000 円計上してございます。昨年度も飯岡海水浴場は開設しませんでした。ただ、パトロールとかその辺のところ行っていましたので、200 万円程度、開設時に比べると 200 万円程度安くというか下がっている状況でございます。

それで、カワサキスポーツサービスというお話ございました。当初、私の記憶だと、平成 6 年度ぐらいに旧飯岡町で海水浴場、その頃からカワサキスポーツサービス、ライフセーバーで入っていました。ただ、今現在は、カワサキスポーツサービスはもう既に撤退をされてい

まして、そちらのほうでライフセーブ部門をやっていた方が独立をして、今、山武市のほうで業を営んでいるということで、見積り合わせをやっていますけれども、今そちらのほうに矢指をお任せしていると。

（「当時、リーダー的存在で来てた人が今、事業を起こして」の声あり）

○商工観光課長（大八木利武） いや、違います。その方がライフセーブ部門を切り離して、別の方に譲ったということを聞いております。

公園維持管理のほうですけども、こちらのほうは上永井、もちろん含んで……

（「展望館だけ」の声あり）

○商工観光課長（大八木利武） 展望館の周りと草と芝とを含んでおります。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 橋梁の長寿命化の件でございます。橋梁の長寿命化のほうは、計画を立てまして、5年サイクルでやってまして、5年間のうち4年間で全橋梁を調査しまして、5年目で、その橋梁の調査結果を受けて修繕計画をして直していくというような計画を立てております。

管理の手法ということで、壊れてから直す場合と、予防で直す場合がありますと、積算したものはあるんですけども、今後50年間の事業費を壊れてから直した場合と、壊す前に予防的に修繕する場合と積算してみますと、壊れてから直した場合が152億円かかる。その前に直す場合は20億円で済むということが出ておりまして、縮減効果がかなり見込まれるということで計画を進めております。架け替えたときとというのはちょっと比較はしていないんですけども、ただ、壊れてから直す場合と、壊れる前に予防的修繕をしていくということで比較はしております。

以上になります。

○委員長（片桐文夫） 向後委員。

○委員（向後悦世） ただいまの建設課長の説明で、全橋梁の診断を行うと。耐震診断を行うと。全橋梁。これ、5年で審査しなければいけないというか、新しいものや何かは、5年で審査したほうが安全・安心にはつながると思いますけれども、当面、新設して新しいものや何かは、10年やそのくらいは審査が必要ないようなものもあるのではないかなと思われませんが、その点はどんなふうに判断して全橋梁を診断しているのか、その辺についても伺いたいと思いますし、また、軽微な補修を続けていくということも大事だと思います。軽微な補修続け

ていけば 20 億円で済む。壊れてからすると 150 億円もかかると。ただ、大規模な改修すれば、また寿命が延びるわけで、そこら辺の判断というのはまた難しさがあるかと思いますが、その点についてお尋ねしたいと思います。

○委員長（片桐文夫） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 一応、橋梁の長寿命化というのは、法律的に全橋梁義務づけられて、計画を立ててやりなさいと国交省のほうから指示がございますので、そちらで対応しているというところがございます。

大規模改修の判断基準なんですけれども、一応、橋梁点検、専門家のほうに業務委託していますので、その報告等で判断させていただきたいと考えております。

以上になります。

○委員長（片桐文夫） 向後委員。

○委員（向後悦世） では、業者のほうの判断に一切委ねているということでしょうか。

○委員長（片桐文夫） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 一応、専門家の方に設計等を依頼しておりますので、その方の判断と、うちのほうでその方の判断を見ながらということでやっていきたいと考えております。

○委員長（片桐文夫） 向後委員。

○委員（向後悦世） 分かりました。では、よく専門家、旭市のそういう専門知識に詳しい方と協議して、なるだけ少ない予算で、市民の皆さんのために安全・安心な橋梁を目指して頑張っていたきたいと思います。自分らも微力ながらそういう点チェックして、市内を歩いていきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（片桐文夫） 答弁はよろしいですか。

○委員（向後悦世） 答弁はいいです。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑はありませんか。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） それではお願いします。

令和 6 年度の予算ということでの審査ですので、まず最初に、令和 6 年度予算編成に当たって、6 款の農林水産業費、こちらのほうの全体の積算のといいましょうか。そののところが聞かせていただきたいんです。

なぜかと申しますと、私は本会議でも問題視したんですけれども、産出額が6位だったところが11位に下がったというのを聞きしましたら、何かちょっとよく分からない。分母がどうのとか何とかって数のトリック的なことをおっしゃったんですけれども、私は、数字として出ることには必ず根拠があると思っているんです。だいたいこうねみたいところは感覚でいいと思うんですけれども、数字として出たら、もうそこには絶対に根拠があります。その根拠を探りたいんです。

そのときにこの令和6年度の予算書を見ましたら、農林水産業費、6款は軒並み予算が令和5年度に比べて減になってます。農業委員会費から初めて、これ10.3%減。農業振興費、こちら4.2%減、あと……。ごめんなさい。タブレットだと、いちいち移動しなければいけないから。

(発言する人あり)

○委員(戸村ひとみ) タブレットのほうがいって、全部見比べなければいけないので、行ったり戻ったりしなければいけないから。

畜産振興費に至っては26.2%減。これは、畜産、養豚がずっと、国内では都城市1位の旭市2位というのをずっと続けてきたと思うんですけれども、それが3年で3位に下がったということで、私は養豚に関しては特に注目しているんですけれども、畜産振興費26.2%減、あと、農地費50.3%減、トータルで27.1%減です。

続きまして、この農林水産業費のほうも減、減と。18.7%減の12.9%減。漁港管理費のみ26.8%増になっているんですけれども、あとはもう全て、漁港建設費40.3%減、トータルで、こちら14.1%減になってます。なぜこんなふうに減になっているのか。

私としては、産出額の順位を落としたということを踏まえて、旭市としてのポテンシャルといいましょうか、そこを生かして予算立てをされるべきではないかと思ひまして、11位になったというそこを検証して、令和6年度の予算立てが行われたというふうに私は考えますので、なぜこんなふうに全てが減になっているのか。

今、世界を見渡しましても、戦争がいろいろなところで勃発というか起こって、日本は要するに輸入にかなり頼っているところがあるので、国民の胃袋が38%台ぐらいでしか食料提供できない、国民の胃袋を賄うことができないというような状況の中で、食料安保のほうで食料止められてしまうと、日本は戦争で攻めてこられる以前に飢え死にしてしまうだろうということがあります。そんな中で、旭市の果たすべき役割というのは非常に大きいと思うんです。千葉県自体が農業県でございまして、その千葉県を支えているのは旭市ですから、旭市

の果たさなければいけない役割というのは非常に大きいと私は思っているんです。

ですから、6 款に関しての予算の減、軒並みの減というところが……。6 年度の予算自体はかなり増になっているんですよ。もちろんご存じでしょうけれども。そんな中で、6 款の農林水産業費が減になっているところ、かなり大幅な減になっていると私は思っているんですけれども、ここのところお願いします。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員、質疑は一括ですけれども、これだけで……

○委員（戸村ひとみ） 全部言っちゃいます。ものすごい数あるんですけれども。

○委員長（片桐文夫） お願いします。手短に、分かりやすい質疑で。

○委員（戸村ひとみ） 今の、すごい分かりやすいと思ったんですけども、駄目かしら。

では、細かいところもいきます。

では、それぞれ、今、トータルの根拠をお願いしたかったんですけれども、164 ページ、タブレットのほうです。164 ページ、農業総務費、3.7%減の主な根拠。

（発言する人あり）

○委員（戸村ひとみ） タブレット 164 ページですね。

先ほどのトータルした分の減、6 款の減の内容、一つ一つ細かく聞いていきたいと思います。

166 ページ、農業振興費。これも 4.2%減、これの主な根拠。

171 ページ、畜産振興費、こちら 26.2%、先ほど言いました、かなりの減になっております。こちらの減の主な理由。

それから、今度それぞれに、もう少し細かくいきたいと思います。

168 ページ、水田農業のこちら……

（発言する人あり）

○委員（戸村ひとみ） 元に戻るのではなくて、今は大きいところですよ。要するに、款から聞いて、目で今度聞きます。今度、目の内容を聞いていきます。

168 ページの水田農業、先ほど来、前者のほうからも質疑ございました。こちらの 1 億 6,000 万円あまり、この金額の内訳も前者のほうからございましたが、飼料用米への移行というんですか、そういうので予算を取ってあるというふうに聞いたんですけれども、これ、前年度の評価を基に予算立てしてあると思いますので、どういうふうに推移をしていくのかというところをお願いします。これは農業産出額との兼ね合いを見てみたいので、そのほうをお願いします。

それから、173 ページ、タブレット 174 ページです。耕作放棄地、前者のほうからもござい

ました。これ、課長、2ヘクタールってちゃんとおっしゃっていましたよ。私、ちゃんと2ヘクタールって書いていますもん。その後、200アールって訂正されましたけど、200アールイコール2ヘクタールでございますので。

(「200ヘクタール」の声あり)

○委員(戸村ひとみ) 本当ですか。2ヘクタールって書いてある、私。それが90アールになったということ。

耕作放棄地に関しましては、私、一般質問でも取り上げて。ただ、そこまで行き届かなかったところもあるんですけども。耕作放棄地自体がものすごく問題になっている。先ほど言いました食料安保の面から見ても、国の施策からしても、耕作放棄地を何とかして食料安保の中の一つの施策にしようよというところがあると思います。それなのに、なぜ200アール、2ヘクタールが90アール、0.9ヘクタールに目標が令和6年度落ちているのかというこのところの根拠をお願いしたいと思います。

それと、174ページ、多面的機能活動団体。これ、16団体ということで8,395万円ですか。これの分布、その16団体の分布状況。市内全域を網羅されるのが理想なんでしょうけれども、令和6年度ではどういった分布になるか、それを予算立てしてらっしゃるのかということをお願いします。

それから、184ページ、空き店舗ですね。3か月以上使われていないということで、希望物件を見つけた方がこの補助金の申請をするということで、3か月以上使われていないんですというのは調べることができるんですか、それとも、申請する人がこの物件を3か月以上使っていませんというふうに言えればいいことなんですか。そこをお願いいたします。3か月というものの根拠も併せてお願いいたします。

それから、185ページです。特産品開発なんですけれども、136万円。令和6年度で見込まれている件数。さっきの1件というのは令和5年度の話でしたよね。令和6年度で見込まれている件数です。

私、この特産品開発については、非常に旭市のポテンシャルを生かせるいい予算だと思っていまして、これがふるさと納税とか、あと農業振興のほうとリンクすることが非常に好ましいと思っているんです。そういう横断的な検討というものが今までなされてきたのか。令和6年度にこれが反映されているかどうか。先ほど来言ってますように、農業ということに関しては、旭市はものすごいポテンシャルを持っていますので、そちらのほうと特産品とが一番絡みやすいといいまじょうか、やりやすいところだと思うんです。旭市をどんどんPRし

てもらいたいというところもありますので、136 万円というこういう金額が妥当なのかどうか、これだけしか予算が取れないのかどうかというのもちっとあれなんですけれども、どういうふうに市内業者、農家に対して、あるいは商工関係の業者に対して、どのような働きかけを令和6年度されるつもりかというのもお願いいたします。

あと、プレミアムは前者のほうで聞かれましたので、185 ページの次は 188 ページ、観光施設管理費。これ、1 億円超えであります。これの内容を教えてください。

188 ページの次は 198 ページです。都市計画……、違うな。198 ページって何だったっけ。書き切れてない。転倒防止柵の場所と長さ、まあ内容ですね。その内容を教えてください。

それから、198 ページの次が 203 ページです。前者のほうからございました都市計画総務事務費 2,934 万 4,000 円。令和4年、令和5年、令和6年の3か年で予算を取って、令和5年、つまり今年度でマスタープランができて、令和6年度は計画の見直しとか何かいろいろ書いてあったんですけれども、マスタープランが令和5年度にはできたということでよろしいんですね。もう1回、令和6年度の2,934 万 4,000 円の内訳と都市計画見直し支援業務委託料。内訳といってもこれなんだと思うんですけれども、支援業務委託料 2,874 万 9,000 円、この業務委託先と支援業務というものの内容を、前者のほうの説明であったかと思うんですけれども、私、聞き取れてもないし分かってないので、その辺をお願いいたします。

それから、ごめんなさい、203 ページの前に 202 ページがございました。前者のほうからございました橋梁長寿命化修繕事業。72 橋梁で、令和5年度に設計、令和6年度に工事なのかなど。これも聞き取れてないんですけれども、その中にまだ設計という文言もあったと思うんです。調査・設計委託料というのがございます。これを教えてください。

あと、13 年前、東日本大震災のときに壊れたような橋というんですか、橋梁、不具合が生じた、あるいは壊れた橋というのがどれぐらいあって、それに対してどのような施策といたしましょうか工事が行われたかとか。そういうのも全部、今回の大規模改修の設計の中にも入っているでしょうし、能登の地震がございまして、そのときも橋が壊れて、その地域に物資が届かないとかそういうようなことも報道等ではございました。そういう能登で壊れた橋のこととかもこの計画の中には、設計の中には勘案されているというか、13 年前の東日本大震災、そして能登の地震で橋梁が壊れたということが今回のこの予算の中に反映されているかどうか、そのところお願いします。あと委託先ですね。お願いいたします。

211 ページです。住宅リフォーム。125 件で1件 20 万円というふうな積算と前者の質疑にお答えがありました。この 250 万円の1件 20 万円というところですか。これだと、耐震化という

ことに対しては、ちょっとこの予算では……。あつ、違うか。補助額だから……。まあ、いや。耐震化のリフォームというものもこの中には考えられているものなのか。その耐震化の分も予算……

(「別項目」の声あり)

○委員(戸村ひとみ) 別項目で。ごめんなさい、別項目であると今教えていただきました。では、これは、耐震化は全く関係のない予算ということで、その上の上のほう、ごめんなさい。に同じく……。211 ページの耐震化のほうだ。ごめんなさいませ。耐震化のほうの補助金の金額の根拠、お願いいたします。

予算要求のところで、12 月中に恐らく予算要求がされていて、1 月に能登の地震がございましたから、本来ならば、能登の地震を考慮した予算立てにもう 1 回、予算要求をされるべきだと私は思っていて、そういうことがなされたかどうかというのもお願いいたします。

で、空き家です。211 ページですね。空き家等対策推進事業。全国の空き家対策ということで様々報道がされているところなんですけれども、旭市のほうも動き出して、私たちにちょっとここで説明があったときに、だいたい 1,100 戸ぐらいではないかみたいな話があったと思うんです。1,500 戸というふうに今回……。最初から 1,500 戸でしたっけ。

(発言する人あり)

○委員(戸村ひとみ) そうそう。それが、この対策事業に取りかかっているいろいろ調べてみたら 1,500 戸。

○委員長(片桐文夫) まだ課長、質疑の途中ですから。

○委員(戸村ひとみ) すみません。この前の説明で、1,500 戸という数字が頭の中に残っているんです。そこのところのずれと、1,500 戸という数字の上での積算根拠、予算立てになっているのか。最初、1,100 戸で聞いていたものですから。それで令和 6 年度の予算が 1,500 戸に見直されたのかどうか、そこのところをお願いいたします。

あと、ここも委託していると思うんですけれども、この委託先をお願いいたします。

そんな感じです。漏れていたらまた後でします。だいたいこんな感じです。

○委員長(片桐文夫) 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長(池田勝紀) 幾つかあったので、順番に答えます。抜けていたらおっしゃってください。

一番最初、6 款の総括ということですか。総体と言いますと。

6 款農林水産業費につきましては、過去、この例年、だいたい9 億円から 12 億円の間を前後して推移して予算が盛られているところです。その予算の立て方なんですけれども、基本的には、こちらから大いに推進していこうというスタンスのものと、あとは、農業者が手を挙げて、こういった事業をやりたいという件数とか、あるいは一番大きなのは土地改良の事業があったとするとかなり大きな予算になったりとかというところがあるんですけれども、そういった要因で今回の予算が前年より減った大きいのは、土地改良事業が終わったところがあるというところで、その辺でかなり数字的には低くなっていると。

それから、畜産のほうの補助事業の要望、去年あったのがなかったりとか、あと水田農業関係でも、飼料用米の関係で県の補助事業がなくなって手が下がったとか、そういったいろんな要因もあります。それから、園芸生産のほうの県の補助金も毎年毎年要望調査をする中で、農業者が今年取り組みたい人が多い時もあれば、今年は少ないというところもあるもので、そういった中で予算というのは、そのときのあれで多少前後するという部分があります。

あと、農業産出額、11 位に落ちてしまったと。私も残念だし、とてもびっくりしています。要因としては何なのかと言ったら、あくまでも統計なので、どういう拾い方。これも議会のほうでも私何度か、統計の積算の仕方というのを説明しているんですけれども、以前はもっと細かい自治体の単位で、旭市は何が幾らとかということで統計、昔は取っていたらしいんですけれども、今もう作物ごとに、県全体で幾らというところで、作物だったら、この作物は県全体で幾らだけれども、旭市は耕作面積がこれだけだねとか、畜産、養豚だったら県全体でこれだけの売上げだけれども、旭市の飼養頭数は何頭だねというところで、例えば自治体ごとのプラスアルファ、旭市はこの作物をすごい高く売っているとか養豚を高く売っているという部分が全部ならされてしまうというのは一つの要因なのかなと思っています。それ、統計のほうの手法の関係なので分からないですけれども。

食肉公社とかに確認しても、養豚なんかは出荷頭数が減っているとかということでもないの、コロナの要因と言ったら全国的な話なので、同じ話なんだろうなというところで、何でなんだろうというのもあります。

あともう一つ、花なんですけれども、以前は南房総市が1 位、旭市が2 位でだいたい推移していたんです。ところが、この間の同じ統計で、四街道市がいきなりトップに躍り出てきたと。県の普及員の人にも聞いたんです。これ何って言ったら、普及員も何でか分からないと言っている状況で、先ほど言ったように、数字のマジックでちょっと分からないんですけれども、その辺の要因が見通せない部分は確かにあろうかなというふうに思っています。

農業のまちということで、いろいろお手伝いする部分はどんどんお手伝いしていきたいなどは考えております。ただ、予算につきましては、毎年毎年膨らましているというわけではなく、そのときの状況状況、それから農家の要望とかを確認しながら年度年度の予算を組み立てていっているということです。

それから、もっと細かいほうですよ。農業総務費が最初でしたかね。農業総務費の 3.7% 減というところですけども、この要因は、予算書を見ると分かると思うんですけども、農業関係職員給与費というのが 1 名減ということで予算立てされていますので、その 7,650 万円というのが大きな要因なのかなと。

それから、農業振興費が 4.2% 減ということなんですけれども、水田農業のほうの話もこの後あるのでかぶってしまうんですけども、水田農業構造改革推進事業というのが 675 万 6,000 円減になっているんですけども、これは国とかの制度改正、県の制度改正とかということで、飼料用米の作付けに関して、主食用米とあとは多収品種の専用品種っていうのがあるんですけども、これがだんだん国のほうが、主食用の普通の一般品種のほうの補助率を下げているというところが大きな要因なのかなというところ。あとは、飼料用米・加工用米等流通加速化事業補助金という県の補助金が 6 年度はないということで、それが 380 万 6,000 円ということになります。

それから、畜産振興費のほうなんですけれども、これが 26.2% の減ということですけども、主な要因としましては、家畜予防対策事業のほうで要は予防接種の接種見込み件数の減ということで 719 万 7,000 円。それから、県産飼料自給体制整備事業というところで、これはだいたい毎年 1 件ぐらい要望があるんですけども、全体事業が小さかったということで、462 万 5,000 円です。それから、さわやか畜産総合展開事業というのが質疑でもあったんですけども、それが今回、市内の農業者で事業要望がなかったということで、738 万円、大きく減っているという全体的なパーセンテージになります。

次が、水田農業の関係、同じような答えになってしまうんですけども。専用品種に対する国・県の補助金が目減りしているというところで少なくなっている。あとは、毎年、水田農業の補助金、飼料用米の補助金に関して推計を取っているんですけども、そのときそのときの米価によって結構、農家のほうも取り組みたい。お米が値段上がっているんだからやめたいとか、そういったのもあるので、一応、そうならないように市のほうは利用者協議会、生産者協議会という話合いの中で、大きなあれだったら、3 年契約すればちょっと高く買うということで、なるべく続けてもらうような生産者同士の話合いをやってもらった

りして続くようにはしているところです。

そういった見越してきた中で、去年、国が見込んだ以上に生産調整というか作付け転換が進んだというところで、そういった要は需給が絞られてくると、やっぱり米価が少し。コロナ前まではいかないんですけども、多少上がっている基調があると。そういうのをいろいろデータとかで農家が見ると、やっぱり主食に戻ったほうがいいかなといった考えもあるという中で、今回の取り組み面積も予算上はそんなに、去年までほど大きな伸びで見込んではいないという状況です。ただ、この事業続けていきたいので、少しは努力して、去年並みには最低でもというところで予算立てしているところです。

あと、耕作放棄地のほうですか、90 アールの根拠。去年も 2,000 万円、200 アールということで予算していたんですけども、なかなかこの事業、こちらでアナウンスしても取り組んでもらえる人が少ないというところで、一応いろいろなところにはお声掛けして、今回、5 か所ぐらい。20 アールが3か所と 70 アールが2か所というところで予算立てはして、これは要望の中で、全体で90 アールということで。全部は無理だということなので。

70 アールというところもあったんですが、実際にはまだ、やるかどうか。お声がけしている地区なので。

予算で大きく盛ってもなかなか手を挙げてもらえないというところがあるので、個々の農家が耕作放棄地解消するのは難しいと。どっかの農業法人とか生産法人とか、例えばこの間、農業新聞でも載っていたんですけども、石川県かほく市のJAが自ら出資法人を立ち上げて、市の耕作放棄地をどんどん解消しているという事例がありまして、これすごいいい取り組みだなと。かほく市のJAの組合長は、農地を守るのはJAの使命だって新聞にも書いてある。そこまで思い込んでやってくれているというところで。それがいいのは、耕作放棄地の解消だけではなくて、出資法人をつくって、そこに新規就農の希望の人を2年か3年雇うんですって。それで新規就農対策にもつながっているという新聞記事の先進的な事例。そのほか、茨城県でも三つか四つぐらいのJAが合同でやっぱり出資法人をつくって、どんどんそれをJAの使命として解消しているという、そういった先進的事例はあります。ただ、旭市はなかなかそこまでの農業者の団体は活動がないので、個々の活動に頼ってしまっているところがあるんですけども、そういった大きな動きがあれば、どんどんそういう人に活用してもらえれば、うちのほうの補助金もどんどんつけられるのかなというふうに思います。

それから、多面的機能の16団体の分布ということでした。干潟地域が4団体、海上地域が3団体、飯岡地域が2団体、残りの旭地域が7団体で全部で一応16団体ということで、多い

少ないはあるんでしょうけれども、いい感じで広がってきているのかなというところです。
この制度は非常に、農地を守るにはいい制度なので、団体つくるに当たって規約つくったり
だとか結構ハードルが高いですけれども、そういった部分では農水産課のほうで支援しながら、
どんどん増やしていきたいなと考えています。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） では、商工観光課のほうから順番……

○委員長（片桐文夫） 農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） すみません。さっき、農業総務費で、減の要因を給与費の1名減で、
もしかして7,650万円とかって間違えて言ってしまったと思うんですけれども、765万円の間
違い。1人分なので、そんなに給料をもらっている人はいない。すみません。

○委員長（片桐文夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） では、私のほうから、3点ほど質疑いただきました。まず空き
店舗の関係です。

希望物件、見つけた方の賃借の確認方法なんですけれども、こちらは申請があった時点で、
市のほうで不動産屋であったり貸主のほうに連絡して確認を取っております。

あと、3か月の根拠というところなんですけれども、特段、根拠というのはないですけれども
も、もともとの補助金が始まったときに、6か月空いていれば対象という形を取っていた
んですけれども、そのときになかなか空き店舗の申請がなかったというところで、少し緩め
てあげて、あまり空き店舗が長く続いてしまうと、商店街にとってもよろしくないという
ところから、その辺を少し緩めたという経緯でございます。

あと、特産品開発のほうの136万円でございますが、特産品についてはそのうちの100万円
ということで、補助金50万円限度ということで、一応2件分を予算計上しております。

ここのところなんですけれども、令和5年度が1件、昨年度はゼロでございました。令和3
年度は3件というところで、その傾向を見ながら取りあえず2件というところで今回計上さ
せていただいたところでございます。

あと、横断的なこの検討というところなんですけれども、もともとの特産品というのは、
旭市の農水産物を生かした特産品開発というところに主眼を置いていますので、もちろんも
ともと産物を使ってやっているというところでは、うまく機能しているかなというふうにか
考えてはいます。

今年についても、1件というのはミニトマトの農家が、はじかれた規格外のトマトを利用してジャムを作って、それを開発したいというような申請でございました。農家のほうで6次産業化といいますか、そういったところで産物を無駄にしないで生かして特産物に変換していくというような取り組みを支援しているという意味では、こういった連携とはちょっと具体的に言いづらいところあるんですけれども、今までの申請の傾向を見ていると、そういった傾向が多いということです。あと、個人で申請している方についても、旭市の農水産物をもちろん活用していろいろな製品をつくっていききたい、研究していききたいというところで採択されている例がほとんどですので、その辺は趣旨に合致しているかなと思います。

これから先、委員のほうからありましたけれども、ふるさと納税の返礼品というところがまだちょっと。もちろん返礼品になっているものもあるんですけれども、ちょっとまだそこまで行き着いてない商品もありますので、その辺につきましては、もちろん観光物産協会とかと連携しながらPRのほうをしていったりとか、あと、例えば道の駅に置いてもらうような形で市としても支援していくというような、いろいろなことを考えていければというふうに思っております。

あと、観光施設費について、6年度で1億円突破しているという話でございましたけれども、これにつきましては、先ほどもちょっと補足説明では申し上げたのですが、まず潮騒ホテルの脇にある市営プールの老朽化に伴う改修工事が約1,000万円弱の規模がございます。あとは観光遊歩道、これは令和5年度から引き続いての事業になります。今年度途中までやったんですけれども、その続きということになりまして、こちらのほうが約1,300万円ほど。あと、長熊釣堀センターの管理棟にありますトイレ、浄化槽、この辺が老朽化しているというところで、利用者もまた高齢者が多いという中で安全に使用していただくというところで、その改修というところです。

ちょっと戻ります。遊歩道につきましては、5年度、老朽化していた手すりの撤去と、半分、新しいのに切り替えたんですけれども、山から水が流れてきて、それがなかなか滑って階段が危ないというご指摘もありましたので、途中で受ける排水溝を整備してやりました。6年度は、手すりの続き、上半分のほうと、津波避難経路にも指定されているというところから、LEDの照明設備を4灯ほど設置したいというところで計画をしているところでございます。

そういったところで、観光施設管理費のほうの事業費が膨らんでいるという要因になっているというところでございます。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 議案の審査は途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 ３分

再開 午後 １時 ０分

○委員長（片桐文夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

○建設課長（齊藤孝一） では、最初に 198 ページ、交通安全の転落防止柵の関係になります。

場所は鎌数になります。延長は 220 メートル、高さは 1.1 メートルの転落防止柵を予定しております。

続きまして、202 ページ、橋梁長寿命化の関係になります。委託料の関係なんですけれども、74 橋の点検のみになっております。令和 6 年度は点検のみということになっております。

あと、13 年前の震災で、橋梁がどのぐらい壊れたかというようなご質疑もありました。1 橋、欄干が壊れていたというところなんですけれども、その場所は、矢指ヶ浦海水浴場の西側に架かる日の出橋という橋なんですけれども、自転車道の端のほうで津波によって浮き上がり、日の出橋のほうに持ち上がってしまって、それで欄干が壊れたということになっております。把握しているというのはその 1 件でございました。

そういうのを含めて長寿命化対策をしているのかというような質疑だったと思うんですけれども、今回、長寿命化につきましては、あくまでも現況の橋梁の長寿命化対策であって、耐震の補強というところまではまだありません。

以上になります。

○委員長（片桐文夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、203 ページ、都市計画見直し支援業務委託料、こちらのほうから回答いたします。

まず、こちらの業務の委託先なんですけど、令和 4 年の 6 月に、国際航業株式会社と契約いたしました。業務期間は令和 4 年度から 7 年度まででございます。4、5、6、7 でございます。

ざっくり言いますと、業務 1 年目の令和 4 年度は、都市計画区域の指定方針、指定基準の検討や建築物の動向調査、そういったのを行っております。2 年目、本年度は、昨年度からの

継続に併せまして用途地域や都市施設、全員協議会で軽く説明させていただいたことをやってまいりました。主な業務として6年度なんですが、指定道路調査、建築基準法上の道路調査でございます。これは事業量が非常に多くて、業務のほぼ7割を占めております。市内で狭い道路の調査を全部行うまでが大変で、本年度もう既に予備調査からかかっておりまして、7年度いっぱいかかるのかなというところなんです。令和8年度からの都市計画区域の拡大を今目標に進めているところです。

区域マスタープランのお話が出ましたので、そこについて触れます。

区域マスタープランというのは、千葉県が県内の各都市計画区域に目標とかその指針を定めるもので、市が施策を行うマスタープランとはちょっと内容は違います。市のマスタープランについては、区域拡大後、令和8年度以降に作成の予定でございます。ここで言う業務というのは、その区域を拡大することを前提に県のマスタープランの原案をつくっておくという、そんなにボリュームが大きいものではございません。

それで、次は211ページよろしいでしょうか。211ページの上から耐震の関係でございます。質疑の中で、能登の地震を受けて何か考えはあるのかということだと思います。

耐震については、昭和56年以前、旧耐震の建物について、以前から耐震改修の事業をやっておりまして、取り立てて今、能登の地震を受けて拡大とかというわけではございません。常に重要施策として位置づけております。ただ、実績としては、古い家の価値観の問題もあるのか、耐震改修まで至った事例はごく少数でございます。

予算の内訳なんですが、まず、耐震改修補助金200万円になっております。これは、補助金100万円が2件で200万円でございます。その内訳としましては、補助金の上限が100万円で、補助率は3分の2で、設計、工事、施工監理、そこを含めた補助金になっております。

その下の耐震診断補助金8万円でございます。これは、耐震があるかないのか、そういった診断に関する補助金でございます。補助金額は4万円で、その2件で8万円になっております。

その下、住宅リフォーム補助事業。これは耐震ではなくて、一般の市民の方が主に住宅のリフォームをする費用に充てるものです。外壁の改修とか浴室、トイレ、そういったものにあてがってもらっております。

それと、下の空き家等対策事業でございます。これ、委員のほうから1,100件が1,500件とかというお話がございましたが、平成30年にやった実態調査で、1,129件の空き家が市内にあるということです。1,500件というのは、本年度、5年ぶりにやっているんですが、まだ完

全に精査は終わっていないんですが、1,500件ほどにそれが400件近く増えた状況でございます。ということで1,500件というのを何らかの機会にちょっと申し上げたことかなと思います。それを受けて予算に反映したのかということでございますが、空き家に関しては市が直接下すものはそれほどないので、1,500件に増えたからといって、仕事は当然、手紙のやり取りなりそういうことはしますが、予算上反映できるものはそれほどないので、予算的には従前とそれほど変わりはありません。

それと、委託先の質疑がございました。211ページの12、委託料の委託先でございます。計画策定支援業務委託料は今後入札で行いますので、まだ未定でございます。

その下の電算機保守委託料。これは長期継続契約で、空き家のシステム管理を行っております。アジア航測株式会社千葉支店が長期継続契約で受託しております。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） すみません、答弁漏れがありました。申し訳ありませんでした。

橋梁長寿命化の委託先なんですけれども、公益財団法人千葉県建設技術センターというところに委託をしております。

以上になります。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） すみません。いろいろ書き取っているうちに、自分でも順番が分からなくなってしまったので前後するかも分かりませんが。

まず、171ページの畜産振興費。タブレットですね。26%減の中が接種見込み減ということだったんですけれども、接種見込みが減ということは、接種する対象のもの、動物が減るという見込みなんですか。そのところお願いいたします。

これもまた1回で全部やっちゃうの。

○委員長（片桐文夫） はい。

○委員（戸村ひとみ） 訳分かんなくなっちゃうね。

168ページ、すみません、遑っちゃうね。飼料用米のこと、詳しく教えていただいて、私も実は昨日、そのところを詳しく自分なりに勉強したんです。そうしましたら、課長のご答弁の中にあつたように、主食用ともう一つの主食用にならないお米を米価によって、お米の値段によって、作り手が作りたいほうが上下すると。

（「そうじゃない」の声あり）

○委員（戸村ひとみ） そうじゃない。いや、私はそういうふう理解したんです。ただ、農業の後継者とかが少なくなるということは、恐らくもうかる農業になってないから後継者が少なくなるんだろうと思っていますので、ぜひとも旭市内の農家にはもうかることを考えていただいて、どんどん農業振興を進めていっていただきたいんです。

なので、飼料用米のほうの減になっているところというのが、国・県の補助金が減っているのも一つの要因だというふうにお伺いしたんですけれども、そのところで、市のほうから国・県の補助金とかを減らさないような申出というか、そういうことというのはできないものなのかどうか。令和6年度の予算に対してそういうことを申し出るような機会とかそういうことがないものなんですか。なかったんですか。

というのは、先ほど来言ってますように、千葉県農業を支えているのは旭市なので、そういった自負を持って県にちょっと物申していただきたいんです。県のほうに行ったらしゃる議員もいらっしゃいますし、農業のまちということでその議員にお願いするなり、市としても強く申入れをされるべきだと思うんです。政策的なところで。予算を編成するときに、そういうことというのはやられるものなのかどうなのかお伺いします。いや、ぜひともやっていただきたいのでこういうことを言っているんですけれども。何か言いなりみたいなのはちょっと受け入れ難い、私としては。ということで168ページ。

飛んでしまうかもしれませんが、耕作放棄地です。173ページ。課長のほうから、予算が減になっているところって、20アール掛ける3と、70アールを見込んでいるところがちょっと不確定なのということで、全部で90アールになっているというふうにちょっと聞こえたんですけれども、20アール掛ける3ということは60アールなので、残りの30アールの分が、70アール何とかしてくれないかというような人のお答えが不確定ということだったのかなと思うんですけれども。

取り組んでもらえる人が少ない現状があるということで、市のほうから取り組んでもらえる人を発掘するというのをJAとタッグを組んでやってらっしゃるものなんですか。そのところをちょっとお伺いしたいです。

これも先ほど来言ってますけれども、県だとか国だとか、そういうところの関係なしでは農業の予算というのは絶対にとっていけないところだと思いますので、そういった意味ではJAというのがものすごく大きな役割を旭市でも持ってらっしゃると思いますので、その辺とのタッグのことをお願いいたします。

それから、出資法人をつくっているところもあるということで、この件こそJAに働きかけ

をして、出資法人をぜひつくってもらえないかみたいなことを予算を編成する時点で考えていただきたいんです。こういった例があるということ把握されて、令和6年度予算の中での検討というものはありましたか。お願いします。

耕作放棄地と次の養豚のほうにもかかるんですけども、市としては、農家が一番求めていることが何なのかというところは把握してらっしゃると思います。私が昨日、自分なりに勉強した中で、補助金等がいくら増額されても、ちょっと言葉は変ですけども、麻薬みたいなもので、一時的にがっと気分が上がったりなんかするかも分からないけれども、継続的な効果は出ないというのを農家のほうから聞いているんです。本当は価格転嫁をどうやったらできるかということを真剣に考えてほしいというのを言われたんです。私、農業新聞とかを読んでいても、それが農家の切実な思いなんだろうなというのはしみじみ感じます。

ですから、令和6年度の農業予算の中で、価格転嫁がうまく行われるようなことを耕作放棄地に関して、後で触れます養豚のことに関してもですけども、令和6年度の予算要求の中で考えられましたか。

185 ページ、特産品のことです。例を挙げていただきました。ミニトマトでジャムを開発ということで、とてもいいことだと思います。農業のまちでミニトマトを特産品にしようという試みを持ってくださった方がいらっしゃるということもものすごくいいことだと思いますし、それに対して補助金が出るということがすごくいいことだと思います。ただやっぱり、先ほど課長のほうからもおっしゃいましたが、この特産品を作った後がどういうふう to 販売できて、どんなふう to ここで収益が上げられるかということまで全部、庁内横断的に。ふるさと納税もそうですし、あとは道の駅もそうですし、そういった農業に関わっている方の収益が上がる方向と特産品開発を結びつけてやっていただきたいというのが……。

すみません、今後、そういうふうな取り組みを。令和6年度予算決まりましたけれども、こういう取り組み自体は予算があるなしにかかわらず、課長はじめ課の方々、あるいは全庁的な職員の働きかけでどれだけでも、歳入とかに関しましては増額できる可能性があるわけですから、そのあたりのところ、令和6年度内でやられるおつもりがあるかどうかということをお聞かせください。

あと、188 ページです。観光施設管理費の中で主なものを挙げていただいたんですけども、報酬というのは、観光施設に従事されている方お一人分ですか。報酬だから違うな、給料ではないですもんね。ちょっとその報酬、お願いします。

それと、先ほど言ってくださった金額を足し算してみたんですけども、1億円の半分ぐら

いにしかならない。半分にもならないか、述べていただいた中では。

あと、ごめんなさい、私が聞き漏れているのかも分かりませんが、需用費のところの……。ごめんなさい。大きいところ、もう1回。プールの改修だとか遊歩道だとか釣堀のトイレだとか、その辺聞いて足し算した中では1億円にはちょっとならなかったので、お願いいたします。

188 ページが終わって、ごめんなさい、ちょっと前後するかもしれませんが、202 ページの橋梁です。令和5年度が設計のみで、令和6年度が点検のみというご答弁でよろしいですか。課長、すみません。点検のみということで。

○委員長（片桐文夫） 課長、答弁はちょっと待ってください。

○委員（戸村ひとみ） ちょっと待ってください。では、ついでに言います。

耐震化補強というのは入ってない、別ということだったんですけれども、なぜ別なんですか。大規模改修とかと耐震化というのは別物でやるものなんでしょうか。そこをお願いいたします。

それと、203 ページ。来年度の予算の中で指定道路調査というのがあって、これが細かい道路にまで及ぶのですごく大変な作業だということで、7年度いっぱいにかかるだろうというご答弁だったんですけれども、指定道路というのがどれぐらい網羅されているものなのか。市の所有の道路全て、市道というのが全てで、県道も全てなのかとか、そのあたりのところをお願いします。

後で聞くというか、津波避難道路なんかも入っていますか。全部。そのあたりが入っているのかどうかをお願いします。

それと、203 ページの次が 211 ページ。空き家対策なんですけれども、さっきのご答弁の中で聞き漏れたんだと思うんですけれども、解体費というのは何ですか。解体費ってありますよね。解体費教えてください。

解体・撤去工事。

211 ページの次が、やはり 211 ページの耐震化の……。前のページからですよ。210 ページの住宅・建築物耐震化なんですけれども、200 万円で、100 万円が2件予定していると。予定というか見込んでいるということで、補助率3分の2で、本会議での質疑のときも聞きましたけれども、耐震化しなければいけない。いけないというのか、耐震化するべきという建物に対する予算の割合、予算で上げている件数の割合を教えてください。

あと、先ほども言いましたけれども、予算要求のときにはまだ……。予算要求のときと同じ

金額なのかということを知りたいんですけども、能登で地震がございましたでしょう、元旦に。そうすると、結構いろいろな地方自治体で、防災対策の見直しをしているんです。次年度の予算に生かそうということでの見直しをしているところが結構あります。そういった見直しというのは、予算要求のときと比べてというか、ありましたか。能登の元旦以降、あったかどうかお願いします。

私、ここのところの予算が 200 万円というのは、本当に予算の取り方が少ないのではないかなと思ってこういう質疑をしているんですけども。

211 ページが終わって、すみません、1 個漏らしていた感じがするんですけども。あった。農水産課長、すみません、土地改良が終わったというのが大きな原因、要因という……

(「それも一つの要因」の声あり)

○委員(戸村ひとみ) 一つね。

では、土地改良が終わったことでどれだけの減に令和 6 年度の予算が、その部分というのはどれだけの減になるのかということと、あと、統計の仕方が何かちょっと変わって、県のほうの人に聞いても、何でだろうねみたいな話があったということで。でも、それって恐らく旭市に対してだけのあれではないと思うので、千葉県に対してだけのことでもないと思いますので、恐らく全国的なことなんだろうと思うんです。統計ですから。

要するに、本当に数字でしか私たちは見ることができないので順位にこだわってしまうんですけども、6 位をずっと保っていたところが 11 位になったとか、養豚に関しては 2 位が 3 位になったとかというところで一番聞きたかったの、ここなんです。令和 6 年度予算要求のときに、あるいは予算編成のチームの中での話合いのときに、そういうことというのは考えるテーブルに上がってきたのかどうかというところを教えてください。単に数字を積み上げたら、これは県のほうから補助金出ないからこの額になるよねとか、補助金に対して誰も申出がなかったからこの額になるよねという積算のみなのか。土地改良が終わったからこの分が減になるよねって、そういう積算のみなのか。あるいは、2 位から 3 位に上げよう、6 位から 11 位に上げようという戦略的なものも予算編成チームの中でのテーブルに乗っかっていたのかどうかというところをお願いします。

一旦、こんな感じ。すみません。

○委員長(片桐文夫) 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） いっぱいあって、整理しながらでいいでしょうか。

畜産の関係で、畜産振興費の減の要因として予防接種の費用というところで減ったと。それも一つの要因なんですけれども、予防接種は毎年、千葉県の東部家畜保健衛生所の方とか、あとは実際に畜産農家のほうに要望調査をしてやっているところです。いろいろ予防接種も、法定伝染病という必ずやらなければならないものと、届出伝染病といって任意でやる部分もあります。予防接種の中には、毎年やるものもあるけれども、3年に1回でいいとか、去年はそんなに出てなかったから来年はいいでしょうということで、そのときの防疫の病気の進行状況によって多少変わってくる部分もあるのかなと。

いずれにしても、家畜保健衛生所の方と畜産農家のほうと連絡を密にしながら要望調査ということで数字を固めているという状況になります。

次が水田農業のほうでよろしかったんですかね。

旭市の水田農業の補助金なんですけれども、1億6,000万円ぐらい盛ってあります。これは市の単独補助金とあとは県のほうの補助金というところで。旭市の予算には載っていないんですけれども、転作の補助金というのは、国から直接来る部分が一番大きな部分になります。それはこっちの予算に入らないで、直接、農家に支払います。今1億6,000万円、県と合わせてですけれども、市が投資している、推進しているというところで、実際に旭市管内には、この面積でいくと、だいたい7億円とか8億円の金額が国から直接、農家のほうには来ているということになります。そういった部分で少しでも誘導できればということで、市のほうでも上乗せの予算とか取っています。

県のほうの要望、常々うちのほうもしているところです。もうちょっと何とかならない。ただ、県にしても、転作の関係の助成金につきましては、国からの配分になっておりまして、国から一定程度、千葉県に配分があって、その中で産地づくりということで、千葉県がまた千葉県全体としてどこにポイントを置いて補助するかというのは決まっている状況になります。

千葉県は昔から転作が全然できていないと。全国で転作やらないワースト3とか。という中で、飼料用米というのが制度としてできてからは、どんどん県のほうも転作ができたということで、そういった部分では県のほうも飼料用米についてはかなり力を置いてやっています。

国の制度設計も旭モデル。旭市が始めたのがモデルで、私担当のときに直接、農水省の事務官とも話し合いながら制度設計したという経緯もありますので、先進的な取り組みではあるのかなと。

次は耕作放棄地の関係でして、取り組む方がなかなか少ないというところでJAの例を申し上げさせてもらったんですけども、JAともいろいろな機会を捉えていろいろ話し合う機会がありますので、JAもJAで経営の部分もいろいろあるんでしょうから、そういった部分ではそういう例もありますよというところで話し合いはしているけれども、無理やりやらせる話ではない。JAはJAのスタンスもあるので、そういったところは話し合いをしながら、どういった方向で、違う方法があるのかどうか、JAも少し力をお貸しくださいという形で話し合うことはできるのかなと。今後もそういった機会を捉えて、そういった部分で話し合っていきたいと思います。

それから、価格転嫁。それこそ食料・農業・農村基本法が半世紀ぶりに改正なるということので今の国会で審議されています。この中で大きな内容の一つとして、価格転嫁をどうするかというのを今揉んでいるところなんです。ただ、価格転嫁って非常に難しい。

例を言いますと、フランスでエガリム法という価格転嫁の法律やっているんですけども、それにしても、価格の算定の仕方が物によっては非常に難しいということで、今後、そういったのを算定して、価格転嫁の基礎数値が出てくればという話なんですけれども、今現在、旭市独自で価格の算定できませんので、そういったものが出来からですかね、話としては。なので、6年度予算ではちょっとそういうところは出てないです。

あと、土地改良の減も一つの要因で、たまたま土地改良の数字が大きかったということで。匝瑳市と旭市のくっついたところの樺海・豊和の基盤整備事業が3,100万円くらい、去年より落ちているのかなというところ。

それから、統計の話もありました。6位から11位に旭市がなつたと。いろいろな計算方式もありますけれども、もっと大きな要因としては、千葉県が4位から6位に落ちていると。そこら辺もかなり引っ張られた原因なのかなとは思いますが。ただ、統計の手法とか、こっちもそれを検証するまでには至ってないんですが、オール県でいろいろ算定している中で、県全体として4位から6位に下がったというのも一つの要因なのかなというところで考えています。

一応。漏れてたら言ってください。すみません。以上。

○委員長（片桐文夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） それでは、商工観光課から2点、お答え申し上げます。

初めに、185 ページ、特産品の話でございます。委員のほうから、もっと横断的に取り組みをというお話ございました。

特産品について申請されて採択された方につきましては、もちろん観光物産協会のほうをご紹介して、例えば会員になればPRとか物販イベントとか、そちらのほうでタイアップできるというようなことをご紹介したり、あとは、先ほども申しあげました道の駅への出品とか、あと、ふるさと納税の返礼品。この辺は企画政策課のほうと連携させていただいて、そこに結びつくような。要は、うちのほうも、特産品ということで、開発して、その後が大事だと思いますので、その辺に結びつけるような取り組みというのは今後大事だということで取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

あと、施設管理費でございます。最初に報酬とかという話がございました。報酬とその下の給与という欄なんですけれども、長熊釣堀センターの会計年度任用職員の人件費の関係になります。それだけです。

あとは、再度、1億円というところでご説明をということでした。昨年度の観光施設管理費と比べて2,200万円ほど増していて1億円を突破しているというところになります。その主な増の要因なんですけれども、先ほど申しあげた3か所の工事もそうですけれども、あと海水浴場、海岸の砂が堆積しているのを撤去するとかというところでだいたい1,600万円ぐらいかかっています。あと、委託料のほうで主なところで、海岸のトイレの清掃です。6か所ほどあるんですけれども、これが昨年度に比べると約200万円ほど上がっている。人件費の関係だと思うんですが。あと、監視業務、プールのほうの監視業務。あと、公園維持管理ということで、先ほども申しあげました長熊の釣堀スポーツ公園とあと上永井公園の樹木や草の関係の維持管理、こちらのほうが230万円ほど、昨年度に比べると上がっている。物価高騰、人件費の高騰というところも鑑みて。その辺を足し上げますと、だいたい2,160万円、2,200万円近い線がこの辺かなというふうに考えております。

ですから、工事そのものも1,500万円ほど上がってはいるんですけれども、そのほか委託料、そういったところが結構大きいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（片桐文夫） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 202ページの橋梁長寿命化の委託料の関係、再度整理しました。

まず、令和5年度の委託料は、橋を修繕する設計が入っています。もう一つは、先ほども申しあげましたが、4年間で市内の橋、全橋点検すると。もう1年間で点検したものをまとめて修繕計画を策定するというような形で申しあげましたけれども、ちょうど令和5年がその修繕計画を策定する年で、その委託料が入っております。

令和6年度は、今度新たに74橋の点検から行います。

（「どういうこと」の声あり）

○建設課長（齊藤孝一） 令和5年は橋の設計入っています。

（「何の」の声あり）

○建設課長（齊藤孝一） 橋を修繕する設計ですね。修繕する設計が入っています。

（「ちょっと分からない」の声あり）

○委員長（片桐文夫） 答弁を続けてお願いします。

○建設課長（齊藤孝一） なおかつ、橋梁の修繕計画書を令和5年度にやっけていまして、令和6年度は、74橋の点検委託料のみとなっております。

あと、橋梁の長寿命化に関して、耐震のほうが入っていないというようなことでしたが、一応、26年度の道路法改正で、橋梁については5年に1度の定期点検が義務づけられていまして、そのメニューに従って今、橋梁の長寿命化のほうを行っておりまして、耐震とはまた別という考えになっています。

以上になります。

○委員長（片桐文夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、まず203ページから、指定道路の関係からでよろしいでしょうか。

指定道路というのは、建築基準法に係る道路で、都市計画区域になりますと、幅員4メートル未満の道路ですと、家が建たなくなってしまいます。現状、旧3町には狭隘な道が数ございまして、それを救うために、都市計画区域になる前から使っていた道路に家が建っているんだよと証明するためにつくる図面なりを作成する作業でございます。その数が、机上の段階で、今現場にもぼつぼつ入っているんですが、旧3町の中で延べ延長が656キロメートルほどございます。

机上の分なので、現地調査入って、それが不要になる場合もあるし、必要な場合もあるし、いろいろなケースがあるんですが、路線数としては1万1,662本ございます。

（発言する人あり）

○都市整備課長（飯島和則） 1万1,662本。机上で調査が必要だということで今挙げている道路ですので、実際に現場行って測ってみて、例えば4.1メートルあったとか、3.8メートルだったとか、そういうので変わってくるので、現場調査行かないと分からないんですが、今このくらいの量がございます。これを図面に仕上げて、写真撮ったりしてという作業が。これ

は本当に人が幾らでも必要な作業でございます。それがでございます。

次の二百……

(「津波避難道路」の声あり)

○都市整備課長(飯島和則) 津波避難道路とかはもう幅員が広いので、そもそも関係ないので、入っておりません。

それと、210 ページ、耐震化、耐震改修の関係です。

割合ということだったんですが、推計でございますが、市内に旧耐震、昭和 56 年以前の本造の戸建て住宅は 4,800 件ほどあると今推計出ております。その中には空き家も、1,500 件、今空き家あるんですが、大半は空き家なのかな。1,500 件くらいはほぼこれに入るのかなというところもございます。

それとあと、この中で建て替えであるとか、そういったものを予定している方もいらっしゃるのかもしれませんが、予算的には 2 件なので、4,840 分の 2 ということに。

(「四千八百……」の声あり)

○都市整備課長(飯島和則) 40 分の 2 でございます。

耐震改修、実際に工事に至らなくても、市としては、耐震の無料相談もやっておりますので、それも毎年広報でお知らせしていますので、まずはそういう相談から。診断をして必要であれば改修となるんですが、価値観の問題で、40 年以上前の家ですから、大金をかけてという思いがあるのかもしれませんが、まずは耐震の相談をしてみてもうることからやってもらおうかなというのが今のところの最優先の施策でございます。

それとあと、211 ページの空き家等対策の解体・撤去工事。これは、空き家が放置されておまして、台風なんかの前に、風があって窓が飛んだりとか、そういったのが生じる可能性が過去何件かございます。そのときに、空き家の持ち主に連絡を取ってとやられてられないので、緊急安全措置で予算確保しているものです。内訳としては、20 万円掛ける 3 で 60 万円用意している。ロープとかコンパネとか使って安全措置を図る、そういったものでございます。

耐震の予算要求と能登地震の関係なんですけど、能登地震の前に要求して、それ以降、変えておりませんので、そのままでございます。

○委員長(片桐文夫) 戸村委員、お願いします。

○委員(戸村ひとみ) すみません。たくさんなので自分自身もよく分からなくなってきたんですけれども、ちょっと順番が前後するかもしれませんが、先に、耐震化のリフォームという

か住宅のほうなんですけれども。

さっきも申しましたように、能登の地震を受けて、結構いろいろなところが防災ということでの見直しを。当然のことながら、次年度予算への反映のために見直しをしているという記事がばんばん出ているので、そんな中で、ここの2件というのがちょっと引っかかってしまって聞いたんです。市としては、きちんとこの見直しをして、実際に旧耐震のところの住宅が崩れて被害者が随分出ているという事例が直近で起こったわけですから、予算を上程する前にきちんと見直しをして、2件なんていうんじゃないかと、やられるべきだったんじゃないかなと私は思うわけです。一番大事なところですよ。市民の命と財産を守るというところは市が一番やらなければいけない。市こそがやらなければいけないところなので。そこで副市長、どうですか。ここのところの予算編成です。

先ほど言いましたように、自分のところが1回ものすごい痛い目に遭っている。自分の市が痛い目に遭っている。それに重ねて、今度、次年度の予算を編成している途中で、能登にあんな大変なことが起こった。当然のことながら、防災というところに関しての予算は、見直しというか組替えが行われるべきだったのではないかと私は思うわけです。それをしないで上程されたということに対して、私、副市長のご見解をお聞きしたいです。

(発言する人あり)

○委員（戸村ひとみ） ちょっと待って。まだほかにも。すみませんね。全部言えってことなんで。

それに関連してです。関連してというか、先ほど課長のご答弁がありましたけれども、橋梁の耐震化のほうは別ですというような話があったんです。そこまでのご答弁の中でもちょっとよく分からないところがございまして、私の理解力が欠けているんだと思うんですけれども、令和5年度に設計、令和6年度に74橋梁の点検のみ。点検してから設計ということではないんですか。どんなふうに直したらいいかなとかというのを点検して、それで設計して、実際に工事をやるという流れではないんですか。私の理解が間違っていたら、お願いします。

なおかつ、耐震補強とかというのは入っていないということなので、では何の点検を令和6年度で。どういったところの点検をするんですか。穴が開いている、壊れそう。でも、地震が来たらどうなるかというのは、別に点検はしないということなんですか。

あと一つ、さっき漏らしていました。179ページの積立金の洋上風力のほう。ごめんなさい。令和4年度から令和29年度までのトータル額を教えてください。途中で6,000万円になって、また今度、4,000万円に下がっているとか何とか、ちょっといろいろありました。トータ

ル、令和4年度から令和29年度のトータルでお願いします。

あと、転落防止柵のことなんですけれども、198 ページ。鎌数の 220 メートル、1.1 メートルというのは、確認です。議員のほうからの、ここのところ市民の声がありますというのを受けての設置予算になっていますか。その確認だけお願いします。市民意見を拾い上げられた議員の方の申出によってのこの予算取りになったかどうかというのを伺います。

それと、あともう1点。副市長のほうにこれもご答弁いただきたいんですけれども、令和6年度の道路予算で、先日、「東日本大震災 13 年」という読売新聞の記事の中に、「津波避難道路完成遠く」という衝撃的な記事が出たんですけれども、これに対して、令和6年度って予算取っていますか。市民の声がかなり上がっていると思います。私のところにも、避難道路が完成しないということに対しての市民のおしかりの言葉だとかいろいろ届いています。そういったことで、令和6年度にはぜひともこれを進めなければいけないというふうな話が予算要求のときには必ず上がっていたと思うんです。それに対しては、令和6年度予算の中でどのようにになりましたか。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） それでは、洋上風力のトータル金額なんですけど、26 年間で 10 億円が来るということです。

○委員長（片桐文夫） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） まず、点検の仕方から。

（「何か時系列が私のみ込めないんですよ」の声あり）

○建設課長（齊藤孝一） すみません。橋梁を4年かけて全ての橋梁を点検します。

（「それは何年から何年」の声あり）

○建設課長（齊藤孝一） 前は……

（「5年に1度の見直し」の声あり）

○建設課長（齊藤孝一） 5年に1度の見直しです。

（「で、4年かけて点検なの」の声あり）

○建設課長（齊藤孝一） そのサイクルです。4年点検やって、1年修繕計画、4年点検やって、1年修繕計画。令和5年度は、修繕計画策定した年。修繕計画は、前年度に橋梁修繕の計画も立てますので、今年、令和6年に工事する分には、もう計画がそこに、6年で工事しますという計画がありますので。

(「それとは別なんだ、74 橋は」の声あり)

○建設課長(齊藤孝一) 74 橋は別になります。順繰りに年度で点検していきながら修繕をしていくというような形になります。すみません。

あと、点検方法なんですけれども、近接目視という形で、橋の下に潜り込みながら、目視でひび割れ等を点検していくという形になります。

以上です。

○委員長(片桐文夫) 副市長。

○副市長(飯島 茂) 私のほうに何か2点、ご質疑がありました。ページよりは質疑の順で回答させていただきたいと思います。

初めに、211 ページの関係で、211 ページの上段のほうに、住宅・建築物耐震化促進事業のうちの住宅耐震改修補助金 200 万円について、担当の説明で2件だということで回答しておりますが、戸村委員から、能登の地震、1月1日ありましたが、そういった状況の中でこれを見直して、もっと多く予算化すべきではないかといったようなご質疑でございました。

能登の大きな地震に限らず、ここ何年か前から、千葉県はスロースリップでしょうか、地震が多発化しているといったようなことで、いろいろ国のほうも注意喚起をさせていただいております。そういった上で、予算をもっと多くすべきといったようなことでありましたが、担当課というかこの予算編成については、今までの実績の中で2件見ておりますが、実際、市民の皆様から本当にご理解、心配されて、補助金の申請等あれば、これについては打切りではなくて、流用等でしっかり対応させていただきます。とにかく市としては、やはり市民の安全を守るためにPRすべきなんですけれども、ただ予算を組むのが目標ではないんです。あくまでも前段としてPRすべきが大事だと思っております、予算の2件については、増額することはありませんでした。

2件目、201 ページの関係で、先般の 3.11 を踏まえた中での新聞報道で、旭市の飯岡地域の津波避難道について、完成遠くといったような将来といいますか、そういったことで新聞報道がありました。それについて戸村委員は予算あるのかということでありますが、当然事業としては、201 ページ一番下段に震災復興・津波避難道路整備事業ということで、令和6年度は1,447万1,000円事業化しております。

予算化した内容につきましては、委託の関係と公有財産が100万円強、補償補填、物件補償ですかね、440万円ほどありますが、とにかく道路整備するに当たっては、地権者のご理解、ご協力いただかなければ事業展開はできない中で予算化しておりますし、引き続き、地権者

のほう、しっかりと協力をいただけるよう交渉してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○委員長（片桐文夫） 議案の審議は途中ですが……

（発言する人あり）

○委員長（片桐文夫） 休憩取って、その後にすぐ。

途中ですが、午後 2 時 10 分まで休憩いたします。

休憩 午後 1 時 5 9 分

再開 午後 2 時 1 0 分

○委員長（片桐文夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の審査を行います。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 橋梁の長寿命化に耐震が入っていない、なぜ入っていないかというご質疑だったと思います。

一応先ほども申し上げましたが、今回の橋梁の長寿命化に関しては、既存の道路法の改正があつて、26 年に道路法の改正があつて、5 年に一遍、点検が義務づけられておりまして、それに伴い長寿命化計画を立ててやっていることでありまして、今回の耐震とはまた別物になってしまっています。一般質問にもありましたけれども、県のほうでも、新川に架かる橋、干潟大橋ですね、昨年度に耐震化の設計が終えたばかりで、旭内ではまだ 1 橋になっておりますので、今回の橋の長寿命化に関しては、耐震とはまた別の事業だということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（片桐文夫） 答弁は大丈夫ですね。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） この件につきましては、私、副市長に聞いたつもりだったんです。住宅耐震化の 100 万円ずつ 2 件の 200 万円の予算を見直さなかったのかということで……

○委員長（片桐文夫） 答弁しましたね。

○委員（戸村ひとみ） 違うんです。そのときにこの耐震化、橋梁の耐震化のこともそれに併せて聞いたつもりだったんです。何でこれが耐震化で補強工事というものの項目が入れられな

かったのかというのを聞いたつもりだったんですけれども、別物ですってもう何回も言われているから、別物だというのは分かったんです。ただ、先ほどの課長の説明では、目視で穴開いてないか、ひび割れしてないかという、その点検のみで、5年に1回やれっていう法律があるから、そのあれで4年点検・設計して1年工事するというそれを繰り返して、令和6年度では74橋梁の点検のみを行うと。

では、ここで穴が開いている、ひびが入っているというそれを直すだけではなくて、元旦に起こった地震のことを検証して、我が町にも当てはまらないか、橋が落ちて物資とかが届かないようなことがあるんじゃないかとかということなぜ考えられなかったか。耐震化のほうの予算というのも、なぜ橋梁のほうの耐震化の予算というのをとられなかったかということ副市長に聞いたかったんです。また同じことを課長ご答弁くださいましたけれども、それでは、耐震化別ですって、橋梁耐震化は別ですって言われたんでしたら、別で、令和6年度になぜ予算取りをしなかったのかをお伺いします。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時17分

○委員長（片桐文夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の審査を行います。

副市長。

○副市長（飯島 茂） 現在、市では、新川等に架かる、結構橋長が長い橋幾つかありまして、それが全て安全だということではありませんが、性能、何かレベルがあるようすけれども、性能さを満たしてない橋梁というのがただいま見た資料では8橋梁ありますが、本当にそれすぐ対応しなくては……。またこれ言えば、いやそれもすべきでしょうということでもあります、多額な修繕といいますか、補強といいますか、工事費がかかる中で、本当にすぐ緊急性あるということではない中で、しっかり補強工事等をして長寿命化を図る。そのように現在、市のほうでは考えているところです。非常に厳しいですけれども、ですから、すぐ緊急性、すぐやらなくてはならないというレベルの耐震性を持ってないという判断では

ないと。

(「それ調べた」の声あり)

○副市長(飯島 茂) はい。性能さを満たしていないというようなレベルだそうでございます。すみません。

○委員長(片桐文夫) 戸村委員。

○委員(戸村ひとみ) つまり、耐震化診断をして、橋梁全て、8橋がちょっと怪しいけれども、今すぐにやらなくてもいいというふうな診断結果が出ているということでの答弁でよろしいですかね。

もう1点。津波避難道路のことで予算が取ってあるかって聞きましたら、令和6年度取ってあるかって聞きましたら、一千何百万円計上されているのを教えてくださいました。その中に、この記事になっている……。これ必ず読んでらっしゃいますよね。副市長、この記事。飯岡海水浴場から内陸に向かう道路、用地買収が完了せず、完成のめどが立っていない。飯岡中学までのところに抜ける道路なんですけれども、完成のめどが立っていないということで、この道路の予算がこの一千何百万円の中に入っているのでしょうか。

○委員長(片桐文夫) 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。
暫時休憩します。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時20分

○委員長(片桐文夫) 休憩前に引き続き会議を開きます。
副市長。

○副市長(飯島 茂) お答えしたいと思いますが、まず議会事務局にも確認したいんですが、議案質疑とは議案の内容についての質疑を不鮮明な部分をやる。どうも戸村委員の発言は、新聞であったり、先ほどの関係もそうですが、一般質問的な内容に入り込んでいるといったように私考えますので、後でしっかり検証してくれませんか。よろしくお願いします。

(発言する人あり)

○副市長(飯島 茂) 新聞まで。議案の質疑だって、根拠とか不明な点であってと私思うんですけれども。

(「道路のことを聞きたいんです」の声あり)

○副市長(飯島 茂) それ言ったら、関連関連で、何でもありきになりませんか。

○委員長(片桐文夫) 副市長、答弁をお願いします。

○副市長(飯島 茂) はい。

先ほど申し上げましたように、予算のほうは二百何ページにありますし、あと歳出予算のほうについては、今年度の補正予算、第8号になりますが、繰越明許費、工事費のほうですね、しっかり入っておりますので、全工事費入っておりますので、ご理解を賜りたい。

あともう1点ありましたっけ。これだけでよかったんでしたっけ。

(「耐震診断の結果の件」の声あり)

○副市長(飯島 茂) すみません。

ですから耐震診断、橋梁に限らず、他の公共施設、例えば箱物でもそうですけれども、やりますと、相当大きな多額な予算を必要とします。ですから、要は構造物の建築年、前もちょっと申し上げましたけれども、昭和56年に耐震基準、建築基準法の耐震基準が変わっておりますので、その以前のものは今の耐震基準を満たしていないという前提の中ででございます。耐震基準をやった判断ではございませんのでよろしくお願いします。

(「ちょっと分からないからもう1回言ってください」の声あり)

○副市長(飯島 茂) 耐震調査を行いますと、相当多額な予算を必要とします。ですから、例えばこういった橋梁または公共施設、箱物ですね、そういったものについても、全て耐震診断を行っているものではございません。前提として、昭和56年に建築基準法が改正をされて、従来であれば、震度5強の地震があっても、例えば建物等に大きな損傷を受けないという基準でありましたが、変わって、震度6の地震を受けても建物に大きな損傷を受けないといったように耐震基準が変わりましたので、昭和56年以前の構築物、建設物かどうかの判断の中で、先ほど8橋梁といいましたかね、それについては耐震診断は行っておりませんが、今の基準は満たしていないというようなことで回答させてもらったところでございます。

○委員長(片桐文夫) 戸村委員。

○委員(戸村ひとみ) 一般質問の域ではないかということなんですけれども、全然そんなことない。私、質疑してますので。

これに関しましては、道路名がちょっと分からなかったもので、この記事のことを出ただけです。工事が遅れている道路名が分からなかったもので、この記事を出したのみです。

あと、今の副市長のご答弁、昭和56年以前の8橋梁については基準を満たしていないと思う

が、耐震診断をすると莫大な予算がかかるのでやりませんということで、なのでこの橋梁に関しては、74 橋梁を目視で、穴開いてる、ひびが割れてる、そこを直す計画のみというご回答ということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

副市長。

○副市長（飯島 茂） 先ほど来、建設課長回答しておりますように、5年に1度は法定のルール、法定点検ということで検査を行います。当然結果として、非常に危険というか危ない、そのような状況があれば、さらに詳しい耐震の検査といいますか診断を行った上で、当然工事に入っていく。橋梁なんてものは、どこの川でもそうですが、落ちるようなことがあれば、人が危険でもありますし、当然やりますので、それはご理解賜りたいと思います。

戸村委員、やはり先ほどの発言で、今度は津波避難道路の関係で道路名が分からなかったというご質疑で、申し訳ありませんけれども、旭市では従来から、矢指地域と飯岡地域に津波避難道を整備しておりますと何度も何度も説明してきていることなので。

（発言する人あり）

○副市長（飯島 茂） ですから、旭市には2地域しかない中で、飯岡地域って言ったらご理解賜らないと。それを道路名が分からなかったから質疑というのはどうも私は……

（発言する人あり）

○副市長（飯島 茂） 質疑していいですけども、ちょっと寂しいなと感じました。

以上です。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（片桐文夫） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について補足説明がありましたらお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） それでは、議案第6号、令和6年度旭市水道事業会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

令和6年度旭市公営企業会計予算書の1ページ、タブレットの4ページをお願いいたします。また、別の資料としまして、今日配付させていただいております議案第6号上下水道課という、こちらの資料のほうもご用意をいただければと思います。

それでは、第2条、業務の予定量、（4）主要な建設改良事業の配水管布設替工事、事業費

2億6,048万円のうち、主要事業である基幹管路耐震化事業以外の主な事業について説明いたします。

旭市水道事業ビジョンに基づき、病院や避難所などへ給水する重要給水管の耐震化を図る重要給水管路更新事業及び、4か所ある配水場の自然流下区域を拡大し、旭配水場のポンプ圧送区域縮小を図る配水区域適正化事業の2事業4工事を予定しております。

それでは、資料の位置図の1ページのほうをお願いいたします。

まず、重要給水管路更新事業になります。

①イ・ロ地区配水管布設替工事は、旭駅前東側へ抜ける道路と大正道路との交差点を起点とし、海上地区へ向かい、主要地方道銚子旭線を経由し、国道126号までの区間1,700メートルを、旭中央病院などへの重要給水管として位置づけ、耐震化と増径を図るため、口径150ミリメートルの铸铁管を口径200ミリメートル耐震型铸铁管への布設替工事を30メートル計画しております。

資料2ページ、タブレットも2ページになります。

②としまして、二地区配水管布設替工事は、旧市役所前通りの新川東側の交差点を起点とし、旧市役所本庁前までの区間1,900メートルを、避難所となる中学校などへの重要給水管として位置づけ、耐震化と増径を図るため、口径100ミリメートルの铸铁管を口径150ミリメートル耐震型配水用ポリエチレン管への布設替工事を300メートル計画しております。

3ページをお願いします。次は配水区域適正化事業になります。

③としまして、東足洗地区配水管布設替工事は、飯岡地域拡大のため、泉源沼の東側の県道飯岡停車場線との交差点を起点とし、西側へ向かい、川島歯科交差点までの区間1,200メートルと、泉源沼から南側集落へ下りていく道路の区間400メートル、合わせて1,600メートルを配水区域変更区間として位置づけ、増径を計画し、令和4年度に引き続き、飯岡停車場線から西へ向かう区間を、口径75ミリメートル塩化ビニル管から口径150ミリメートル耐震型配水用ポリエチレン管への布設替えを220メートル計画しております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

④としまして、後草地区配水管布設替工事は、海上地域拡大のため、飯岡駅南側の主要地方道銚子旭線のコンビニエンスストアがある交差点を起点とし、西側へ向かい、国道126号までの区間1,010メートルを配水区域変更区間として位置づけ、増径を計画し、令和4年度に引き続き、口径100ミリメートル铸铁管から口径150ミリメートル耐震型配水用ポリエチレン管への布設替工事を160メートル計画しております。

予算書にお戻りいただきまして、5 ページ、タブレットの 9 ページをお願いいたします。こちら、収益的収入及び支出になります。

下の支出の表をご覧ください。1 款水道事業費用、1 項営業費用、2 目配水及び給水費に新たな補助制度を創設し、1,000 万円を計上しております。

これまでは、専用住宅を建築する際に、敷地に接する道路に配水管がなく、給水を受けるために配水管を延長する場合、給水希望者から負担金を頂き、市が工事を発注する費用を計上しておりましたが、市の設計、入札に時間がかかることに対して改善を希望する意見が多かったため、着工までの時間が短縮できる新たな補助制度を創設したものです。

補助制度の詳細につきましては、報告事項のほうで説明させていただきます。

次に、予算書の 6 ページ、タブレットの 10 ページをお願いいたします。資本的収入及び支出になります。

下の支出の表をご覧ください。1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目拡張工事費は、新たな補助制度を創設したことにより、市が施工していた配水管延長工事分が減となっております。

以上で議案第 6 号、上下水道課所管の補足説明を終わります。

○委員長（片桐文夫） 担当課の説明は終わりました。

議案第 6 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

井田委員。

○委員（井田 孝） 1 点だけ。

今日お配りいただいた図面の 1 枚目なのですが、イ・ロ地区の布設替えですが、令和 6 年度分は赤い線だと思うんですが、何で 6 年度は 30 メートルという工事になるのか。これだけ短いと、かえって効率が悪いのではないかと思います。その理由をお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（片桐文夫） 井田委員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） こちらにつきましては、排水でのボックスカルバートとか、そういった埋設物がございます、それをよけながらの工事となりますので、今回、距離 30 メートルと短い工事になってございます。

○委員長（片桐文夫） 井田委員。

○委員（井田 孝） では、令和 7 年度以降をちょっとお聞きしたいんですが、真っすぐ行って、

八銚線横切って細いところ行くような絵になっているんですが、これは何でこう真っすぐ。
このままいくと、八銚線をカーブで行くのが普通だと思うんですが、なぜ横切って細いほう
の道路に行くのかを教えてくださいたいと思います。

○委員長（片桐文夫） 井田委員の質疑に対し答弁を求めます。
暫時休憩します。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時36分

○委員長（片桐文夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。
上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 県道のほうの復旧工事等の費用がかなりかかりますので、その費
用を抑えるために、県道を避けて市道のほうの配水管の拡張、更新の工事を先に進めるとい
うことで計画しております。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑はありますか。
（「なし」の声あり）

○委員長（片桐文夫） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。
続いて、議案第7号について補足説明がありましたらお願いいたします。
上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 議案第7号、令和6年度旭市公共下水道事業会計予算の議決につ
きましては、本会議における説明以外はありませんので、ご審議のほどよろしく願いい
たします。

○委員長（片桐文夫） それでは、議案第7号について質疑がありましたらお願いいたします。
永井委員。

○委員（永井孝佳） では、3点ほど質疑させていただきます。

まず、予算書の22ページ、タブレットで言うと28ページの収入、営業外収益の他会計負担
金は総務省の指針で算出するとお伺いしたんですけれども、3番の他会計補助金のほうはど
ういった算出方法で出しているのかをお伺いします。

あと、議案質疑のときに出ていたんですけれども、下水道事業全体計画の素案というのは、

ホームページで探せなかったなので、どこで確認できるか教えてください。

あと3点目が、下水道に大型店舗も接続できるのかどうか。その辺ちょっと教えてください。
お願いします。

○委員長（片桐文夫） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時38分

○委員長（片桐文夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） まず1点目の補助金ですが、一般会計からの事業費補助として、施設の資本費に当たる減価償却費と支払利息相当分を他会計補助金として一般会計のほうから繰り入れていただいております。

それから、全体計画の見直し結果の素案でございますが、ホームページのほうで意見を伺うために公表しております。3月1日で終わっておりますので、現在見れない状況になってございます。

それから、下水道のほうにつきましては、供用開始区域であれば、大型店舗でも接続は可能でございます。

○委員長（片桐文夫） 永井委員。

○委員（永井孝佳） 他会計補助金について、減価償却とか、詳細が分からなかったなので、また後で教えてください。

あとは、素案のほう、後でいただくことってできますか。一度確認させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（片桐文夫） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 全体計画のほうでございますが、パブリックコメントのために素案のほうを掲載させていただいております。今、パブリックコメント終わりました、今後、下水道の運営協議会のほうに諮らせていただいて、そこで意見をいただいた後に計画のほう

が策定されます。最終的に計画の策定されたものはまた公開させていただくようになりますので、よろしくお願いします。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（片桐文夫） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について補足説明がありましたらお願いいたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 議案第8号、令和6年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決につきましては、本会議における説明以外ございませんので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（片桐文夫） それでは、議案第8号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（片桐文夫） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号について補足説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 議案第9号については、本会議の説明に加えての説明はございませんので、よろしくお願いします。

○委員長（片桐文夫） それでは、議案第9号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（片桐文夫） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第22号について補足説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 議案第22号につきましては、本会議で補足説明申し上げたとおりでございますので、加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（片桐文夫） 議案第22号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（片桐文夫） 特にないようですので、議案第22号の質疑を終わります。

続いて、議案第23号について補足説明がありましたらお願いいたします。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 議案第23号、旭市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改

正する条例の制定については、本会議での補足説明に加えての説明はございませんので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（片桐文夫） それでは、議案第 23 号について質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（片桐文夫） 特にないようですので、議案第 23 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 24 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 議案第 24 号、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、本会議での補足説明に加えての説明はありませんので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（片桐文夫） それでは、議案第 24 号について質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（片桐文夫） 特にないようですので、議案第 24 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 25 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 議案第 25 号、旭市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本会議における説明以外ございませんので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（片桐文夫） それでは、議案第 25 号について質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（片桐文夫） 特にないようですので、議案第 25 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 29 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 議案第 29 号、市道路線の認定及び変更につきましては、本会議の補足説明で説明したとおりでございますので、特に補足する説明はございませんので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（片桐文夫） それでは、議案第 29 号について質疑がありましたらお願いいたします。
井田委員。

○委員（井田 孝） 路線認定なんですが、A-3236 号、A-3237 号、図面を見ると、中央病院の先の分譲地の中の道路という認識でよろしいでしょうか。

○委員長（片桐文夫） 井田委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 宅地開発により……

（発言する人あり）

○建設課長（齊藤孝一） 場所は中央病院の先の道路です。

○委員長（片桐文夫） 井田委員。

○委員（井田 孝） 宅地開発により、位置指定道路だったのを市道認定するということでしょうか。

○委員長（片桐文夫） 井田委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 宅地開発により帰属された道路になります。市に帰属された道路になります。

○委員長（片桐文夫） 井田委員。

○委員（井田 孝） こういう宅地分譲の開発行為の中で、市に委託できる道路条件というのが、通常、位置指定で残ってしまうと思うんですけれども、その場合、住んでいる方々の管理が大変になるので、最初から市に委託される道路の条件のように造れば、みんな委託してもらえるのか。そういう何か要件があれば教えてもらいたいと思います。

○委員長（片桐文夫） 井田委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 道路の認定要件ですが、通り抜けができる道路で、幅員が4メートル以上となっております。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（片桐文夫） 特にないようですので、議案第29号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（片桐文夫） これより、討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第 1 号、令和 6 年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（片桐文夫） 賛成多数。

よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

議案第 6 号、令和 6 年度旭市水道事業会計予算の議決について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（片桐文夫） 全員賛成。

よって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

議案第 7 号、令和 6 年度旭市公共下水道事業会計予算の議決について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（片桐文夫） 全員賛成。

よって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

議案第 8 号、令和 6 年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（片桐文夫） 全員賛成。

よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

議案第 9 号、令和 5 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（片桐文夫） 全員賛成。

よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

議案第 22 号、旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（片桐文夫） 全員賛成。

よって、議案第 22 号は原案のとおり可決されました。

議案第 23 号、旭市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（片桐文夫） 全員賛成。

よって、議案第 23 号は原案のとおり可決されました。

議案第 24 号、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（片桐文夫） 全員賛成。

よって、議案第 24 号は原案のとおり可決されました。

議案第 25 号、旭市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（片桐文夫） 全員賛成。

よって、議案第 25 号は原案のとおり可決されました。

議案第 29 号、市道路線の認定及び変更について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（片桐文夫） 全員賛成。

よって、議案第 29 号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（片桐文夫） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長（片桐文夫） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） それでは、上下水道課から3点報告させていただきます。

まず、今日配付させていただいております旭市水道事業配水管布設費用の補助についての資料のほうをお願いいたします。こちらの資料になります。

それではまず、旭市水道事業配水管布設費用の補助についてご報告申し上げます。

資料1ページをお願いいたします。タブレットのほうも1ページとなります。

初めに、現行制度について説明させていただきます。

給水を希望する土地に接する道路に配水管がなく、給水を受けるために配水管を延長する場合、これまでは旭市水道事業配水管布設費用の負担に関する規程により、延長する配水管布設工事について市が設計、入札を行い、延長が10メートルを超える部分について、2分の1を市が負担する形で給水希望者を助成しておりました。

下の例でございますが、配水管50ミリメートルを100メートル布設する場合、市の設計が550万円となり、そこへ事務費10%を掛け入札を行いまして、落札率を仮に95%としますと、概算工事費が570万円になりますが、10メートルを超える部分の2分の1を市が負担しますので、市の負担が45メートル分の260万円となりまして、申請者の負担が10メートルプラス45メートル分で310万円となっております。

市の設計、入札に時間がかかることや、市の入札価格が民間工事価格よりも割高になることなどから、年々、本制度の利用者が減少しておりました。こうしたことから、費用負担の方法を見直し、下段の新制度でございますが、仮称としまして旭市水道事業配水管布設費用補助金交付規程として、給水希望者が発注する配水管布設工事に対し、配水管の材料費相当額と諸経費分を市が負担することとしております。

下の例といたしまして、同じく配水管50ミリメートルを100メートル布設するものとして、概算工事費は市の設計ではなく、民間の業者の見積りになりますが、仮の費用としまして市設計の70%を工事費といたしますと、380万円となります。そのうち、材料費相当額を市の設計単価により50万円と見積りしますと、この50万円に経費率200%、これは市の設計平均経費率になりますが、経費率を掛けた100万円が市補助金となりまして、申請者負担金は280万円となります。この試算では、申請者の負担が30万円ほど少なくなることになります。

次のページをお願いいたします。

2 ページになりますが、新旧制度の比較をした表になります。

補助の対象は、専用住宅で変更はございませんが、現行規程では、10 メートルを超える部分が補助の対象でしたが、新制度では、10 メートル以内も補助対象といたしております。布設工事費は市が設計、発注していたものを、給水希望者が工事業者へ直接発注することになります。これによりまして、下の欄の工事開始までの手続き期間でございますが、設計、入札がなくなることにより、3 か月から4 か月かかっていたものが1 か月程度まで工事期間が縮小され、工事開始ができるようになると思われます。

また、その下の欄になりますが、市の計画等により、将来的な給水需要見込みによりまして、より大きい口径の布設をお願いする場合がございますが、現行規程では、増径分費用も給水希望者が負担となっておりますが、新制度では市が負担することに変更しております。

市の設計、入札に時間がかかることや、市の入札価格は民間工事費よりも割高になることなどから、現行規程の利用者が減少しておりましたが、新制度によってこれらが解消され、希望者の負担軽減が図れるものと考えております。

なお、新規規程の施行につきましては、令和6年4月1日に公示し、周知期間を1か月取り、令和6年の5月1日から施行する予定であります。

以上で、旭市水道事業配水管布設費用の補助に関する報告を終わります。

続きまして、資料のほう3 ページになります。タブレットのほうも3 ページとなります。旭市公共下水道事業全体計画の見直し（案）についてでございます。

初めに、旭市の公共下水道事業につきましては、令和5年度に事業に着手し、平成12年3月より、90 ヘクタールで供用を開始しました。以降、毎年整備を続け、平成27年度に全体計画区域1,010 ヘクタールのうち、事業認可を受けた202 ヘクタールの整備完了後は、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえて、新規の面整備を休止しておりました。

このような状況の中、現行の旭市公共下水道事業全体計画の計画目標年次が令和6年度までとなっていることから、目標年次の延伸を含め、計画の見直しを行っております。

見直しに当たっては、上位計画である旭市污水適正化処理構想において、現在の整備済み区域以外の污水处理方法を合併処理浄化槽による個別処理での対応としております。

3 ページの表は、既存の計画と見直し計画の比較になります。

まず、計画目標年次を令和6年から令和31年へ、計画面積を1,010 ヘクタールから230 ヘクタールへ、計画人口を2万2,200人から4,939人へ、計画汚水量は日最大計画汚水量としまして1万6,500立方メートルから3,614立方メートルへとそれぞれ減少することになります。

続きまして、次の資料4ページをお願いいたします。計画図になります。

青い線で囲まれている区域が現在の1,010ヘクタールの全体計画区域でございます。その内側に赤色で塗られているところが大小3か所ございますが、3か所の合計面積が今回見直しを行います230ヘクタールの区域になります。

地図のほう、見つらくて申し訳ございませんが、タブレットの資料を拡大して見ていただければ幸いです。

大きい赤のほうの区域ですが、こちらに黄色の線で囲われている部分がございますが、こちらが現在の共用区域202ヘクタールでございます。そこへ、既に区域外流入として接続済みの、図の右側の少し下になりますが、赤い色のちょっと違うところがございますが、そちらは生涯活躍のまち、それから中ほどの旭中央ポンプ場の下の色の違うところが市役所の新庁舎、少し左側に行きまして、旭中央汚水幹線上にあります、ちょっと出っ張りがありますけれども、こちらが第一学校給食センター、その周辺になります。そちらの区域を今回の見直しの中で追加しております。

続きまして、次の資料5ページ、最後のページをお願いいたします。旭市浄化センターの平面図になります。

ちょっと向きが縦向きになっていて申し訳ございません。平面図のほうの灰色の部分が既存の施設でございます。処理能力につきましては、既存の施設で足りるため、青っぽい色の部分につきましては増設を計画していた施設でございますが、計画の見直しによりまして、増設の計画は廃止となります。

以上で、旭市公共下水道事業全体計画の見直し（案）に関する報告を終わります。

続きまして、3点目でございますが、水道料金・下水道使用料納入通知書の支払い障害について報告をさせていただきます。

令和6年2月15日に、旭市上下水道お客様センターに、コンビニエンスストアで水道料金の支払いができない旨の問合せが複数件ありました。急遽、納入通知書を検証したところ、電算システムの印刷誤りにより、納入通知書の有効期限である1年後の日付を、本来は令和7年2月28日とすべきところを、うるう年しか生じない2月29日という存在しない日付に設定してしまい、これが原因となって、一部のコンビニエンスストア等でバーコードの読み取りができず、支払いができない状況であることが判明いたしました。

対象は、旭地域の一部、海上地域、干潟地域に2月13日に発送した計3,320枚の納入通知書でございます。

直ちに対応を協議し、修正した納入通知書を全件再送付することを決定し、周知のため、翌 16 日に市ホームページ及びLINEで情報を発信するとともに、市内コンビニエンスストアへ職員が直接訪問し、事情を説明、謝罪し、来店者への周知を依頼したところでございます。

その後、対象者全員に障害発生をお知らせするはがきを 17 日に、修正した納入通知を 20 日に発送いたしました。

ご迷惑をおかけした皆様には深くおわびを申し上げるとともに、再発防止に努めてまいります。

以上で、水道料金・下水道使用料納入通知書の支払い障害に関する報告を終わります。

以上でございます。

○委員長（片桐文夫） 担当課の報告は終わりました。

所管事項の報告を終わります。

以上をもちまして本委員会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3 時 6 分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 片 桐 文 夫

文教福祉常任委員会

令和6年3月13日（水曜日）

文教福祉常任委員会

令和6年3月13日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 令和6年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について
- 議案第 3 号 令和6年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について
- 議案第 4 号 令和6年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について
- 議案第 5 号 令和6年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について
- 議案第 9 号 令和5年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について
- 議案第10号 令和5年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第16号 旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第30号 専決処分の承認について

《付託陳情》

陳情第 1 号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を
求める陳情

出席委員（7名）

委員長 島 田 恒
委 員 松 木 源太郎
委 員 宮 内 保
委 員 常世田 正 樹

副委員長 伊 藤 春 美
委 員 飯 嶋 正 利
委 員 伊 場 哲 也

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

副議長 遠 藤 保 明

議 員 戸 村 ひとみ

説明のため出席した者（22名）

教育長 向 後 依 明
環境課長 高 根 浩 司
健康づくり
課長 飯 島 正 寛
子育て支援
課長 多 田 英 子
教育総務課長 向 後 稔
体育振興課長 金 杉 高 春

税務課長 向 後 秀 敬
保険年金課長 高 野 久
社会福祉課長 向 後 利 胤
高齢者福祉
課長 椎 名 隆
生涯学習課長 伊 藤 弘 行
その他担当
職員 11名

事務局職員出席者

事務局長 穴 澤 昭 和
副主幹 菅 晃

事務局次長 金 谷 健 二

開会 午前10時 0分

○委員長（島田 恒） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

本日は、審議案件が13件、それと陳情1件ということでお願いしたいと思います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、戸村ひとみ議員より本委員会を傍聴したい旨の申出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

それでは、本日、遠藤副議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○副議長（遠藤保明） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまです。

本日は、付託されました13議案について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なご審議をお願いします。

簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

それでは、島田委員長、よろしくお願いします。

○委員長（島田 恒） ありがとうございます。

議案等の説明のため、教育長と担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、向後教育長よりご挨拶をお願いいたします。

○教育長（向後依明） おはようございます。

本日は、文教福祉常任委員会の開催、大変お疲れさまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で13議案ございます。その内訳でございますが、まず、予算関係が6議案で、議案第1号、令和6年度旭市一般会計予算の議決についてのうち文教福祉常任委員会の所管事項、議案第3号、令和6年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、議案第4号、令和6年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、議案第5号、令和6年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、議案第9号、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち文教福祉常任委員会の所管事項、議案第10号、令和5年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、次

に、条例関係が6議案で、議案第16号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号、旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号、旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号、旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、その他の議案が1議案で、議案第30号、専決処分の承認についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からの質疑に対し、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決・承認くださいますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（島田 恒） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（島田 恒） ただいまから本委員会に付託されました13議案の審査を行いたいと思いますけれども、もう既に分担表によってお示しされていますし、今、教育長のほうから各議案の見出しについてはる言われましたので、早速審査に入らせていただきたいと思います。

初めに、議案第1号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いしたいと思います。説明、質疑については着座で結構でございます。よろしくお願いします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） それでは、着座にて失礼いたします。

議案第1号、令和6年度旭市一般会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

社会福祉課所管事業のうち、全員協議会で説明しました主要事業以外の主な事業について説明します。

予算書の 101 ページ、タブレットは 103 ページ、中段をお願いします。

3 款民生費、1 項 2 目障害者福祉費、説明欄 10 自立支援給付事業 15 億 1,148 万 5,000 円は、障害者総合支援法の下に障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための障害福祉サービス、補装具の給付等の事業を実施するものです。

下段の 19 扶助費、1 段目の共同生活援助給付費、こちらはグループホームですが、の 2 億 8,722 万 7,000 円は、就労支援等の日中活動を利用している知的・精神障害の方等が地域において自立した日常生活を営む上で食事、買物、掃除、洗濯等の援助や日常生活関連動作の支援を行うもので、実利用者を 115 人と見込んでいます。

続いて、次の 102 ページ、タブレット 104 ページです。

同じく委託料で上から 2 段目、就労継続支援給付費 2 億 7,560 万 3,000 円は、一般企業への就職が困難な障害者に働く場を提供するとともに、その知識と能力の向上に必要な訓練等の障害福祉サービスを提供するもので、実利用者を 179 人と見込んでいます。

同じく委託料の下から 2 段目、生活・療養介護給付費 5 億 5,705 万 5,000 円は、生活介護と療養介護の二つの障害福祉サービスの合計で、一つ目の生活介護は 5 億 3,220 万円、それから在宅生活が困難な障害者の身体機能の維持向上を図るため、通所により入浴、食事、排せつ等の介護や機能訓練等の支援を行うもので、実利用者を 186 人と見込んでいます。

二つ目の療養介護は 2,485 万 5,000 円、常時介護を必要とする障害者に対し、主に病院において昼間行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護及び日常生活上の世話を行うもので、実利用者を 7 人と見込んでいます。

これらの事業に伴う歳入ですが、予算書 22 ページ、タブレットは 26 ページの中段をお願いします。

歳入の国・県の補助金ですが、14 款国庫支出金、1 項 1 目 1 節社会福祉費国庫負担金、説明欄 3 障害者自立支援給付費等負担金は 7 億 1,268 万 2,000 円で、国の負担率は 2 分の 1 となります。

予算書 26 ページ、タブレットは 30 ページの中段をお願いします。

15 款県支出金、1 項 1 目 1 節社会福祉費県負担金、説明欄 1 障害者自立支援給付費等負担金は 3 億 5,634 万 1,000 円で、県の負担率は 4 分の 1 となります。

以上で議案第 1 号、社会福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（島田 恒） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 議案第1号、令和6年度旭市一般会計予算の議決についてのうち、高齢者福祉課所管の補足説明を申し上げます。

タブレット22ページ、予算書18ページをお願いいたします。

初めに、歳入になります。

12 款分担金及び負担金、1 項1 目1 節老人福祉費負担金、説明欄1 の老人施設入所者負担金 367 万 8,000 円は、養護老人ホームへ措置入所された方が収入に応じて納めていただく費用負担分となります。

タブレットの26ページ、予算書の22ページをお願いいたします。

14 款国庫支出金、1 項1 目2 節老人福祉費国庫負担金、説明欄1 の低所得者保険料軽減負担金 2,951 万 8,000 円は、介護保険料の所得段階のうち、第1 段階から第3 段階の低所得者に対する保険料の軽減分に対して2 分の1 が補助されるものです。

タブレットの30ページ、予算書26ページをお願いいたします。

15 款県支出金、1 項1 目2 節老人福祉費県負担金、説明欄2 の低所得者保険料軽減負担金 1,475 万 9,000 円は、国庫支出金と同様に保険料軽減分に対して4 分の1 が補助されるものです。

タブレット32ページ、予算書28ページをお願いいたします。

2 項2 目2 節老人福祉費県補助金、説明欄2 の介護人材確保対策事業費補助金 33 万 7,000 円は、介護分野への就業促進のための研修を受講した者に交付する介護職員初任者研修等受講費用助成金等に対してその4 分の3 が交付されるものです。

少し飛びまして、タブレットの106ページをお願いいたします。予算書は104ページとなります。

次に、歳出についてご説明いたします。

3 款民生費、2 項1 目老人福祉総務費、説明欄3 の老人保護扶助費 4,351 万 3,000 円は、経済的な理由等により自宅での生活が困難な低所得高齢者を養護老人ホームへ措置するための費用で、19 人分を見込みました。

タブレット108ページ、予算書106ページをお願いいたします。

説明欄8 の介護人材確保対策事業 57 万 8,000 円は、介護人材確保のため、研修費用の助成や福祉分野を専攻する大学生と現役介護職員との意見交換に対し助成を行うものです。

タブレットの110ページ、予算書の108ページをお願いいたします。

同項3目生活支援費になります。説明欄3の緊急通報体制等整備事業938万6,000円は、ひとり暮らし高齢者等の日常生活における緊急時に備え、24時間体制で対応できる緊急通報装置を貸与するもので、設置台数を271台と見込みました。

タブレット111ページ、予算書の109ページをお願いいたします。

説明欄5の家族介護用品給付事業661万8,000円は、在宅で常時失禁状態のねたきり及び認知症高齢者に紙おむつを給付するもので、対象者を270人と見込みました。

タブレットの112ページ、予算書110ページをお願いいたします。

下の欄になります。同項4目介護保険費になります。説明欄3の介護保険事業特別会計繰出金8億3,055万5,000円は、介護給付費、地域支援事業、介護保険事務費、低所得者保険料軽減のルール分としまして、介護保険事業特別会計へ繰出しをするものです。

以上で議案第1号、高齢者福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（島田 恒） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 議案第1号、令和6年度旭市一般会計予算の議決について、子育て支援課から補足説明を申し上げます。

全員協議会で説明した主要事業以外の主な事業についてご説明をいたします。

歳入からご説明いたします。

タブレットの23ページをお願いいたします。予算書は19ページになります。

13款1項2目2節児童福祉使用料、説明欄3公立保育施設使用料1,015万1,000円につきましては、市外の児童が旭市の公立保育所を利用する際の使用料で、国の基準単価に基づき他の市町村から支払われるものです。前年度比136万1,000円、11.8%の減となっております。この主な要因は、利用児童数の減によるものです。

次に、タブレットの27ページをお願いいたします。予算書は23ページになります。

14款2項2目2節児童福祉費国庫補助金、説明欄2子ども・子育て支援事業費補助金489万7,000円につきましては、児童手当の制度改正によるシステム改修に係る国の補助金でありまして、補助率10分の10、今年度新たに計上したものでございます。

続きまして、歳出の説明をいたします。

タブレットの114ページをお願いいたします。予算書は112ページになります。

3款3項1目児童福祉総務費、説明欄3子ども医療費助成事業2億5,515万3,000円は、ゼロ歳児から高校生等までの入院・通院等に要する費用を助成するもので、前年度比3,131万6,000円、14.0%の増となっております。増の要因につきましては、次のページをお願いいた

します。19 節扶助費で、県の制度改正により令和 5 年 8 月診療分から入院・通院の自己負担に月額上限が設定されまして、月ごとに入院 11 日目以降、通院 6 回目以降が無料になったことや、同月分から高校生等への現物給付を実施していることから、助成額の増を見込んだことによるものです。

次に、同ページの説明欄 4 出産祝金支給事業 3,100 万円は、少子化が進む中、出産を祝福して、次代を担う子どもたちの健全育成を図ることを目的として、第 2 子に 10 万円、第 3 子に 20 万円の祝金を支給するもので、前年度比 340 万円、12.3%の増となっております。増の要因は、18 節負担金補助及び交付金で支給対象となる第 2 子、第 3 子の増によるものです。

次に、同ページの説明欄 6 子ども・子育て支援事業 506 万 7,000 円は、前年度比 184 万 8,000 円、26.7%の減となっております。減の主な要因は、12 節委託料で、令和 5 年度に第 3 期旭市子ども・子育て支援事業計画策定に向けて、就学前児童がいる世帯と小学生がいる世帯に対して実施しましたニーズ調査の業務委託料分が減となったためです。令和 6 年度は計画策定に係る業務委託料であります 475 万 2,000 円を見込んでおります。

以上で議案第 1 号、子育て支援課所管の補足説明を終わります。

○委員長（島田 恒） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） それでは、議案第 1 号、令和 6 年度旭市一般会計予算の議決について、健康づくり課所管の補足説明を申し上げます。

タブレットの 145 ページから 146 ページ、予算書の 143 ページから 144 ページになります。

初めに、歳出でございます。

4 款 1 項 3 目の説明欄 2、一番下になります。妊婦・乳幼児健康診査事業 4,808 万 7,000 円のうち、次ページをお願いいたします。中段やや下になります。

説明欄 19 扶助費、妊婦・乳児健康診査助成金 4,089 万 2,000 円は、現在実施しています 9 か月から 11 か月の乳児健診や新生児聴覚検査に加え、新たに産後 2 週間及び産後 1 か月の産婦健康診査と生後 1 か月の乳児健康診査の費用の一部助成を開始するものでございます。産婦健康診査につきましては、産後 2 週間及び産後 1 か月の健診に対しまして、それぞれ 5,000 円を上限に助成し、生後 1 か月の乳児健康診査については 4,000 円を上限に助成いたします。これによりまして、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の充実を図るものでございます。

なお、本事業に係る歳入につきましては、タブレットのほうの 28 ページ、予算書の 24 ページをお願いいたします。

14 款 2 項 3 目 1 節保健衛生費国庫補助金、説明欄 2 の母子保健衛生費補助金 258 万 9,000 円のうち 190 万円と、説明欄 3 の健康診査支援事業費補助金 76 万円につきましては、国の補助金でありまして、補助率は 2 分の 1 となっています。

以上で議案第 1 号、健康づくり課所管の補足説明を終わります。

○委員長（島田 恒） 担当課の説明は終わりました。

議案第 1 号について、質疑がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） それでは、数点ほど質疑させていただきます。

初めに、タブレットのほうの 121 ページ、ファミリー・サポート・センター事業、また、民間地域子ども・子育て支援事業費助成事業なんですけれども、新規と拡充ということで、ただ予算額が思ったより少ないという部分で、もう少し増額して一気にスタートダッシュしてみたらと思うのですが、見解をお願いします。

あと、国・県・市の 3 分の 1 ずつの負担というのは、こういう事業に対しては通常なのかを教えてください。

続きまして、タブレット 124 ページ、障害児通所支援事業に関することなんですけれども、障害児相談支援員の人数が少し足りていないようなことをお伺いしました。人数が足りているかと、障害のあるお子さんに対する対応の人数とかの実績について教えてください。

あとは、タブレット 142 ページ、がん検診事業なんですけれども、胃がん検診はバリウム検査でやられていると思うんですけれども、結構便秘の方とか、検査後の排便がきついという、また世界的にも結構胃カメラに移行している国もあると思うんですけれども、胃カメラにした場合、助成をするとか、そういった見解があればお示してください。

以上です。お願いします。

○委員長（島田 恒） それでは、常世田委員の質疑に対して答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） ファミリー・サポート・センター事業についてお答えいたします。

本事業は、運營業務委託料といたしまして 866 万円を見込んでおります。こちらは事業を実施するための人件費などを含みまして、運営費として 466 万円、それと開設準備、改修ですとか、システム導入等の費用といたしまして 400 万円を見込んでおります。

こちらをもう少しというありがたいお話だったんですが、初年度といたしましては、こちら

の予算で実施できると考えております。

また、補助額、国の3分の1、県3分の1ということでございますが、これは国のほうの要綱で定められているものでございます。

以上です。

○委員長（島田 恒） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 障害児通所支援事業で障害児相談支援員の人数と対応の実績と、それで人数のほうは足りているかというご質疑をいただきまして、お答えしたいと思います。

3月11日現在なんですが、障害児相談支援を行っております市内の事業所は4事業所となります。相談支援専門員は合わせて10名おりまして、相談の実績といたしましては190人となっております。

4事業所とも障害者の相談支援のほうも併せて行っておりまして、事業所により担当する人数や、対象の方のニーズ等により対応頻度も異なります。また、時期により集中してしまうこともございまして、場所によっては相談支援専門員が一人でも欠けると機能しなくなってしまうような、ちょっともろいところもなきにしもあらずという状況であります。

ただ、現在、休所している事業所が1事業所ございまして、そちらのほうがまた来月より再開するということがございますので、引き続きその辺の状況を見ながら、ニーズと相談支援事業所の状況に応じて、その辺の両方の状況を注視してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（島田 恒） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） それでは、健康づくり課からは胃がん検診の関係です。胃カメラの導入の補助ということでございました。

市のがん検診につきましては、国の指針に基づいて実施しておりまして、こちらの内視鏡につきましては、平成28年度から国のほうが導入ということで話がございました。その際に市のほうでも、医師会ですとか、中央病院、あとは検診の委託事業者等と協議をしてまいりまして、その中で、国のほうのがん検診ということで様々な条件がございますけれども、その条件を満たすための体制の整備がなかなか難しいということで、その会議の中で、導入に当たっては難しいということで見送りとなった経緯がございます。

その中で医師会のほうからは、その代わりにピロリ菌の検査の導入ということで、新たに元年度からピロリ検査のほうを導入しまして、そのピロリのほうの検査について、精密検査等については医師会のほうでやってくださるというところの中で、今やっているところでござ

います。

今後の導入に向けては、改めて医師会の先生方と意見を伺っていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（島田 恒） 常世田委員。

○委員（常世田正樹） それでは、1点だけ再質疑させていただきます。

障害児通所支援事業なんですけれども、相談員の方によって、相談延べ人数が190名ということで、相談員の方の抱えている人数の偏りが結構あるというのをお聞きして、計画を綿密に立てていただく方とコピペの方と、そういった話も聞こえてきたりしているので、専門員のスキルアップというか、受入れ体制、相談に乗るときの体制を少し均一にというか、そういうふうに働きかけていただくことは可能でしょうか。

○委員長（島田 恒） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 偏りや、相談員によってばらつきがあるというところでご指摘いただきました。

いずれにしても、旭地域の自立支援協議会の相談支援部会というところがございます。そちらのほうとしましても、そういったことがやはりあるというところも把握しておりますので、課題として挙げております。現状を知るためのアンケート調査の実施や、相談支援部会のほうで改善できることはないかという話合いのほうを継続して行っていると思いますので、その辺のお知恵を借りまして対応したいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（島田 恒） ほかに質疑ありませんか。

伊場委員。

○委員（伊場哲也） 予算書の支出、10款1項2目教育費、教育総務費、事務局費……

○委員長（島田 恒） ページ数をお示しいただければ。

○委員（伊場哲也） はい。お待ちください。

○委員長（島田 恒） はい。

○委員（伊場哲也） なお、節を省略し、混乱しないように、説明欄の数字でページ数を皆様にお伝えしますので、紙ベースでのページ数でのお伝えになります。よろしいでしょうか。

始まる前にお伝えしましたが、紙ベースとタブレットのページ数云々で混乱することもあり得ますので、私のほうでは款項目節を省略し、説明欄に記載されております数字並びに紙ベースによるページ数で質疑させていただきますので、ご了解ください。

それでは、質疑をさせていただきます。

まず、229 ページの説明欄の 5 学校再編推進事業について質疑をいたします。

令和 6 年度は学校再編計画に従って事業は推進されると思いますけれども、令和 6 年度の主な事業についてお知らせください。

質疑の 2 点目でございます。ページ数は 230 ページ、説明欄 7 のところです。適応指導教室指導員配置事業について質疑をいたします。

276 万 4,000 円の予算計上がされているかと思います。令和 5 年度、本年度と比べますと 318 万 3,000 円と予算計上がアップされております。これはもしかしたら指導員数が増えるのかなと思いましたけれども、令和 5 年度、本年度と来年度、令和 6 年度の指導員配置事業の指導員数をお知らせください。ご理解いただけましたでしょうか。

3 番目でございますけれども、230 ページ、説明欄 8 でございます。特別支援教育体制推進事業、これも 40 万 2,000 円から 89 万 9,000 円と倍増しておりますけれども、倍増したからには、令和 6 年度に新たに推進する事業があるのかということについてお尋ねいたします。

質疑 4 点目でございますけれども、231 ページの説明欄 9 育英資金給付事業についてでございます。

令和 6 年度の、当然見込みで結構ですので、一般質問で話題になったかと思うのですけれども、高校生、大学生は何人ぐらい予定をして予算計上しているのかお尋ねいたします。

5 点目の質疑でございます。予算書 231 ページ、説明欄 10 学校いきいきプラン事業 1,060 万円が計上されております。これは各小・中学校の独自性、計画にのっとって内容が検討されるかと思いますが、各学校に予算として幾らぐらい配分しているものか、1 点目。

2 点目、令和 4 年度ですとか、あるいは今年度も含めてで結構でございますけれども、いきいきプランということで、主にどういった事業が内容として開催されたのか。主なもので結構ですので、旭一中ではこういうことをやったよ、二中ではこういうことをやったよという内容をお尋ねいたします。

質疑 6 点目でございます。予算書 232 ページ、説明欄 12 教育の情報化推進事業 9,916 万 5,000 円の計上についてお尋ねいたします。

報酬、一般職 122 万 1,000 円、これはお一人の報酬でしょうか、お尋ねいたします。

質疑 7 点目でございます。次のページの 233 ページ、説明欄 13 育英基金積立金に関する質疑でございます。

令和 5 年度、まず本年度末でどれぐらいの積立金があるのかお尋ねいたします。

これは委員長、一括質疑でよろしいですね。

○委員長（島田 恒） はい、結構です。

○委員（伊場哲也） 質疑の 8、予算書 235 ページ、説明欄 12 の委託料についてでございます。

特殊建築物等調査委託料、そもそもこの委託料というのは何でしたかという質疑でございます。

質疑 9 点目、予算書 238 ページ、説明欄 4 小学校情報教育推進事業についての質疑でございます。

令和 5 年度におきましては 1,785 万 1,000 円の予算計上がされておりました。令和 6 年度につきましては、624 万 8,000 円でしょうか。事務機器の賃借料が 1,367 万 1,000 円から 218 万 8,000 円と相当ダウンしていますけれども、この理由をお尋ねいたします。

質疑の 10、予算書 238 ページ、説明欄 5 小学校教諭補助員配置事業、これは 1,000 万円程度事業費がアップしております。その理由をお尋ねいたします。あわせて、本年度、何人配置していたのか。来年度の配置予定人数をお聞かせください。

質疑 11 点目、予算書 239 ページ、説明欄 6 小学校スクールカウンセラー配置事業について、予算計上は本年度と全く同じ、令和 6 年度。最近、心を病んでいるんですとか、不登校児童・生徒が増えている中で、予算計上は令和 5 年度、令和 6 年度全く一緒であるということからして、この点については、予算計上を特にされなくても問題はないのかということについて質疑いたします。

12 点目でございます。予算書 240 ページ、説明欄 12 委託料についてでございます。

エレベーター等保守点検委託料が予算計上されておりますけれども、これは中学校の事務局費に関することでしたかね。エレベーターの保守点検業務を委託しなければいけないのは旭一中、二中、海上中でよろしいかということです。いや、市内中学校 5 校あるよということであれば、答弁をお願いします。

質疑 13 問、242 ページの説明欄の 17 です。教育用備品費、配布関係かと思いましたが、13 万 8,000 円計上されております。今年度、令和 5 年度はなかったですね。令和 6 年度に新たにということは、何か備品を購入される予定であるだろうということが推測されたので、13 万 8,000 円予算計上の理由をお尋ねいたします。

14 点目、243 ページでございます。中学校教育振興費です。大切な教育振興費であるのですが、2,427 万 9,000 円から 2,334 万 4,000 円というふうに教育振興費がダウンされました。その理由、要因は何なのかお尋ねいたします。

15 点目でございますけれども、243 ページ、説明欄 13 使用料及び賃借料、144 万円から 73

万円とおおよそ半分ダウンしております。多分、このダウンの理由ですけれども、自動車借上料が減っているということか、いや、分かりません。ですので答弁を、質疑させていただきますけれども、これはなぜかということ。

それから、諸借上料が本年度は 35 万 6,000 円計上されていたのですけれども、令和 6 年度については計上されていないんです。これは大丈夫なのかという点を質疑させていただきます。

16 点目でございます。予算書 243 ページ、説明欄 18 負担金補助及び交付金についてでございます。

実用英語技能検定料補助金が 197 万円から 200 万円にアップしていただきました。これは小・中学生にとっては大変うれしいことではないかなと思います。根拠をお尋ねいたします。

通学用ヘルメット補助金、これも 68 万 8,000 円から 72 万 9,000 円と若干のアップが見込まれて計上されております。半額補助をしているのかなと思いましたけれども、補助生徒数をどう見込んでいらっしゃるのかお尋ねいたします。

17 点目、予算書 244 ページの説明欄 4 でございます。中学校情報教育推進事業についてでございます。

予算計上が半減されております。586 万円が令和 5 年度、来年度は 241 万 1,000 円。その理由についてお尋ねいたします。

18 点目、244 ページ、説明欄の 5 でございます。中学校教諭補助員配置事業についてでございます。

今年度の教諭補助員数と令和 6 年度の教諭補助員数の予定数をお尋ねいたします。予算計上ではアップされているので、教諭補助員数が増えるのかなと、そういう期待感もあるので、お尋ねいたします。

19 点目でございます。245 ページの説明欄 6 中学校英語指導助手配置事業でございます。

86 万 4,000 円の予算計上ダウン、令和 6 年度はされております。しかしながら、報酬費については 3,440 万円から 3,680 万円と 240 万円ほど、令和 5 年度と比較しますとアップしているんです。ということは、1 人ぐらい、もしかしたら A L T が増置されるのかなと思ったのですけれども、配置事業としては下がっているけれども、報酬費としては上がっている。その点の整合性といいますか、根拠をお尋ねします。

あわせて、令和 5 年度はたしか 10 人 A L T、先生方がいらっしゃったかと思いますが、一中で 2 人、二中で 3 人、各中学校に配置している人数を併せてお尋ねいたします。

質疑の 20 点目でございます。246 ページ、説明欄 8 部活動地域移行推進事業についてでございます。

令和 5 年度、本年度は部活動のいわゆる地域指導員、外部コーチとか外部指導員とか、いろいろ言われる方がいらっしゃいますけれども、令和 5 年度は何部に何人配置したのか、推進したのかお尋ねいたします。

大変長くなりました。最後、質疑の 21 点目でございます。249 ページ、説明欄の 4 でございます。地域学校協働活動推進事業、これは社会教育に関する質疑になります。

来年度、令和 6 年度に計画している主な事業は何かお尋ねします。

以上でございます。

○委員長（島田 恒） 伊場委員の質疑に対し、答弁を求めます。

21 点の質疑がございましたけれども、それでは、教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、大変多くのご質疑をいただきまして、答弁漏れがありましたらご指摘いただきたいと思います。

まず、129 ページの学校再編推進事業、令和 6 年度の主な事業ということでございます。

令和 6 年度、報酬のほうで学校再編代表者会議委員 25 人ということで、こちらのほうは干潟地域の学校再編の代表者会議の委員の報酬を会議 5 回分ということで載せてございます。そのほか、報償費のほうに 456 万円、こちらのほうは、干潟地域の小学校のほうが古城小学校にもし仮に決定した場合に、準備委員会というものを設置する予定でございます。そちらの準備委員会のほうに、1 人 6,000 円で 25 名、5 回分で 75 万円を予算計上してございます。そして、そのほかの干潟地域以外の小・中学校につきまして、予算上は、そのほかについて地域検討会議を小・中学校、おおよそだいたい 5 校ぐらいを見込みまして、1 人 6,000 円で 25 名、5 会議を各 5 回実施するということで 375 万円を計上しております。報償金のほうでございます。

そのほか、普通旅費や需用費、消耗品などでございます。

続きまして、230 ページ、適応指導教室の事業費がアップしたので、指導者数が増えたのかというご質疑でございます。

こちらにつきましては、指導者数のほうは令和 5 年度 2 名で、令和 6 年度も 2 名で、こちらのほうは変わりません。ただ、変わらないんですが、1 日の勤務時間数が、今まで令和 5 年度は 4 時間だったんですが、こちらのほう、いろいろな授業とかお仕事のほうも増えておりますので、1 日 4.5 時間ということで時間数がアップしたというものと、あとは、こちらは会

計年度任用職員で採用しているんですが、会計年度任用職員は、昨年 12 月の議会のほうで給与改定がございました。給与改定でアップした分と、期末手当もアップしておりまして、あと令和 6 年度は勤勉手当も支給するということで、人件費が総体的にアップしております。そういったもので事業費がアップしているというものでございます。

続きまして、230 ページの特別支援教育体制推進事業、こちらのほうで金額が上がっているんで、新たな事業があるのかということでございます。

こちらの事業費が上がっている主な要因は、新入学の児童の就学相談、健診して WISC-IV とかの知的の、特別支援が必要かどうかというような判定をする際に……

(発言する人あり)

○教育総務課長(向後 稔) WISC-IV、フォー、4 です。の判定とか、そういった児童就学相談のときに、以前は海上支所のほうに教育委員会があったとき、海上支所のほうでやっておりまして、新庁舎ができてから新庁舎でやっているんですが、会議室をかなり長期間使用してしまうということがありまして、ほかの会議に影響が出るということもありまして、こちらの場所を新たに市民センターのほうへ設置する際に、インターネットにつながらないといけないので、ノートパソコンの賃借とモバイルルーターの通信費など、そちらの設置費用などで金額が上昇したものでございます。

続いて、231 ページ、育英資金給付事業でございます。

こちらのほうの高校生、大学生の人数ということでございますが……

(「概算で結構ですよ」の声あり)

○教育総務課長(向後 稔) はい。

高校生が令和 6 年度見込みで 45 人です。大学生が 75 人、合計で 120 人を見込んでおります。

続きまして、231 ページ、学校いきいきプラン事業でございます。

これは各学校に幾らということでございますが、各学校 50 万円でございます。小・中学校各 50 万円で、ただ、人数の大きい大規模校の中央小学校と第二中学校につきましては 80 万円ということでございます。

事業のほうは……

(発言する人あり)

○教育総務課長(向後 稔) 伊場委員はいろいろご存じかと思いますが、市内小・中学校の学校の裁量権を生かして、主体的に特色ある教育活動を展開するというようなもので、音楽鑑賞とか芸術鑑賞とか、そういった情操教育を育むようなもの、あるいはサツマイモの栽培体

験や稲作体験、酪農体験とか、地域の方々のご協力をいただいて、地域の農業とか、あるいは郷土愛を育むような事業、あるいは書初め教室とか茶道教室、そういったこともやっております。

続きまして、232 ページ、教育の情報化推進事業でございます。こちら報酬、一般職 122 万 1,000 円が 1 人分かということでございます。

こちらは 1 人分でございます。

○委員長（島田 恒） 議案の審査は途中でありますけれども、ここで 11 時 10 分まで休憩いたします。11 時 10 分から再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前 10 時 58 分

再開 午前 11 時 10 分

○委員長（島田 恒） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き伊場委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、続きまして 233 ページの説明欄 13 の育英基金積立金でございます。どのぐらいの残高があるかということでございます。

令和 5 年度末で 1 億 2,947 万 1,627 円でございます。

続きまして、235 ページの特殊建築物等調査委託料でございます。

こちらにつきましては、建築基準法によりまして、不特定多数の方が利用する、公共的というか、施設につきましては、建築基準法で特殊建築物の調査が必要でございます。通常の建物は 3 年に 1 回なんですけど、学校の部分でいきますと、非常用設備につきましては毎年調査を行っております。こちらにつきましては、毎年の分でございます。

続きまして、238 ページの小学校情報教育推進事業、こちらの事業費がダウンした内容ということでございますが、こちらにつきましては、こちらの科目のほうで、以前、学校のほうでパソコン教室用の PC の賃貸借を長期継続でしていたんですが、タブレットを購入しまして、タブレットで代用できるということで、もうパソコン教室のほうのパソコンは借用しないということでございます。

それと、238 ページ、小学校教諭補助員配置事業でございます。

こちらの事業費アップの理由ですが、こちらにつきましては、あと人数のほうでございますが、小学校教諭補助員で人数 30 人、令和 5 年度 30 人です。令和 6 年度も 30 人、人数は変わりません。変わらないんですが、事業費がアップしているのは、先ほど申しあげましたように会計年度任用職員、給与改定で給与、勤勉手当がアップしておりますので、その分が上昇しているということでございます。

(「勤務時間は変わりませんか」の声あり)

○教育総務課長(向後 稔) 勤務時間のほうは、基本的には変わりません。

続いて……

○委員長(島田 恒) 伊場委員、答弁が終わってからお願いします。

○教育総務課長(向後 稔) 続いて、239 ページ、小学校スクールカウンセラー配置事業でございます。こちらのほうは、令和 6 年度と令和 5 年度で同じで、不登校が問題となっている中で支障がないかということでございます。

こちらにつきましては、スクールカウンセラーは市のほうで 3 人分を予算計上してございます。そのほかに県のほうでも配置されておりまして、令和 5 年度は県のほうでスクールカウンセラーが 11 人配置されております。市のほうでは 3 人、変わらないんですが、県のほうでもそういった不登校の流れを受けて、そういった問題に対応したいということで、人数のほうはまだはっきり分かりませんが、そういった不登校の問題に対しては、スクールカウンセラーが対応するということも大変重要なことと思っております。

続きまして、240 ページの中学校施設管理費のエレベーター等保守点検委託料でございます。

こちらのエレベーターのほうは、今、第一中と二中、それと海上中と飯岡中に設置してございます。

続きまして、242 ページの教育用備品費 13 万 8,000 円でございます。

こちらの 13 万 8,000 円は、飯岡中学校のオージオメーターを買い換えるものでございます。オージオメーターは、耳が聞こえるかどうかという検査をする機械です。

続きまして、243 ページ、中学校教育振興費のほうで金額がダウンしているということでございます。

こちらにつきましては、自動車借上料と諸借上料の金額が減っているということでございますが、こちらにつきましては、中学校の合同文化祭を令和 6 年度から実施しないという方向になりまして、その移動にかかっていたバスの借上料と東総文化会館の借上料、諸借上料は東総文化会館の借上料でございます。そちらのほうが減になったということでございます。

続きまして、243 ページ、負担金補助及び交付金のほうで英検 200 万円にアップしたが、その根拠ということでございます。

これにつきましては、英検のほうは令和4年度から3級を1人2回まで受験できるようにしてございます。そういった関係もありまして、1人2回受験できるようにしたことによりまして、2年生の受験が増えたということと、あとは2回目受験する方の合格率が高いということもあります。

ただ、実際、人数的にはあまり増えていない状況もありますが、令和6年度のほうは、人数的には中学校1年生から3年生約 1,500 人おりますが、その方たちのうち、今まで最高で19%ぐらいしか受験していないんですが、5%アップを目指しまして、24%の方が受験すると。受験された方の合格率を60%を目標としまして、1回目で落ちた方がある程度受験するという、これまでの数値を参考にして、人数のほうを出して200万円というような計算をしております。

続きまして、同じページの通学用ヘルメットの人数でございます。

こちらについては、新1年生と転入生を見込みまして、1人2,650円の消費税と人数500人を掛けて、その半分、2分の1をとということで金額のほうを算定してございます。

続きまして、244 ページ、中学校情報教育推進事業のほうの金額が減になった理由は、先ほどの小学校の情報教育と同じで、パソコン教室を実施しないこととなったため、パソコンの借上料が減ったものでございます。

続いて、244 ページの中学校教諭補助員配置事業のほうは、令和5年度も令和6年度も6人で変わりはございません。金額がアップしたのは、先ほどの会計年度任用職員の給与改定によるものでございます。

続いて、245 ページ、中学校英語指導助手配置事業の令和5年度の人数は10人でございます。令和6年度も人数は同じでございます。一中に1人、二中に4人、海上中に2人、飯岡中に2人、干潟中に1人で、合計で10人を予定してございます。

金額がアップした理由ですが、令和5年度は最後の2人多くなった人は切替えが、転入してくるのは毎年7月、8月ですので、最初の3か月、4か月分は去年の令和5年度の金額が少ないということで、令和6年度は10人、1年間の金額ということなので、金額がアップしているということでございます。

次に、246 ページ、部活動地域移行推進事業の部活動指導員は何部に何人だったかということでございます。

令和5年度は全部で9人配置しておりまして、二中に4人、海上中に2人、飯岡中に2人、干潟中に1人で、二中のほうはソフトテニス部と卓球部、器械体操部、野球部、海上中のほうはソフトボール部とバレーボール部、飯岡中のほうがソフトテニス部と卓球部、干潟中が剣道部ということでございます。

以上でございます。

○委員長（島田 恒） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 私のほうからは、予算書の249ページ、地域学校協働活動推進事業の令和6年度の主な計画している事業ということでご説明をさせていただきます。

令和6年度は、市内小・中学校に導入するコミュニティスクールに合わせて、地域学校協働活動の一体的な推進に取り組む予定でございます。小学校20校に地域コーディネーターを配置し、それぞれの学校で地域学校協働活動を進める予定でございます。

以上です。

○委員長（島田 恒） 答弁が終わりました。

伊場委員。

○委員（伊場哲也） 答弁のほう、ありがとうございました。

再質疑をさせていただきます。

4点目に質疑させていただきました育英資金給付事業についての再質疑でございますけれども、これはいつから返さなくていいよという給付事業が始まったのかということが一つと、財源の内訳、この2点について質疑いたします。

委員長、一つずつ区切ってよろしいですか。

○委員長（島田 恒） 一括で再質疑をお願いします。

○委員（伊場哲也） 質疑5点目、学校いきいきプラン、50万円と80万円をそれぞれ関係の市内の小・中学校に補助するんですけれども、残金、ぴったり50万円使いました、ぴったり80万円でしたということはないです、現実的に考えて。その残金についての処置はどのようにされているのかお尋ねいたします。

質疑6点目の教育の情報化推進事業232ページ、説明欄12についての再質疑、報酬がお一人という答弁がございました。情報化は時代のニーズへの対応ということで非常に大切なのは言うまでもありませんけれども、1人で本当現場のほうは足りているのですか。増やす必要はございませんかといった点について再質疑をさせていただきます。

次は、9点目の再質疑、238ページの説明欄4小学校情報教育推進事業についての再質疑で

すけれども、令和6年はクラウドサービス使用料ということで145万2,000円を計上しております。去年はクラウドサービスについての予算計上が示されていないんですけれども、去年はクラウドサービスは使用しなかったのでしょうか。そんなことはないと思うのですけれども、しなかったのでしょうかという質疑でございます。

続いての再質疑でございます。小学校スクールカウンセラー配置事業、239ページの説明欄6に關することで、市のほうでスクールカウンセラー3人配置、そして県のほうで11人分ということで答弁がございましたけれども、これにつきましても、簡単に足し算しますと市内小・中学校合わせて14人と。これで本当に個々に応じた、いわゆる悩みに対してのカウンセリング業務というのは十分達成しているとお思いになりますかという質疑をさせていただきます。合わせて日本全国29万、30万人に迫る勢いですので、これは何とか各自治体で改善ということをおっしゃるの質疑でございます。

続きまして、質疑15の243ページ、説明欄13に關する使用料及び賃借料、合同文化祭を令和6年は実施しないというご答弁がございました。コロナの最中はもちろんできませんでした。コロナ明けということで、何なんでしょう。なぜ実施しないことになったのか。現場の対応が面倒くさいのか。いや、令和6年から合同文化祭は実施しませんよと。理由、根拠をお尋ねいたします。

再質疑、質疑の16点目の243ページ、説明欄18に關する英検のほうの補助金に關することですけれども、1,500人を見込んでおり、実質は19%程度の受験者数、ただ今後は、令和6年については24%、5%増の受験予定者を見込んでいるという答弁がございました。具体的に5%増に向けて、どのような方策を取るのか。そして、合格率としては、国で示している合格目安を相当意識されていると思いますけれども、5%増、24%程度受けてほしい、なおかつ合格率としては6割を目指している。この根拠についてもお教えいただけますか。

続きまして、244ページの説明欄5中学校教諭補助員配置事業、令和5年度は6人、来年度も6人。小学校の先生方並びに中学校の先生方、学校現場の先生方は、今、働き方改革は進めてはいるものの、先週の新聞にも出ておりました。遅々として進まずという現況が新聞並びにテレビで取り上げられておりました。そして、いろいろ聞きますと、市の支援事業であるという観点から、1人でも2人でも増やしてほしいんだよという切なる願いは教育委員会に届いていますでしょうか。

予算の関係もあって、なかなか、はい、分かりましたというわけにはいかないのは重々存じ上げているところではありますけれども、言葉は悪いですけれども、くそ忙しいんですよ、

現場は。ですので、市教委としても、そういう現場の先生方の少しでもお役に立てればという視点、またお手伝いできればという視点、助けてあげたいという視点、観点から、併せて学校の働き方改革という視点からも、人数の増置を望むものですが、その点については難しいのでしょうか。1点です。

あるいは近い将来、令和6年度は無理だけでも、令和8年度、令和9年度、特に令和9年度あたりからは3校が一つになるという学校再編もあるじゃないですか。そういったことから、さらに増やして、きめ細かい教育活動の展開ということを考えていらっしゃるのか。この2点についてお伺いいたします。

最後、質疑 20 番目、246 ページ、説明欄の8に関する再質疑、地域移行、部活動に対してね。地域移行に対して、今、移行化を進めているという状況でいろいろ会議等を持たれているかと思いますが、この辺が難しいよなといった課題は、市教委のほうで把握しているものがあれば、お聞かせ願えればと思います。

委員長、以上でございます。

○委員長（島田 恒） ただいまの伊場委員の9点の再質疑に対して答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） まず、231 ページの育英資金給付事業でございます。

こちらはいつからかということでしたが、これにつきましては、市町村合併する前の1市3町でそれぞれ実施しておりまして、給付型の市町と貸付け型の町と分かれておりました。合併して、当初は給付型は継続して、貸付け型のほうは返還をしていただく期間がありましたので、返還をしていただきました。それで、返還が全て終わった時点で一つに、一本化にまとめまして実施をしているところでございます。

旭市のほうはいつからかというのは、すみません。今、手元のほうで……

（発言する人あり）

○教育総務課長（向後 稔） はい、かなり前だったと思います。

ここに資料であるのは昭和 57 年度から積立てがあるとか、そういった資料がありますので、恐らくもっと前だったのか……

（「もっと前からある」の声あり）

○教育総務課長（向後 稔） はい。かと思います。

○委員長（島田 恒） 手元に答弁資料がなければ、後ほど答弁ください。

○教育総務課長（向後 稔） はい。

続きまして、財源の内訳でございますが、こちらにつきましては、今年度の予算が 1,834 万 2,000 円でございます。このうちの給付に係る 1,830 万 6,000 円については、基金からの繰入金でございます。残りについては、一般財源でございます。

続きまして、232 ページの教育の情報化推進事業、1 人で足りているのかということでございます。

こちらにつきましては、この会計年度任用職員は社会科副読本の作成支援を行ったり、教材の器材の整備・貸出しを行っている会計年度任用職員でありまして、1 人で足りているのかということでございますが、それにつきましては 1 人で足りているところでございます。

ただ、タブレットを利用するとか、学校のほうでそういったことを支援する方につきましては、委託料のほうで見込んでいます。

続きまして、238 ページ、クラウドサービス使用料でございます。

こちらは去年なかったがということでございますが、こちらのクラウドサービス使用料のほうは教員用のデジタル教科書の使用料でございますが、こちらは英語と算数を令和 6 年度デジタル教科書を使用するというので、デジタル教科書のほうの児童・生徒の分は国の実証事業のほうで無償で入っておりますが、教員の部分は市のほうで負担しないといけないということで、令和 6 年度予算計上するものでございます。

それと、239 ページ、スクールカウンセラー、カウンセリングがこれで足りるのかということでございます。

伊場委員がおっしゃるように、不登校は人数が増えておりまして、昨年度、文部科学省のほうで緊急対策パッケージというものを文科大臣のほうで出しまして、これについてはいろいろ対策が必要だということでございます。市のほうでも力を入れてやっていかなければと考えておりますが、予算的には、市のほうでは 3 人、県のほうからも派遣をしていただいているというところでございます。今後もさらに充実をしなければとは考えております。

続きまして、243 ページの合同文化祭を中止にした理由ということでございます。

コロナ禍の中で休止をしておりますが、令和 4 年度にオンラインで 1 度やったところでございますが、令和 5 年度につきましては実施をしましたが、令和 6 年度以降中止ということでございます。

例年、10 月、11 月に行っているんですが、学校の文化祭と重なるというところと、あとは中学校 3 年生が 10 月下旬から 3 者面談を実施する、あるいは定期テストを実施するというようなことで、日程が過密になっているというところもございます。3 年生は受験も控えてお

りまして、受験のほうも以前は2回受験できたのに、今は1回勝負というようなことで受験方法も変わってきております。そういった生徒のほうも考慮しまして、あとは学校の働き方改革も一部あるかと思います。インフル、コロナなどで、5類に移行したといっても、令和5年度も10月、11月ぐらいにインフルエンザで学級閉鎖になるというようなこともありましたので、そういったこともあって、事業実施、継続が難しいという結論になったものでございます。

続きまして、243ページ、英検のほうでございます。

こちらについては、受験者数を5%アップに向けて、どういったことをするのかということと、合格率60%の根拠ということでございます。

こちらにつきましては、これまでも受験者数を増やすためにいろいろと試行錯誤をしておりますが、なかなか思ったように上がっていないというのが現実でございます。根気強く、粘り強く啓発活動を行うとともに、英検3級に合格したことによって、こういったメリットがあるというようなことも働きかける、あるいは受験する方についてはサポートとして英検受験対策講座などを実施するということも続けていきたいと思っております。

合格率60%の根拠は、国のほうで今後60%を目指すということでありますので、市のほうでもこれまで55%を超えるような合格率をしておりますので、60%をさらに目指したいというところでございます。

続きまして、244ページの中学校の教諭補助員でございます。6人ということで、学校現場のほうでは人手が足りないのではないか、働き方改革を踏まえてどうなのかというご質疑でございます。

確かに、伊場委員おっしゃるように、学校のほうでは人手が足りないということで要望もかなりいただいております。教育委員会のほうでも、人員を増やすために、中学校だけではなくて、小学校のほうも教諭補助員の増をこれまでも行っているところでございます。ただ、令和6年度については、令和5年度と同じ人数ということでございますが、国・県のほうでも働き方改革に向けて、令和6年度は国のほうでスクール・サポート・スタッフを増員するということになっております。県のほうからスクール・サポート・スタッフ、令和5年度は小・中学校20校に対して4人配置なんですけど、令和6年度は全ての小・中学校にスクール・サポート・スタッフが配置されるというふうに聞いております。

続きまして、246ページの部活動地域移行の課題でございます。

こちらにつきましては、課題が山積でありまして、まずは指導者の確保をどうするか。あと

は実施する場所をどうするか、場所が変わる場合には、学校ではない場合にはそこまで送迎を誰がするのか。あるいは指導者への報酬の支払いです。それは受益者負担が原則と言われていますが、本当にそれでいいのかということと、あとは大会です。各種大会への出場につきましては、クラブチームでも出場できるように今はなっているんですが、合同チームで出るとか出ないとか、そういったいろいろな各大会の要綱にもよって変わってきます。それと、大会運営のほうを今まで教職員がほぼ担っておりますが、地域の方々にそれを担えるのかというような課題、いろいろな課題がありまして、それらにつきまして、まずは令和6年度旭市でモデル事業を実施して、課題点を洗い出して、それに対する検証をしていきたいと考えております。

それと、一つ先ほど漏らしてしまったようで、学校いきいきプランの残金があった場合どうするのかということでございましたが、残金につきましては、基本的には金額を有効に使っておりますが、仮に残金が出た場合には市の一般会計のほうへ戻していただくということでございます。

以上でございます。

○委員長（島田 恒） 先ほどの始まった年度について分かりましたでしょうか。もしなければ後ほどでも結構ですけれども。

○教育総務課長（向後 稔） 旧旭市の育英資金給付条例施行規則というものは、平成3年3月30日に施行されております。ただ、先ほど申し上げましたように、寄附というのはそれ以前からあったのではないかと思います。旭市育英資金給付事業として正式に条例化して実施したのが平成3年3月30日ということでございます。

○委員長（島田 恒） 伊場委員の再質疑に対して答弁をいただきました。

伊場委員。

○委員（伊場哲也） 再々質疑をさせていただきます。育英資金ね。

同僚の松木議員から随分前からだというようなお話、これは私、実際、今回、広報あさひにも載っているじゃないですか。そういったことから質問を受けたんです。育英資金、奨学金というのはいつぐらいからやっているの、幾らもらえるの、返さなくていいんでしょう等々の、それに対しての対応質疑ということでご理解いただきたいと思います。

そこで、もしかしたら委員長に、それはちょっと質疑の域を逸脱しているよということでお叱りを受けるかもしれませんが、今回、広報あさひに載っている「返還不要な給付型奨学金」ということで、広報あさひに掲載されていますよね。

それについては、いわゆる予算立てするときに、令和6年度は幾らにするとか、どうするという話を当然されますよね。そういう中で、例えば今までこうだったからではなくて、見直し、財源が厳しいから、この給付事業については、どんどん支援すると。高校生をもうちょっと増やして、大学生もということで、それを活用する人たちにとっては恩恵にあずかれる。しかしながら、市の財政当局としては厳しいじゃないですか。そういったことで、見直しは当然されると思いますけれども、見直しはしたのですかというのが1点です。

そして、いわゆる給付を受けられる文言で、「成績が優秀で校長や学長の推薦がある」、そういう文言が使われているんです。ここの「学長」というのは一体誰を指すのだということが2点目。

それから、3点目、「社会人を経た後の就学など、学び直しではない」という文言が記載されているんです。ということは、これは今流で言われている、いわゆるリスキリングを対象とした奨学金ではないですよというふうに捉えるわけですが、それでよろしいか。

3点の奨学金に対しての質疑です。

○委員長（島田 恒） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 育英資金につきまして見直しをしたかということでございます。

これにつきましては、人数のほうは、コロナ禍の影響もあって、増えている状況でございます。この財源につきましては、以前は育英基金のほうは利息分を積み立てているだけで、給付のほうは一般財源で支払いをしておりました。人数も増えてきて、基金の積立ても利息だけでは、今、利息がかなり低い状況ですので、積み立てていてもあまり金額が増えないということで、令和4年度から基金から取り崩して給付に充てようということで変わっております。

支給金額についても、高校生が9,900円、大学生が1万4,400円ということで金額がありますが、これにつきましては、高校授業料相当、大学生は授業料の3分の1程度ということで金額を出しておりますが、この金額についても、将来的な基金の財源がどれぐらいもつかということもありますので、金額のほうも、あるいは対象のほうも見直す必要が近々あるのではないかと考えておりますが、令和6年度につきましては、これまでどおり実施するということでございます。

それと、成績が優秀で推薦、「学長」が誰かということでございますが、これにつきましては、現役の大学生も申請できます。例えば、1年生でもらっていなくても2年生からもらう

ということもできますので、「学長」というのは大学の学長のことかと思われます。

それと、社会人の学び直しではないことということです、これにつきましては、リスクリングは対象ではないということでございます。

○委員長（島田 恒） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 再質疑、再々質疑も一括質疑、一括答弁。

○委員長（島田 恒） はい。

○委員（伊場哲也） ごちゃごちゃになってしまうんですね。申し訳ないですけども、今、育英資金については、よく理解できましたので、この後、なるべく時間はかけないようにします。一つずつ決着をつけていくというか、質疑答弁、これは駄目ですね。

○委員長（島田 恒） 一括ということになっておりますので、今回についてはそれをお願いしたいと思います。

○委員（伊場哲也） では、この後もまだ質疑があるのですけれども、終わりということになりますか。

○委員長（島田 恒） いや……

○委員（伊場哲也） よろしいですか。

○委員長（島田 恒） なるべく簡潔に、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員（伊場哲也） はい、分かりました。簡潔に努めているつもりなんですけれどもね。

基金のほうの、先ほど育英基金積立金が 15 億 2,947 万 1,627 円というふうに申しましたでしょうか。よろしいですか。合っていますか。

（発言する人あり）

○委員（伊場哲也） なぜかといいますと、速かったもので大急ぎで書いたんですけれども、先ほど基金がいわゆる枯渇してきたら支援はできないわけですから、その辺の確認をさせていただきたかったという意味で質疑をさせていただきました。後で結構です。

クラウドサービスは分かりました。

委託料、エレベーター、旭一、旭二、海上、飯岡、これは分かりました。どこの業者に委託しているか。申し訳ございません。お尋ねいたします。

A L Tに関する件です。

市教委のほうでどれだけ把握されているかということについて質疑をさせていただきます。

10 人の出身国、男女別、男性が何人で女性が何人、通勤に使う車、全員所持されているのかということ、日本語能力の程度、例えば日本語検定 2 級に受かっているのがこれくらいいる

よ等々です。

それから、A L Tの派遣事業については、J E Tプログラムと民間からの2通りの手だてを市のほうでは採用しているのではないかと思いますけれども、J E Tプログラムで何人、民間から何人、内訳をお願いいたします。

続いて、A L Tの持ち時数、単純に考えて月火水木金、5日掛ける6時間、30時間。実際、彼ら、彼女たちが持っている持ち時数、二十二、三、四時間程度でしょうかという質疑でございます。要は、なぜかという、学校によっては、もてあましている状況も現実あるのではないかという危惧から質疑させていただいております。

最後ですけれども、10人のそれぞれのA L Tに対しての年間の評価、評定といいますか、校長面接並びに教育長面接があらうかと思えますけれども、最近ではA L Tの能力評価をどのようにされているのか、実態をお教えてください。

以上でございます。

○委員長（島田 恒） 議案の審査は途中でございますけれども、午後1時まで休憩としたいと思います。よろしくお願いします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時 0分

○委員長（島田 恒） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き伊場委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） まず、育英基金の残高でございます。

令和5年度末の残高の見込みが1億2,947万1,627円でございます。

次に、中学校のエレベーターの保守業務でございますが、保守点検業務で第二中学校の業者が日立ビルシステムであります。そのほかの3校は同じ業者でありまして、三菱電機ビルテクノサービスでございます。

次に、A L Tでございますが、10人の出身国ということでございます。

フィリピンの女性がお一人で、カナダの女性がお一人、そのほかは全て8人、アメリカの女性でございます。

それと、車を持っているかということですが、全員車を持っております。

それと、日本語検定につきましては、すみません。こちらについては把握しておりません。

あと、全員がJETプログラムでの派遣でございます。

それと、持ち時数でございますが、人によって違うんですが、おおよそ18から22時まででございます。

次に、年間評価をどのようにということでございますが、こちらにつきましては、学校長に評価をしていただいて、教育長の確認をいただくというところでございます。

以上です。

○委員長（島田 恒） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 順序、自分が最初質疑1番、2番と言いましたけれども、相前後しますけれども、再質疑。

先ほどの合同文化祭がございました。これは現場の生徒並びに先生方から、難しいよと。結局、令和6年度からやらないということで、それはそれで一定の結論を見たということでしょうから、働き方改革ですとか、3年生は時期的に日程が過密であるというご答弁をいただきましたけれども、要は、お聞きしたいのは、やはり現場から上がってきた声であるというふうに考えてよろしいかということについてお尋ね申し上げます。

続いて、育英資金のことでございます。

平成3年3月だから、平成4年度からというふうに理解してよろしいのでしょうか。ざっくり言って30年以上、返さなくてもいい奨学金を、書類等々をパスした高校生、大学生に補助している、支援しているということですよ。失われた30年なんて、ちまたで流れることもありますけれども、奨学金、このシステムも30年以上たつんですね。金額的には1万4,400円、それから9,900円でしたか、これは当時と比べて、そんなに比較はないのでしょうか。支援額については、そう大きく変わっていないのでしょうかということを質疑させていただきます。

それから、部活動の地域移行、課題山積というご答弁がございました。指導者の問題ね。どこで何をやるんだと。どうやって生徒が参加するんだと。移動の問題、お金の支払い問題、結論からいって、これを関係者が全て納得するような、いい部活動が地域移行できましたねというのは、この旭市においては不可能です。根拠は社会がそういう状況になっていないからです。だって、指導者がいないのに教えられないじゃないですか。しかしながら、そこに所属している部員はいるわけです。例えば武道、剣道ですとか柔道、これは死亡事故にもな

りかねない。それ以外の部活動でもそうですけれども、やはり常に言われている安全・安心という言葉がありますので、そうしますと、課題山積の言葉の中に限りなく不可能に近い部活動の地域移行化ということが考えられませんか。その辺の見解、ご答弁をお願いいたします。

英検補助に関する再質疑でございます。19%から5%アップして24%を目標、しかしながら、令和6年度は予算化として200万円つけてあるということを鑑みて、いっそのこと、前から機会あるごとに私は一般質問等々でお伝えさせていただいているんですけれども、3級に限定することなく、5級、4級、3級、しかも受けた人は市の度量として、どうぞ受けてください、市で補助しますよという大風呂敷を広げるくらいのそういう気持ちはありませんかというご質疑です。後ほどまた私の言う根拠等々もお伝えさせていただき、再質疑させていただきますけれども、以上よろしくをお願いいたします。

○委員長（島田 恒） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） まず、合同文化祭につきましては現場の声かということでございます。それは当然現場の声でございます。中学校の校長と協議を重ねまして、現場の声も尊重した形でございます。

続きまして、育英基金でございますが、こちらについて30年前と金額はどうかということでございますが、こちらにつきましては、30年前から基本的に高校生は高校の授業料、大学生については授業料の3分の1程度ということでございますので、授業料が上がってきていれば上がってきていると思いますし、据置きであれば据置きなのかなと。ちょっと金額のほうは今ははっきり分かりません。

それと、部活動の地域移行、限りなく不可能に近いというようなお話でございました。かなりいろいろな問題がありまして、難しい問題をかなり抱えております。ただ、国のほうでは令和5年度、令和6年度、令和7年度、3か年を推進期間としておりまして、令和8年度から休日移行という目標を掲げておりますが、ただ、地域の実情に応じて実施しなければならないと思います。都市部のほうでスポーツクラブがたくさんあるところと地方のほうでは違いますので、そういった地域の実情に応じて旭市独自の状況を考えて進めていきたいと考えております。

それと、英検のほうでございますが、3級に限らずほかの級もということでございます。今、3級を目標にしているのは、中学校3年生卒業程度が3級ということでございますので、3

級をということで、これまで1回だったのを2回に拡充しているというところでございます。英検につきましては、例えば1年生が4級を受けて、2年、3年の間に3級を受けるということも考えられると思います。例えば4級を受けて合格したので、うれしいという気持ちになって勉強を頑張ろうと思って3級にまたチャレンジする、そういうようなこともあろうかと思います。そういったことも考えながら、今後進めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（島田 恒） ほかに質疑ございますか。

伊場委員。

○委員（伊場哲也） 金にこだわって大変申し訳ないのですが、育英資金につきましては、これまでの喜びの声ですとか、簡単に言うとその実績だとか、それらを踏まえて当然検証もされてきたと思うんです。そして、毎年の予算計上に反映をしてこられたのではないかと思いますけれども、その点についてはいかがですか。検証なされましたか。そして、その実績です。どのような実績が、過去30年振り返って、ざっくりで結構ですので、実績、そして検証を踏まえた結果、こういうふうに令和6年度予算に反映させたんだよといった点をお聞かせください。

○委員長（島田 恒） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 過去30年につきましては、かなり古過ぎるので、私のほうでは認識がありませんが、最近の検証状況といいますと、コロナ禍で就学が難しい、資金的に難しいというご家庭が増えたということもありまして、以前は育英資金のほうは募集枠がありまして、高校生何人、大学生何人という募集枠があったんです。それにつきまして、コロナ禍でかなり増えているということで、成績や収入要件が合致すれば、できるだけ支給してあげましょうというような考えになりまして、募集枠のほうを令和4年度から撤廃しております。そういったことで、支給については拡大をしているところでございます。

○委員長（島田 恒） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 現状を踏まえて困窮者が増えている。だから拡大、しかしながら財源は限られている。ですから、先ほど今後当然拡大していくけれども、財源のことを考えれば減らさざるを得ないと。また昔のように、あるいは枠を設けるですとか、そういうふうになるようなこともあり得るのでしょうか、お尋ねします。

○委員長（島田 恒） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 令和6年度予算の算定の段階ではまだ基金があるということで、今後基金の財源がどれだけでもつかということもあります。以前は、基金を使わずに一般財源で給付していたという実績もございます。そういったことを踏まえて今後検討していくかと思えます。

○委員長（島田 恒） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） ありがとうございました。

最後、質疑というよりも、今日の質疑、そして答弁を通して、旭市当局の取り組みを振り返ってみて、やはり旭市はすごく教育に相当支援しているのではないかとということがよく分かったのですよ。奨学金についても再三質疑させていただき、英検もそうです。合同文化祭は学校現場のということで、なるほど。

しかしながら、まだ事業として継続しているいきいきプランですとか、あるいはこれまでも市長がストップ少子化大作戦の中で英語教育パワーアッププロジェクトということも申されておりますので、そうしますと、これも一般質問でしたんですけれども、1ページ目を開けると、やはり旭市は教育でもこういうふうにして頑張っているよといったところを、ぜひ今後はアピールするような形で市当局として対応していただければ、旭市は教育にもこんなに力を入れているんだということが市民に周知徹底といいますか、図られていくのではないかなというふうに思います。

本日質疑させていただいたことの関連で、これも広報に載っているんです。「旭の英語教育世界に羽ばたく人材育成を目指して 英語を頑張るあさひっ子」ということで、海上中の生徒の記事が載せられているんですけれども、ここでやはり支援してあげる市当局、もちろん我々関係者、大人、英語ができれば世界に羽ばたける、これも一つ当然あることは事実だと思いますけれども、それだけではありませんよということも心して記事等をやはり掲載することが必要だと。

英語ができなくても、金があれば世界に羽ばたくことは可能ですよということを言いたいんです。これは佐々木麟太郎選手のいい例かと思います。スタンフォード大学、4年間5,000万円の、これはスカラシップです。要は奨学金なんです。日本の大学で4年間で5,000万円出してくれる奨学金を持った大学というのは、調べたところ、ないですよ。

以上でございます。ありがとうございました。

○委員長（島田 恒） それでは、ほかに質疑ございませんか。

松木委員。

○委員（松木源太郎） どうもご苦労さまです。

伊場委員の奨学金に対する大変いい質問でしたけれども、私は前に議員をやっていたときに約8年選考委員をやっていて、いろいろなことを知っているので、教えたことがあるけれども、大変いい事業を旭市は確かに続けていると思います。これだけは、何か昔はもっといっぱいお金を貸して返してもらうという自治体がいっぱいあったんだけれども、返さないでもってやっているのは県内でもここだけなんですよね。ですから、そういうことでもって、ちびちびやっていたら残って、立派なことをやっているようになったということだと思うので、そこら辺のところはぜひ言っておきたいと思います。

それでは、一般会計について、ちょっと伊場委員のあれが長くなったので、若干絞って、私は今、昼休みに絞りましたので、そこら辺でもってひとつ質疑させてください。

一般会計を見てきて思うんですけれども、民生費、衛生費、労働費、教育費を昨年と比べてみたくです。そうしたらば、民生費だけが111億2,900万円、96億2,400万円から15億円増えているんですよね、これだけが。衛生費のほうはプラス1億3,000万円、教育費もだいたい1億4,000万円ぐらいしか増えていない。民生費が非常に伸びているということを何でかなというふうに私は感じていまして、調べたんだけれども、よく分からない。ただ、いろいろな福祉関係を利用する人が増える形のいろいろなものが出てきたのではないかなと思っています。そういうものに関して、一応絞って何点かお聞きしたいと思うんです。

私は議案書でもってやります。収入のほうはいろいろ聞きたかったですけれども、省きまして、歳出の主立ったものから聞いていきたいと思います。

96 ページです。なぜこれを聞くかという、事業についていろいろなことを考えていましたので、指定管理者制度も考えているので聞きますが、96 ページ、飯岡福祉センター運営事業というのがあります。3,175万6,000円、それで指定管理料が2,224万7,000円、ここはどこに委託しているかということと、それから工事費が何ぼかかるんですけれども、全体的にどのような事業をやっていて、どうして今回改修費が出たか、それだけです。

それから、同じところの97 ページに地域福祉基金積立金というのがあるんですけれども、これは項目だけなんですけれども、これはどうしてなのかということです。

それから、99 ページにいきますと、福祉タクシー利用助成事業がありまして、これが814万7,000円です。実は、社会福祉協議会が持っていた車でのお世話を2台でやっていたのがなくなって、令和5年から新しい事業に変わったわけなんですけれども、その利用料

なのかということも含めてお聞きしたいと思います。

次に、106 ページです。シルバー人材センター、これはインボイスの問題でもって私も一般質問したりしていましたが、これは令和5年度と同じ690万円ですけれども、インボイス問題をどういうふうに処理しているか。もう始まりますからね。今回、インボイスの届出をした人は3月31日までに申告しなければいけないわけですが、それについてはどういうふうになっているかお聞かせいただきたいと思います。

次に、107 ページ、人間ドックです。人間ドックは後期高齢者の方もあるし、短期の人間ドックがここでもあるんですけれども、これがどのぐらいの人に利用されているか。829 万円ですから、1回3万円か4万円ですから、この金額だと、それでも利用者はかなり多いと思うんです。そここのところを聞きたいと思っております。

それから、108 ページ、地域包括支援センター運営事業です。地域包括支援センター、介護保険のことから、それから一般的ないろいろ福祉的なことで困ったことから全部受け入れてくれるところです。ここが現在どういう活動でもって、どのぐらいの方々を対象にして今やっているかということを、簡単でいいですから、お聞かせいただきたいと思います。運営の実情です。

それから、113 ページ、先ほどお話があったかもしれませんが、認定こども園等施設型給付事業というのは具体的にどういう内容なのか。認定こども園等施設型というやつです。ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

137 ページにいきます。ここに中央病院関係のいろいろなあれが出ているんですけれども、一つは看護学生入学支度金貸付事業、これは直接市がやっているんですか。そうすると、看護学校に通うためのいろいろな支援がありますね。これは中央病院の独法のホームページを見れば、いろいろな細かい貸付金などの制度が出ているんですけれども、それと別に、看護学生入学支度金貸付金というのはどういう内容で、どういう形で返してもらうのかということと、それからもう一つは、やはり旭中央病院の同じところの10に負担金、旭市の交付税は92億円です。その中で普通交付税が81億円、それから特別交付税が10億円、これでもって92億円になっているわけなんですけれども、その30%が運営費負担金でもって中央病院にしているわけです。

この金額は算定、財政課ではないので分からないかもしれませんが、担当課として調べているのではないかなと思うんですけれども、どのぐらいの金額だったら正当なのか。普通交付税にこれだけの金額が入っているんだから、これだけ支出してくれよ、負担してくれよ

ということなのかどうか、そのところをぜひお聞かせいただきたいと思います。交付税の3割が病院にストレートにいつてしまっているわけですね。それがどうかという問題もありますけれども。

それから、次に152ページです。衛生費でもって二つほど聞きたいんですけども、152ページに生活排水処理施設管理費1,039万6,000円というのがあります。これはいいおかユートピアセンターと、それからホテルの前のところの処理施設ですけども、これはずっと飯岡町時代からあって、あそこの海水浴場の水が生活排水で汚れるということで、大変金額をかけて、あそこのところに処理施設を造ったんですが、今では浜の関係でもって海水浴場はほとんどできない状態であります。この施設だけ残っているけれども、これは本当に旧飯岡町の排水の雨水の処理だけであるのかどうかということなんです。

これについては1回、去年だか私は調べたことがあって、よく分からなかったんです。調べていたところが、ずっと東のほうまでちょうど調べているときに、大きな車がいっぱい集まって排水管の泥を処理しているところにぶつかって、すごい地域をこの排水処理場は受け持っているんだなと思いましたけれども、この実態については、衛生関係担当のところでもってどういうふうに考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、最後に150ページ、まだありますけれども、150ページ、衛生費のところに合併処理浄化槽設置促進事業2,678万2,000円、これは合併処理浄化槽の補助をしてつけてもらおうということなんですけれども、合併処理浄化槽は年に1回ちゃんと汚泥抜きをして、きれいな水になるようにしなければいけない、そういう義務があります。この清掃が年1回必ずやられているかどうか、どこか市のセクションでもって点検していますか。それがないと、結局、汚染水が仁玉川やその他の川に流れていきます。

今、旭市では、今回の議会に報告がありましたけれども、下水道事業を1,010ヘクタールから230ヘクタールに縮小しようとしています。これは令和6年がその一定の検討のめどだということでもって始めたわけです。こうすると、今の公共下水道のところだけに限っても延長しないということになるわけです。年間4億円の一般財源からの負担を下水道にしています。そうすると、この間本会議でも聞きましたけれども、1年間で旭市が市民から頂く都市計画税は2億6,000万円止まりです。それに4億円下水道に出していれば、下水道のために税金を払っているというような感覚になってしまうわけです。

道路の拡幅、いわゆる都市街路がどの程度かといったら60%しか出来上がっていないわけです。そういうことを考えると、合併処理浄化槽にさせていただく事業1本に絞っていくと

いう考え方がいいかどうかというのが議論されるので、ちゃんと合併処理浄化槽を毎年きれいな水が出るようにしているかどうか、それだけ聞きたいと思います。

次に、義務教育関係はかなり伊場委員が質疑してくれたので、私はその他の教育関係でいきますけれども、255 ページ、市民会館のところですけども、市民会館管理費 1,926 万 4,000 円というふうになっております。市民会館については、私は一般質問でもって、市民会館がああいう形でもって改修されたのはよかったけれども、住民が会合に使える場所は1階の三つの部屋しかない。小さな部屋が二つ、大きい部屋が一つ。ところが、2階にいっぱい空き部屋があるのに使えない。なぜか。それは、改修のときに防火関係で、できなくなった。では、できるようにしたらいいじゃないかと言っているんですけども、そういう計画は市では考えませんか。そのことを一つ聞きたかったんです。

2 番目が 257 ページの図書館関係です。図書館は3人プラス1ということで都合4人で、今、県立東部図書館の中にいます。私はいつも言うんですけども、図書購入費が800 万円から今年は690 万円になっている。800 万円というと、中学校などのトータルとか、義務教育の関係の図書費とほぼ同じぐらいです。それでもって本当に図書館と言えるんですか。いろいろな本も紹介してくれているし、いい本を選んでくれていると思いますけれども、そういうような扱いで、将来あの大きい建物を県から譲られる。そういう基礎がつくれますか。こういうことをぜひ聞いてみたいと思っていました。

次に、274 ページです。スポーツ施設管理運営費1億4,000 万円強です。そのうちの1億3,200 万円は、社会体育施設全部を民間業者にぶん投げましたよね。私、ぶん投げましたというのは語弊があるかもしれないけれども、悪い言葉ですけども。ところが、指定管理者になったところが、協定は去年いろいろ調べたのをお話ししましたが、もうかったらば市に出しなさいよと。お金をよこしなさいというようなことも書いてありましたが、令和5年度はどういうような結果になりそうですか。初年度です。

それで、このことを聞きたいんですけども、体育館なんかが特に評判が悪いんです。寒いから暖房にしてくれと言うと、できません。市からそんなことを言われていないみたいなことを言った。それから、暑いから冷房を入れてくれと言うと、できません。つまり、中で利用する人たちがいろいろなことを言っても、指定管理者から来ている方は権限がないものだから、答えてくれないんですよ。私は、社会体育施設は指定管理者なんかにするべきではないという反対討論をしました。これはそれなりの理念があってやったんですけども、しかし、通っている方たちにこんな不満が出るような指定管理者だったら、やめてください。こ

のことについて担当の方々、担当者のご意見を聞きたいと思います。

それから、給食の問題です。給食の問題を最後に聞こうと思ったんですけども、給食の問題について今回市長から提案がされて、18%食費が上がるから半分だということになっているんですけども、こういう中途半端な給食の仕方というのは全国にあるんですか。私が聞いても、どこに聞いてもないです。

これは一つの考え方で、12月に私が市長と議論したときに自分の議会だよりも書きましてたけれども、市長の考えている給食、全国一律でやるのはと言ったならば、その後、議事録が来て見てみたら、だんだんとやっていきたいと。これはだんだんの第一歩だと思うんです。そういうことで、こういうやり方はどこでどういうふうに決まったのか、簡単でいいですから教えてください。

以上です。

○委員長（島田 恒） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） 保険年金課で所管します部分としましては、予算書 107 ページ、タブレット 109 ページになりますが、後期高齢者短期人間ドックの対象者数ということでございます。今回、受験者数につきましては、令和 5 年度から 47 人増やしまして 275 人とさせていただきます。

なお、助成額につきましては、上限額 3 万円で検査費用の 70%以内ということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（島田 恒） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 私のほうからは、飯岡福祉センター運営事業のほうでございますけれども、こちらの工事請負費のほうが今回全額増えてございます。

そちらのほうの工事の場所でございますけれども、トップライトの雨漏りの修繕、それと老朽化した空調の更新工事がございます。工事請負費の増は 950 万 9,000 円が全額皆増ということで、全額増えてございます。

（発言する人あり）

○社会福祉課長（向後利胤） 指定管理のほうは社会福祉協議会になります。

（「社会福祉協議会ですね」の声あり）

○社会福祉課長（向後利胤） はい。

続きまして、地域福祉基金でございますが、地域福祉基金の積立金 1,000 円でございますけれども、こちらにつきましては、積立金の科目設定ではなくて、利子の分が 917 円ということでございますので、その分を予算措置したものになります。

（「利子」の声あり）

○社会福祉課長（向後利胤） はい、利子になります。

（「福祉基金そのものはどうなっている」の声あり）

○社会福祉課長（向後利胤） 定期預金の利子の、令和 6 年 3 月末現在の金額ですけれども、こちらのほうが 3,162 万 2,760 円ということです。そちらのほうに 0.003%を掛けて、こちらが 365 日分の 353 日で掛けて、金額のほうが 917 円ということで出てございます。

続きまして、福祉タクシー利用助成事業の 814 万 7,000 円のほうでございますけれども、こちらのほうは福祉の車両の貸付け等は特に、委員、別のものと申しますか、福祉車両の貸付けに替わってという形ではないですけれども、もともと福祉タクシー……

（「タクシー券をかなり増やしたでしょう。あれとは関係ないの」の声あり）

○社会福祉課長（向後利胤） こっちは障害者に対しましての……

（「こちらはね。はいはい」の声あり）

○社会福祉課長（向後利胤） はい。ということになります。

（「あれとは別なのね」の声あり）

○社会福祉課長（向後利胤） はい。

それと、もう一つ、予算書 106 ページのシルバー人材センターの関係でございます。シルバー人材センター助成事業ということで、こちらは 690 万円予算を取ってございます。委員にご質疑いただいたインボイスの対応でございますが、インボイスに伴いまして、実はシルバーのほうで令和 5 年 4 月 1 日より既に、既にと申しますか、今年度 4 月から対応しています。会員自体は実際、本来的には個人事業主になります。ただ、本来、会員のほうが消費税を納めるところでありますけれども、そうなりますと負担が個人にのっかってしまいますので、その分をシルバーの諸経費のほうで事務費を 10%から 12%に上げるという対応を既にもういたしております……

（「12%にね」の声あり）

○社会福祉課長（向後利胤） はい。それぞれの会員からではなく、シルバーが会員分の消費税を納めるということで、その対応はしております。

以上です。

○委員長（島田 恒） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 予算書の 108 ページの地域包括支援センター運営事業ということですが、まず地域包括支援センターの運営の状況ということでお話がありましたので、説明させていただきます。

センターは、介護、福祉、保健、医療などの様々な面で支援を行うための総合相談窓口であります。本市では、地域包括支援センターの担当地域を旭市内で 3 分割に分けております。令和 3 年度から全地域に中央地区、東部地区、北部地区と地域の三つで委託型のセンターを配置しております。そのほかに、高齢者福祉課内にその委託型包括の後方支援なり相談を取りまとめる基幹型包括支援センター……

（「それも庁内に置いているわけね」の声あり）

○高齢者福祉課長（椎名 隆） はい。高齢者福祉課内にあって、今 4 か所あるような形になります。

運営の活動状況ということですが、直近の 1 年間で見ますと、令和 5 年度分の 4 月から直近までですが、委託型の包括のほうでは約 1 万 200 件の取扱い、訪問、面接、電話相談、あとは関係機関との連携、連絡などを含めて 1 万件を超える件数をこなしております。高齢者福祉課内にある直営型の基幹分は 1,200 件ほどのそういった件数を取り扱っております。

今、ご質疑のあった一般会計のほうのセンターの運営事業の 171 万 9,000 円につきましては、これは高齢者福祉課内にある基幹型の包括支援センターで、包括支援センター向けのシステム、電算機の保守委託料とか賃借料の予算になります。委託型の包括の委託料については、特別会計のほうで別途、計上しておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

（「一般会計では市の部分だけか」の声あり）

○高齢者福祉課長（椎名 隆） はい、そうです。システム。

○委員長（島田 恒） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 子育て支援課からは、113 ページの説明欄 7 認定こども園等施設型給付事業についてお答えいたします。

認定こども園は、ご存じだと思うんですが、教育・保育両方使える施設ということで、1 号認定の幼稚園の部分、2 号、3 号の、2 号が 3 歳以上の保育に欠けるというところで保育、3 号が保育に欠けるということで未満児も入所している園でございまして、この内容につき

ましては、市内の3園、また管外保育の委託分といたしまして、各園の定員や児童の年齢、あと児童数に応じまして国から定められている基準額がございまして、それに基づきまして給付金を支出しているものです。また、これは人件費であったりとか、園の運営に係るものとなっております。

また、給付に際しましては、認定こども園は保育料を認定こども園で徴収しております。その関係で、保育料分を差し引いたものを給付しているものでございます。

以上です。

○委員長（島田 恒） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） それでは、健康づくり課のほうからは予算書の137ページの関係、衛生費の関係で、看護学生入学支度金貸付事業と中央病院の負担金ということで、こちらはほかの課の所管ではございますけれども、衛生費ということで健康づくり課のほうから回答させていただきます。

初めに、看護学生入学支度金貸付事業でございますが、こちらは市の事業でございまして、貸付けとして1件につき40万円を看護学生の方々に貸付けをするものでございます。

それと、10番の旭中央病院負担金につきましては、普通交付税、特別交付税ともに病院分として算定されたものを負担金として病院へ繰り出ししているものでございます。

私のほうからは以上でございます。

（「算出の根拠を簡単に言えますか。言えないですか」の声あり）

○健康づくり課長（飯島正寛） すみません。ちょっと今すぐには回答、申し訳ありません。

（「財政課に後で聞くから、いい」の声あり）

○健康づくり課長（飯島正寛） はい。

○委員長（島田 恒） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） では、私のほうからは順番に、152ページ、生活排水処理施設管理費に関してのご質疑で、本当に旧飯岡町の雨水処理だけかのご質疑だったと思います。

ここで区域の説明をいたしますと、あの施設は萩園生活排水処理施設と申しまして、西はいいおか潮騒ホテルから、東はいいおかみなと公園の手前のほうまでの……

（「ちょっと手前までだね」の声あり）

○環境課長（高根浩司） はい。手前までの飯岡の市街地、そこが該当エリアとなっております。

あと今後のことでどう考えているかということだと思います。

今、問題となっていますのが、施設自体が大変古いため、老朽化が問題となっております。

そのため、この予算書にも載っておりますけれども、いろいろと維持補修等、汚泥の引き抜きなどもそうなんですけれども、そういった施設の管理とか維持補修のほうをしております。これに伴って、将来的に施設の更新をどうするかということになると思いますが、飯岡地区も合併処理浄化槽の補助金の対象地区でありまして、まして今、新築住宅は全て合併処理浄化槽が義務づけられておりますので、この萩園生活排水処理施設自体の更新をどうするかということが今後の課題ではないかというふうに考えております。

あと、また戻りますが、150 ページの合併処理浄化槽設置促進事業に関してです。

これは市のどこかのセクションでチェックしているかということですが、大変申し訳ございません。浄化槽のほうの維持管理といいますと、県の所管となります。この辺ですと海匠地域振興事務所のほうで管理をしております。うちのほうでは東総衛生組合からの依頼で、浄化槽の維持管理の周知、汚泥の引き抜き等のチラシを広報とかに載せてはいるんですが、基本的に、この合併処理浄化槽設置促進事業ですけれども、市のほうは補助金の交付をしております。

先ほどチェックの関係で、きれいな水が出ているかということのご質疑もあったと思います。年1回の汚泥の引き抜きの義務や、あと浄化装置自体の法定点検がありますので、問題なく浄化されていると考えております。あと、県のほうからは、浄化槽の清掃をしていない世帯のほうへ督促状のほうを送付しているというふうにも聞いております。

以上です。

○委員長（島田 恒） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 私のほうからは市民会館管理費の関係で、部屋が1階の3部屋しか使えないということで、2階の部分……

（発言する人あり）

○生涯学習課長（伊藤弘行） 予算書の255 ページです。市民会館管理費になりますけれども、その関係で、1階部分が3部屋しか使えなくて市民にご迷惑をかけているという部分もあります。そういった関係で、2階部分の改修は考えられるのかということについてお答えをさせていただきます。

市民会館改修は令和3年に行いました。そのときに建築確認申請をしたわけでございますけれども、建築確認上の問題で、実際には階段の部分、それから廊下の幅の部分と建物強度の部分、そういったものを指摘されております。実際にあの建物の2階部分を改修するとなりますと難しい状況にございましたので、階段を大幅に改修するとか、建物自体の強度の部分

もございますので、なかなか2階部分を一般に貸し出すというのは難しい状況でございます。

それから、図書購入費、令和5年度は800万円で、令和6年度は……

(発言する人あり)

○生涯学習課長（伊藤弘行） 258 ページです。図書購入費が800万円から690万円になっているという状況で、このままで移行できるのかというご質疑でありました。

図書購入費ですが、令和5年度は団体貸付け用の図書を510冊ほど購入するために100万円プラスしている状況でございます。図書館の収容冊数なんですけれども、東部図書館の開架スペースは7万冊でございます。そのほかの部分で書庫として使っているところが、海上庁舎の3階部分で1万3,000冊、海上公民館で8,000冊、いいおかユートピアセンターで4,000冊、干潟公民館で6,000冊ということで、令和5年3月31日現在の蔵書冊数が9万9,157冊でございます。先ほど言いました収容冊数の合計が10万1,000冊ということでございまして、現在置ける図書がいっぱい状況でございます。

東部図書館は40万冊置ける状況でございますが、これも利用できない状況にありまして、現在収容している冊数いっぱいの状況でございまして、来年度、図書を買換えて入替えをしているんですけれども、その部分もありまして、もともと令和4年度前までは700万円でございますので、少し金額は下げてありますけれども、同じような金額で計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（島田 恒） 体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） 体育振興課からは、274 ページのスポーツ施設管理運営費の中の指定管理について現在の状況はどうか、それから寒い、暑い場合のエアコンの苦情ということでした。

まず、指定管理なんですけれども、令和5年度から開始しております。指定管理者としては、まず総合体育館には様々な施設を導入しております。館内サインを全て刷新したり、それからボルダリングウォールといって、壁を登る器具であったり、キッズスペースを設置したり、それから利用者向けに券売機、それから、いち早くキャッシュレス、クレジットカード払いやPay Pay等の利用もできるようになっております。さらに、トレーニングマシンの増設等を行っております。そして、トレーニングルームでは、これは民間の発想なんですけれども、10回の利用券を購入したら1回分サービス、11回使えるというようなサービスも開始しております。

さらに、休館日が、市の運営の場合は毎週月曜日の休館であったものを第2・第4月曜日、半分に休館日を減らしているというようなサービスを行っております。さらに、市に新しく住所を持ってきた方にはウエルカムチケットといって、住所を持ってきた方に施設の利用券を1回分差し上げる。それから、マタニティチケットといいまして、妊娠された方に対して施設の利用券を1回分差し上げるというようなサービスを行っております。

今年度の利用状況なんですけれども、1月分までの利用者の人数は把握しております。令和4年度、市の運営の場合は昨年1月末現在で8万8,522人という結果だったんですけれども、指定管理者になってからは11万9,025人ということで、3万503人利用者が増えている状況でございます。

多かった場合は市に還元というお話もございました。ただ、現在、今年度については指定管理者がまず全部引き継いで始まったばかりである。それから、コロナの影響も、令和5年度、特に上半期はコロナの影響がまだ続いておりました。続いてインフルの状況であったりと。今年度はコロナの回復が始まっているという状況でありますので、当初の予定した計画人数等には及ばないというふうに見込んでおります。

それから、寒い、暑い場合というような苦情も聞いているということでございました。この辺の運営は、市の運営のときをそのまま引き継いでいただいております。

暑い場合は熱中症予防運動指針という、これは日本スポーツ協会であるんですけれども、そういった指針に基づいて、温度とか、あと湿度もあるんですけれども、そういった場合、超えた場合、熱中症にならないようにということで、ただいきなり冷房を入れるとかではなく、施設の管理費、電気代も非常に高騰しておりますので、その辺は気をつけていただきながら、その日の状況に応じて運用をしていただいております。ただ、今年は非常に、もう5月頃から猛暑が始まったということで、ちょっと例年と状況が違う状況であったということがあります。

それから、寒い場合、今度は暖房を入れてくれないということでした。暖房については、気温が寒く感じた場合は、利用の開始30分ぐらいは入れて、スポーツをしに来ている方なので体も温まってきますので、前半の30分ぐらい暖房を入れて、その後は切るような形、これは市のときと同じ利用状況でさせてもらっています。ただ、種目によっては、空手の人についてははだしでやっておりますので、そちらは暖房を入れっ放しでというような運用も続けております。

以上でございます。

○委員長（島田 恒） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 給食費の関係です。予算書でいいますと 19 ページの給食費負担金になります。

給食費 18%を上げて半分免除というのは中途半端で、ほかの団体ではやっているのかというご質疑でございますが、令和 5 年度、千葉県内の市町村で第 2 子を半額にしているという団体がございます。それと、あとは第 1 子、第 2 子 30%減免するという団体もございました。

それで、この給食費検討の段階ですが、物価高騰が続く中で給食費を改定する動きがほかの市町村でも多くあります。その内容は、だいたい物価高騰分を給食費に上乗せするけれども、その上昇分は市が負担すると。保護者の負担は変わらない、そういった形の団体が多くございます。ただ、旭市では、物価高騰分を市が負担する、それは当然としまして、さらにもっと保護者負担を軽減できないか検討してまいりまして、第 1 子、第 2 子全員を公平的に半分にするという結論になったものでございます。旭市では、これまでも段階的に、市長が何度も申しているように、段階的に給食費無償化を拡充しております。これからも拡充に向けて検討を重ねてまいります。

以上です。

○委員長（島田 恒） 議案の審査は途中でありますけれども、午後 2 時 10 分まで休憩いたします。

休憩 午後 2 時 0 分

再開 午後 2 時 10 分

○委員長（島田 恒） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、松木委員の質疑を行います。

松木委員。

○委員（松木源太郎） どうもいろいろご回答ありがとうございます。

再質疑というほどではないんですけども、少し議論してみたいところがあるので、執行部でもってお考えいただきたいんですけども、分からなかったのは、まず 97 ページの地域福祉基金、これはもともと何に使っていたんですか。ほとんど使っていないような感じですけども、そういう基金で、基金の残高は少しあるようですけども、そのところを教えて

いただいて、基金そのものをどういうふうを活用するかについては、今どんな検討をしているんですか。これを2回目のご回答でお願いしたいと思います。

それから、ほかのところはだいたい分かってきましたけれども、衛生費のほうで二つあります。

一つは、飯岡のあそこです。生活排水処理施設というんですか、あれね。私が大変疑問に思っているのは、海が汚れないようにするというのも一つでしょうけれども、海水浴場をやっている、そこでもって、そこに流出してはいけない生活雑排水があるからということだったんですけれども、今はもう海水浴場が開設できない状態になっているわけですね。それなのに、今でもその排水処理施設を年間1,000万円のお金をかけて使っている。

ところで、あの近くにはいいおかユートピアセンターもあるし、いいおか潮騒ホテルもあるし、それから飲食店などもあるし、そういうところはきちんと処理装置があつて、それでもって排水の処理をきちんとしているということでもいいんですか。ちょっと私は疑念があるんです。大きい工場もあります。ですから、そこがきちんと、あそこから東に、港に行くまでの間、県道に太い管が入って、そこを年に1回汚泥抜きをやっているんです。何日かかけてやっています。そういうようなことを見ていると、だいぶ汚泥がたまるらしいんですけれども、普通の処理された水であれば、そんなに私はたまることはないと思うんです。ですから、このところはセクションの方々がどういうふうに捉えているか、考え方をお聞きしたいと思います。

それから、合併処理浄化槽の問題については、何か市はいろいろな、掃除の状態を調べるのは県ですとか、いろいろなことを言っているけれども、市が率先して年1回汚泥抜きする。そうしないところは使ってもらっては困るというようなことまで言わなければ駄目ですよ。だから、公共下水道のところでもまだ3割近くの方が合併処理浄化槽で、公共下水道につながっていないんですよ。そういう状態にしておいて、公共下水道区域を今度縮めますと、1,010ヘクタールを230ヘクタールにします。こういうことを皆の意見を聞いて決めます。これは全く逆転した発想なんですけれども、市が公共下水道をどうするかというのは簡単には決められないと思うんですよ。今度、人口減少時代ですから、将来的に人口が倍になるとかということは考えられませんが、しかし、要望によっては、過去に、例えば中央小学校の南側は不動産開発業者の要望によって下水道地域を広げましたよね。それはどうして広がったか私は分かりませんが、そういうようなことが行われていたのが、もう今後数十年にわたっては、今の1,010ヘクタールを230ヘクタールにしまえば、これでもって都市計画税

などの問題が解決するとか、いろいろなことを考えているかもしれませんが、そのところは十分に検討して、来年までに検討していただきたいと私は思っています。

それから、図書館の問題ですけれども、申し訳ないけれども、県が中央図書館の建て直しを計画して、今始まろうとしておりますけれども、松戸市にある西部図書館と旭市の東部図書館はセットですから、セットで、松戸市のほうは西部図書館を閉館してもらっては困るということをやっているといます。旭市はできればただでもらいたいということを言っているらしいです。そういうようなところで本当に市民のためになる図書館がつかれるかと言ったならば、つくれないです。これは私は2年前から言っていますけれども、そういう中で、どういうふうにしたら今の図書館をもっと市立図書館らしく、東部図書館、県立図書館と併合しながらできるかということを十分検討していただきたいと思います。

それから、もう一つは、丸1年たとうとしている指定管理者の制度、地元の利用者からはいろいろと苦情の話を聞きますけれども、業者は、私はここに業者が令和5年度の初めにつくった説明書を今持ってきていますけれども、いいことを言っていて、利用者数も膨らんでいると言っていますが、本当にそうかいなというふうに考えています。これについては、もう少し様子を見ながらいきたいと思いますので、答弁はいりません。

ですから、今の幾つかのところに答弁いただきたいと思います。

○委員長（島田 恒） 公共下水道事業については、本委員会では意見ということでよろしいでしょうか。ご意見ということで。

それでは、松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） それでは、予算書 97 ページの地域福祉基金のほうでございますが、再質疑で、もともと何に使っていたかというところをご質疑いただきました。

委員、この地域福祉基金でございますが、もともとにつきましては、合併前では車椅子等の購入等に充てていたようです。大変申し訳ございません。最近では特に何か買ったりですとか、建物修繕に使ったりとか、そういったものは全く動きがないような格好です。この基金自体はどうも平成元年の普通交付税で導入されたというところで、随分歴史は古いんですけれども、社会福祉に対する篤志寄附金を積み立てる目的により基金が設置されたというところなんです。近年ですと本当に、令和に入ってから3,160万円ほどずっと推移しておりまして、利子の積立て分のみをここで予算計上しているような格好でございます。正直なところで申し上げますと、これについては、これを具体的な計画でどのように使うかというのは、今の

ところは決まった計画等はありません。

以上です。

○委員長（島田 恒） よろしいですか。答弁のほう、152 ページ。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） すみません。生活排水処理施設に関してです。

まず、近隣の例えばいいおかユートピアセンターとか食堂とか、そういったところに処理装置、要はちゃんとした合併処理浄化槽がついているのかどうかということですが、いいおかユートピアセンター等の施設については当然ついておりますが、その他個々の状況というのは、こちらではちょっと分かりかねます。

また、今後生活排水処理施設についてどうするかということについては、また内部での協議ということになると思います。海水浴場は実際現在開設はしておりませんが、まだ処理排水が、側溝を伝っての生活雑排水がまだ流れ込んでおりますので、それについての処置ということは、施設がまだ維持管理でもっていますので、今後対応していきたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（島田 恒） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 東部図書館の移譲についてということで、ご質疑でありました。

東部図書館の移譲については、県立図書館が令和 11 年の完成予定でございますので、今後移譲について細かな打合せを重ねていくこととなりますので、十分に検討しながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（島田 恒） ほかに質疑。答弁漏れ、いいですか。

（発言する人あり）

○委員長（島田 恒） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 排水処理施設については、ぜひこの一、二年のうちに方向を出してもらいたいと思うんです。というのは、旭市のまちの中にも一つあるんです。ご存じだと思うんですけども、上下水道課でもって一応管理している形になっている旧旭市の中心部に、公共下水道ができるまで町なかの水をきれいにするためということで、ご存じですよ。仁玉川のわきにある、あれはもう全く使われておりません。ああいうものをほっぽりては駄目だと思うんです。

ですから、飯岡の施設も旭の施設も必要がなくなっているのだったら取り壊す、能力を生かしたいのだったらば、それなりの方法をしなければ水質が保てない。こういうことなので、そこら辺のところは環境課が該当なのか、施設を管理しているところが該当するのか分かりませんが、そういう方向でぜひ早めに推し進めていただきたいと思います。

それだけです。

○委員長（島田 恒） 答弁はよろしいですか。

○委員（松木源太郎） はい。

○委員長（島田 恒） ほかに質疑ありませんか。

伊藤委員。

○委員（伊藤春美） タブレット 106 ページの民生費の 3 番、老人保護扶助費なんですけれども、自宅での生活が難しい方への措置入所の件なんです、これは市内だけで対応しているのか、それとも広域で施設を対応しているのか教えていただきたいというのと、もう一つがタブレット 98 ページの生活困窮者自立支援事業の住居確保給付金なんですけれども、何人ぐらいを見込んでいるのか、令和 4 年度はどのくらいの方がいらっしゃったのかお願いいたします。

○委員長（島田 恒） 伊藤委員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） タブレットの 106 ページ、老人保護扶助費の 4,351 万 3,000 円の内容ということでお答えします。

本事業は、伊藤委員がおっしゃいましたように、経済的な理由や環境上の理由により自宅で生活が困難な低所得者の高齢者を養護老人ホームに措置し、生活を支援するものであります。扶助費のこの 4,351 万 3,000 円は、養護老人ホームに措置した方に係る措置費となります。今回の令和 6 年度の予算の内容ですけれども、予算を計上したときには 16 名の措置者の方がいらっしゃいましたが、新規の方 3 名を見込んで 19 名、措置延べ月数で 228 か月分ということで見込んでおります。

現在措置している方々の施設の状況を申し上げておきます。直近の令和 6 年 2 月現在、4 施設に 14 名の方が入られて措置をしております。その 4 施設は、まずお隣の匝瑳市の瑞穂園、横芝光町の光楽園、あと坂田苑、四街道市の四街道老人ホームの 4 施設となります。

以上です。

○委員長（島田 恒） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 予算書のほう 96 ページ、タブレット 98 ページで、こちらの住居

確保給付金 138 万円でございますが、こちらは単価 4 万 6,000 円で計算しまして、この予算の見込みは、令和 6 年度は 30 件見込んでございます。令和 4 年度でございますが、実績としましては 14 件給付のほうをしておりました。

以上でございます。

○委員長（島田 恒） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田 恒） 特にないようですので、議案第 1 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 3 号について補足説明がありましたらお願いします。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） 議案第 3 号につきましては、本会議でご説明申し上げたとおりでございますので、これに加えての補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（島田 恒） それでは、議案第 3 号について質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 国保事業についてですけれども、この国保事業の被保険者の推移を教えてくださいたいんですけれども、被保険者の推移がかなり最近減っているのではないかと思います。

国保事業と、それから今この地域でも実は農家でも会社形式を取っている方には厚生年金に入ることがかなり強制されていて、入らないと、いろいろなペナルティーをかけられてきているというようなことがあって、それは別の次元の問題ですけれども、人口減少でもってかなり減ってきて、財政的に苦しくなっていくのではないかと考えて、その推移を若干教えていただければありがたいと思っています。

○委員長（島田 恒） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） 今、ご質疑としましては、国保の被保険者数の推移ということでご質疑いただきました。

それでは、過去ちょっと古いデータでございますが、平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間でご説明させていただきたいと思います。まず、平成 30 年につきましては被保険者数が年度平均で 2 万 874 人、令和元年度につきましては 1 万 9,982 人、令和 2 年度につきましては 1 万 9,380 人、令和 3 年度につきましては 1 万 8,848 人、令和 4 年度につきましては 1 万

8,028 人となっております。

以上です。

○委員長（島田 恒） 松木委員。

○委員（松木源太郎） こういう傾向にあると、幾らいろいろ形でもって国保事業をやっても、国の政策もありますから、保険料を上げていくということになるんですけれども、現在どういう方向に向いているか、簡単でいいですから、お聞かせいただきたいと思います。保険料を上げなければ今後続けていけないということになるのか、それとも国はそういう面を面倒見ながらやっていくということになるのか、簡単でいいですから、お聞かせください。

○委員長（島田 恒） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） 現在向かっていきます保険料、保険税の方向性ということでございます。

こちらにつきましては、議案質疑でもお話しさせていただいたんですが、今後、県のほうにつきましては、保険料の水準を統一化する方向で進んでございます。実際、令和6年度については影響はないんですが、令和7年度からは、現在、県のほうに上納します納付金につきましては、医療費が1人当たり、低い市町村については減額措置されているんですが、これがだんだんに算定の中で減っていくという方向でございます。実際これから保険料をどうするかという話になってきますと、今のところ推移のほうはまだ、人口減少は当然あるんですけれども、見えていない状況ですので、今後検討していかなければいけないのかなとは考えております。

以上でございます。

○委員長（島田 恒） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 全国的にも統一した都道府県があると聞いているんですけれども、何か所ぐらいあって、どういう方向を向いていますか。私もちょっと千葉県が統一しようとしていろいろなことをやっているのは聞いているんですけれども、青森だったかどこか、そっちのほうでありましたね。ちょっと教えてください。

○委員長（島田 恒） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） 先進的に、先進的というか、もう既に県単位での保険料等の統一をやっているところについては、細かい件数はこちらの手元にはないんですが、確かに今お話

にあったように青森、北海道、あと関西圏のほうでもあると聞いていますが、近県では基本的にはないということで聞いておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（島田 恒） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田 恒） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について補足説明がありましたらお願いします。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） 議案第4号につきましても、本会議でご説明を申し上げたとおりでございます。これに加えての補足説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（島田 恒） それでは、議案第4号について質疑がありましたらお願いいたします。
松木委員。

○委員（松木源太郎） 議案第4号、後期高齢者医療特別会計ですけれども、今、県で連合をつくってやっておりますけれども、この県の連合というのは当然ほとんど各自治体から議員を1人ずつ出して、千葉県統一でもってやられているんですけれども、この負担というのは、ほかの国保やその他からも応援があつてやられているんですけれども、すごく保険者が増えつつある。こういう中で、私もその一人なんですけれども、保険料は天引きでもって取られてしまう。かかるときにはいろいろな問題も今あるんですけれども、実際に千葉県のこの地域ではどのような保険者の増え方ですか。かなり増えているんですか。簡単でいいですから、お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（島田 恒） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） それでは、後期高齢者の被保険者の推移ということで、またお話しいただきましたので、人数等でお話しさせていただきますが、こちら古いデータではございますが、平成30年度から令和4年度までの推移ということでご説明させていただきたいと思います。

まず、平成30年度が被保険者数9,538人でございます。続いて、令和元年度につきましては9,598人でございます。続いて令和2年度9,461人、令和3年度は9,755人、最後、令和4年度になりますが、1万129人となっております。

以上でございます。

○委員長（島田 恒） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 負担割合が今1割というのはないんでしょう。2割だかなんでしょう。ちょっと教えてもらいたいですけれども、負担割合が増えて、それで人口は高齢者が増えて、あと何年かしたら戦後のベビーブームの方々が私らの年代に達してくる、75歳に達してくるんですけれども、そういう中で、今どういう方向ですか。保険料はかなり上がる傾向ですか。保険組合のほうの今の傾向を教えてください。

○委員長（島田 恒） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。
保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） それでは、今回令和6年度につきましては、2年に1度の保険料率の改定ということがございますので、それについてご回答させていただきたいと思います。
令和4年、令和5年度につきましては、均等割額が4万3,400円で行っていました。今回、令和6年度からは400円増額になりまして、4万3,800円となっております。続いて所得割でございますが、令和5年度までは8.39%で行っていました。今回、令和6年度からにつきましては、0.72ポイント増えまして9.11%となっております。

補足でございますが、試算としましては、令和4年、令和5年につきましては、1人当たりの年間保険料は7万9,775円とさせていただいておりましたが、今回、保険料率の改定によりまして1人当たりの平均保険料率につきましては8万3,927円となっております。

以上でございます。

○委員長（島田 恒） ほかに質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

○委員長（島田 恒） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について補足説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 議案第5号につきましては、本会議でご説明したとおりですので、本委員会での説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（島田 恒） それでは、議案第5号について質疑がありましたらお願いいたします。
松木委員。

○委員（松木源太郎） 今、介護保険についてはいろいろな問題が出ていまして、旭市の状態を聞きたいんですけれども、施設者が、介護保険をやっている事業者がかなり赤字になるんだという傾向が出てきて、それでもって介護事業を、小さいところはやめざるを得なくなるのではないかなというようなことで、介護保険そのものをどうするかということに今直面してい

るというふうに言われているんですけども、旭市におけるこの実態というのはどうですか。支払う料金が変わらなくても、実際には費用がすごくかかる。例えば介護の認定の仕方だとか、そういうようなところも変わってきているので、そのところをちょっと教えていただきたいと思うんです。

○委員長（島田 恒） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 本市の介護保険の実態ということでございます。

今、松木委員がおっしゃいました事業者が赤字になっているという声は、本市では特に伺ってはいないかなと。ただ、通所介護事業所とか、そういったところが、民間の事業なんですけれども、徐々に増えているというのは確認はしております。本市でも、さきほど言われましたように年少人口と生産年齢人口が減少していきますので、これから 65 歳以上の人口は増えると思います。年齢階層別で見ると 75 歳以上、後期高齢者の方が令和 3 年以降増えていて、高齢者全体の約半分となっております。そんな状況で、75 歳以上の方については、高齢の方については要介護認定の割合、要介護度とかも今後低くなることはあまり考えられません。高くなることが想定されますので、介護給付費のほうは徐々に増えていくのかなという形があります。

介護認定の話がありましたけれども、本市でも介護認定審査会ということで 25 名の委員で 5 班体制で週 2 回ペースでそれぞれやっているんですけども、5 班が 2 回体制でやっているんですけども、昔よりは認定の件数は増えているのかなと。ただ、コロナになってから、認定の期間というのは、コロナで、状態が変わらない場合は延長してもいいという形になっていますので、ここ数年は多少低めになっているんですけども、平行になっているんですけども、これから先ほど私も言ったように 75 歳以上の方が増えていくということになれば、認定率もしばらくは上がっていくのかなと考えています。

いずれ、もう少し先にいくと高齢者の方も人口が減っていくだろうというのも、遠い将来ですけれども、考えられますので、どちらにしても、高齢の方に関しては医療と介護、医療がだんだん介護より重くなりますので、その連携を取った事業、支援が必要と。一方で、高齢の方が地域の人と関係を持って、自分の役割を持って生き生きと生活できるような介護予防、そういった取り組みも一方ではやって介護認定にならないように、そういう形の取り組みをしていく予定で今取り組んでおります。

以上です。

○委員長（島田 恒） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 後ほど議案についてのことについて一つ一つ議案が出てくるんですけども、今回、介護認定に関する文章の改定がかなりありますね。議案に出てきていますよね。あれは全体としてどういうことを目指しているんですか。言っていることが分かりますか。簡単に教えていただきたいと思っているんですけども。

○委員長（島田 恒） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

全体像が分かるような形の回答をお願いします。

○委員（松木源太郎） そんなに難しくなくて、概略でいいからね。この文章の意味が本当に分からないんですよ。教えてください。議案第 17 号から始まるでしょう。この文章を変えて何を変えるんですか。

○委員長（島田 恒） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 条例改正の、今後出てくる話だと思うんですけども、今度第 9 期の計画で新たに介護保険法が改正になります。その関係で、大きな趣旨としては、良質なサービスを確保しつつ、介護サービスの提供者の業務を効率化し負担を減らすという、介護事業者のほうの処遇改善も含めての改定というような形になっています。

ただ、それには良質なサービスを確保しつつという大前提がありますので、そういった中で改定という形になります。

以上です。

○委員長（島田 恒） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田 恒） 質疑がないようですので、議案第 5 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 9 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 議案第 9 号、令和 5 年度旭市一般会計補正予算（第 8 号）の議決について、社会福祉課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の 16 ページ、タブレットのほうは 18 ページのほうをお願いいたします。上段でございます。

3 款民生費、4 項 2 目扶助費、説明欄 1 の生活保護扶助費についてご説明します。

予算額 7,919 万 1,000 円は 19 の扶助費で、医療扶助費となります。この医療扶助費は生活保護扶助費の中の一つで、被保護者が医療機関にかかった場合の費用となります。今回の補

正ですが、高齢や傷病などの理由による被保護者の増加に加え、長期入院や高額な治療を要する被保護者が増えていることなどから扶助費の不足が見込まれるため、補正をお願いするものでございます。

この事業に伴う歳入ですが、9ページ、タブレットは11ページをお願いします。中段になります。

14款国庫支出金、1項1目4節生活保護費国庫負担金、説明欄1の生活保護費負担金5,939万3,000円ですが、国の負担金で負担率は4分の3を見込んでおります。

以上で議案第9号、社会福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（島田 恒） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田 恒） よろしいでしょうか。特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について補足説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 議案第10号につきましては、本会議でご説明したとおりですので、本委員会での説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（島田 恒） それでは、議案第10号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田 恒） よろしいでしょうか。特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第16号について補足説明がありましたらお願いいたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 議案第16号につきましては、本会議でご説明したとおりでございますので、補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（島田 恒） それでは、議案第16号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田 恒） 特にないようですので、議案第16号の質疑を終わります。

続いて、議案第17号について補足説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齡者福祉課長（椎名 隆） 議案第 17 号につきましては、本会議でご説明したとおりですので、本委員会での説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（島田 恒） それでは、議案第 17 号について質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（島田 恒） よろしいですか。特にないようですので、議案第 17 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 18 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

高齡者福祉課長。

○高齡者福祉課長（椎名 隆） 議案第 18 号につきましては、本会議でご説明したとおりですので、本委員会での説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（島田 恒） それでは、議案第 18 号について質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（島田 恒） 特にないようですので、議案第 18 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 19 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

高齡者福祉課長。

○高齡者福祉課長（椎名 隆） 議案第 19 号につきましては、本会議でご説明したとおりですので、本委員会での説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（島田 恒） それでは、議案第 19 号について質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（島田 恒） 特にないようですので、議案第 19 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 20 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

高齡者福祉課長。

○高齡者福祉課長（椎名 隆） 議案第 20 号につきましては、本会議でご説明したとおりですので、本委員会での説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（島田 恒） それでは、議案第 20 号について質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（島田 恒） 特にないようですので、議案第 20 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 21 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

高齡者福祉課長。

○高齡者福祉課長（椎名 隆） 議案第 21 号につきましては、本会議でご説明したとおりです

ので、本委員会での説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（島田 恒） それでは、議案第 21 号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田 恒） 特にないようですので、議案第 21 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 30 号について補足説明がありましたらお願いします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 議案第 30 号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

令和 5 年度旭市一般会計補正予算（第 7 号）になります。

初めに、歳入からご説明します。

タブレットでは 11 ページ、補正予算書では 7 ページをお願いします。

14 款 2 項 1 目 1 節総務管理費国庫補助金、説明欄 1 の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 2 億 1,100 万円は、この後説明します物価高騰対応重点支援給付金給付事業に係るもので、補助率は 10 分の 10 です。

タブレットの 12 ページ、補正予算書は 8 ページをお願いします。

歳出になります。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費、説明欄 1 の物価高騰対応重点支援給付金給付事業 2 億 1,100 万円は、デフレ完全脱却のための総合経済対策を踏まえて国が実施する低所得者支援及び定額減税を補足する給付を行う事業のうち、令和 5 年度の個人住民税均等割のみの課税がなされる世帯に対し 1 世帯あたり 10 万円の給付金と住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯において扶養されている 18 歳以下の児童 1 人当たり 5 万円の給付金という二つの給付金の給付を行うものです。

それでは、事業費の内訳について説明いたします。

総事業費 2 億 1,100 万円のうち、1 節の報酬から 14 節の工事請負費までが二つの給付事業に係る事務費で、合わせて 500 万円となります。

主なものは右側の説明欄 1、こちらは報酬のパートタイム会計年度任用職員の報酬や 12 委託料の今回の二つの給付金に係る電算システムの改修業務等に係る委託料となります。

次に、説明欄の 19 扶助費の 2 億 600 万円は、今回二つの給付金の合計額になります。

初めに、物価高騰対応重点支援給付金（均等割のみ課税世帯分）の 1 億 6,500 万円ですが、こちらは令和 5 年度の住民税が均等割のみ課税の世帯に対し 1 世帯当たり 10 万円を給付するものです。具体的には、令和 5 年 12 月 1 日を基準日として本市に住民登録のある世帯のうち、

世帯全員が令和５年度の住民税が均等割のみ課税である世帯もしくは世帯全員が令和５年度の住民税均等割のみ課税の方と住民税非課税の方で構成されている世帯が対象となります。対象世帯数は、国の算定式による推計値を参考として 1,650 世帯と見込み、1 世帯当たり 10 万円を乗じて算定しました。

次に、タブレットの 13 ページ、補正予算書では 9 ページをお願いします。

物価高騰対応重点支援給付金（子育て世帯加算分）4,100 万円について説明します。

こちらの給付は、国では「こども加算」と呼んでおりまして、令和５年 12 月 1 日を基準日として、既に給付を開始しております令和５年度住民税非課税世帯給付金、こちら 7 万円と、今回の均等割のみ課税世帯に対する給付金 10 万円の対象となる世帯のうち、18 歳以下の児童のいる子育て世帯に対し、子ども 1 人当たり 5 万円を給付するものです。対象人数については、こちらも国の算定式による推計値を参考として 820 人と見込み、1 人当たり 5 万円を乗じて算定いたしました。

最後に、支給に係るスケジュールについて説明します。

今回の二つの給付金は国から年度内に支給を開始するよう要請があったことから、2 月 2 日に補正予算を専決処分により対応させていただき、既に支給事務を進めております。

まず、均等割のみ課税世帯に対する給付金につきましては、2 月 26 日に対象と見込まれる世帯に対して市から確認書を郵送し、同日から受付を開始しています。第 1 回の支給は 3 月 15 日を予定していきまして、以降は 2 週間に 1 回程度のスパンで順次支給を行ってまいります。

次に、子育て世帯加算分、いわゆるこども加算のスケジュールについて説明いたします。

こども加算については、住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯の給付金の対象世帯が支給対象なため、あらかじめ口座情報を市で把握することができますので、対象世帯には支給通知のお知らせを送付し、口座の変更等がなければ、そのまま給付金を振り込むプッシュ式での支給を予定しています。現在はシステムの改修を進めておりますので、3 月中には支給案内のお知らせを対象の方に発送できる予定となっております。

以上で議案第 30 号の補足説明を終わります。

○委員長（島田 恒） 担当課の説明は終わりました。

議案第 30 号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田 恒） 特にないようですので、議案第 30 号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（島田 恒） これより討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第1号、令和6年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（島田 恒） 賛成多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号、令和6年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（島田 恒） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号、令和6年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（島田 恒） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号、令和6年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（島田 恒） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（島田 恒） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、令和5年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(島田 恒) 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(島田 恒) 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(島田 恒) 賛成多数。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(島田 恒) 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(島田 恒) 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(島田 恒) 全員賛成。

よって、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 21 号、旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(島田 恒) 全員賛成。

よって、議案第 21 号は原案のとおり可決されました。

議案第 30 号、専決処分の承認について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(島田 恒) 全員賛成。

よって、議案第 30 号は原案のとおり承認されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(島田 恒) ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

会議は途中でございますけれども、午後 3 時 15 分まで休憩をいたします。

休憩 午後 3 時 3 分

再開 午後 3 時 15 分

○委員長(島田 恒) 休憩前に引き続き会議を開きます。

所管事項の報告

○委員長（島田 恒） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） 保険年金課からは報告事項、旭市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第四期特定健康診査等実施計画についてご報告申し上げます。

現在の旭市国民健康保険保健事業実施計画、データヘルスというものでございますが、平成27年度から平成29年度までを第1期、平成30年度から令和5年度までを第2期としまして、被保険者の健康や医療に関する情報を活用して、生活習慣病を中心とした疾病予防などの各種事業の実効性を高めてまいりました。

また、旭市国民健康保険特定健康診査等実施計画は、平成20年度から平成24年度までを第1期、平成25年度から平成29年度までを第2期、平成30年度から令和5年度までを第3期として策定され、保健事業の中心となる特定健康診査及び特定保健指導をこの計画によって実施してまいりました。

なお、両計画は平成30年度から一体的に策定しており、本年度が最終年度となっております。

次期計画策定の現在の進捗状況でございますが、旭市国民健康保険運営協議会にてご審議をいただき、パブリックコメントを経て、最終調整を行っているところでございます。成果品につきましては、3月末の納品後、議員の皆様にお配りいたしたいと考えております。

以上、旭市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第四期特定健康診査等実施計画に関する報告を終わりにいたします。よろしくお願いいたします。

（「3月末までにくれるの」の声あり）

○保険年金課長（高野 久） ぎりぎりになってしまいますので、もしかすると4月以降になってしまうかもしれませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（島田 恒） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） その他報告事項といたしまして、旭市立日の出保育所・とみうら保育所の再編について子育て支援課からご報告いたします。

資料の1ページをご覧ください。

1の趣旨であります。市では旭市立保育所再編計画に基づき、公立保育所の再編を進めて

います。2番目の再編となる日の出保育所ととみうら保育所の再編について、これまでの経過と今後の方針についてご説明させていただきます。

2は、これまでの経緯です。

平成28年から平成29年に旭市公立保育所在り方検討委員会を、令和3年に旭市立保育所再編計画策定懇談会をそれぞれ開催し、その協議・検討内容を踏まえて令和4年3月に旭市立保育所再編計画を策定いたしました。

今年度については、日の出保育所ととみうら保育所を利用する保護者に対して令和5年8月に説明会を、10月にはアンケートを実施しました。また、12月から令和6年1月にかけて、学識経験者や保護者・地区住民の代表から成る保育所再編整備検討会議を開催し、再編後の場所について意見をお聞きしました。

3は、令和5年10月に実施しました保護者アンケートの結果です。

回答数の表にありますとおり、対象者の合計74件のうち66件の回答があり、回答率は89.2%でした。

主な回答内容ですが、「公立保育所の統合は必要だと思いますか」という問いに対し、「やむを得ない」が43件で65.2%、「必要だと思う」が21件で31.8%、この二つを合わせると64件で97%になります。「必要ないと思う」と答えた方は2件で3%でした。

2ページをお願いします。

「日の出保育所ととみうら保育所を統合する場合、場所はどこが適当だと思いますか」という問いに対しては、「どちらでもよい」が33件で52.4%、「日の出保育所」が22件で34.9%、「とみうら保育所」が7件で11.1%、「その他」これは中間地点に新しく建設ということでしたが、こちらが1件で1.6%でした。

「日の出保育所ととみうら保育所を統合する場合、その時期はいつ頃が適当だと思いますか」という問いに対しては、「できるだけ早く（5年以内）」が38件で63.3%、「6年～10年以内」が21件で35%、「11年以降」が1件で1.7%でした。

その下の4は、保育所再編整備検討会議において委員から出た意見となります。

検討会議は、再編後の保育所の場所について学識経験者や保護者、地域の住民といった幅広い方々の意見をお聞きするための会議で、構成する委員は12名、令和5年12月と令和6年1月の計2回開催されました。

再編後の保育所の場所としてどこが適当かとの問いに対する各委員の意見として、「日の出保育所」とした委員は10人、「その他（どちらでもよい）」と回答した委員が1人、「その

他（中間地点に新たに建設）」とした委員が1人でした。

各委員の理由としましては、日の出保育所とした理由については、日の出保育所のほうが耐用年数が長いと補修・建て替えの費用や時間が抑えられる、保護者アンケートで多くの保護者が「どちらでもよい」、「日の出保育所」というふうにと回答しているため、敷地の所有が日の出保育所は全て市の所有なのに対し、とみうら保育所は民有地があるため、日の出保育所は近くに日の出山公園があり、津波等の災害時の避難や園行事の際に有利といった理由が挙げられました。「その他（どちらでもよい）」とした理由については、どちらもメリット、デメリットがあるので決められないが、どちらにしても今の施設よりはよくなると思う、統合後にここが新しくなると明確にすれば、廃止になる施設側の理解を得やすいのではとのことでした。「その他（中間地点に新たに建設）」とした理由については、どちらの保育所にしても改修工事で園児の一時的な移動等あるならば、中間くらいの場所に新規に建設したほうがよいかと思うとのことでありました。

次の3ページをお願いいたします。

5、保育所再編後の施設の場所についてですが、以下の理由から日の出保育所を活用する方針で事業を進めていきたいと考えております。

日の出保育所は敷地西側に日の出山公園があり、地震や津波等の災害時に子どもたちが速やかに避難でき、園行事の際は駐車場としても利用が可能であること、日の出保育所は建物が比較的新しく、施設を長寿命化するための経費が少なく済む、また、敷地が全て市有地のため借地料がかからないこと、保護者アンケートの結果、「とみうら保育所」と回答した保護者が約11%であったのに対し、約52%の保護者が「どちらでもよい」、約35%の保護者が「日の出保育所」と回答していること、また、保育所再編整備検討会議において12人中10人の委員が「日の出保育所」、1人の委員が「どちらでもよい」との意見であったことです。

6の今後のスケジュール（案）についてですが、本議会での説明の後、地域住民や保育所を利用する保護者にも説明を行い、関係者の合意が得られれば、施設の診断・設計・改修等を行っていききたいと考えております。

また、統合の時期については、保護者アンケートや保育所再編整備検討会議でも早めの統合を希望する意見があったことから、早めに事業を進めていきたいと考えております。

子育て支援課からの報告は以上です。

○委員長（島田 恒） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、報告事項、旭市教育委員会行政組織の一部変更につい

てご報告申し上げます。

旭市教育委員会内に設置する「体育振興課」の名称を本年4月1日から「スポーツ振興課」に変更いたします。また、課内に設置している「体育振興班」と「体育施設班」を統合し、「スポーツ振興班」とすることで、施設を最大限に活用して、市民が生涯を通じてスポーツを楽しみながら生きがいをづくりや健康づくりに取り組んでまいります。

続きまして、報告事項、学校再編の進捗状況についてご報告申し上げます。

まず、干潟地域については、昨年7月から萬歳小学校、中和小学校及び古城小学校の各小学校に地域検討会議を設置し、計4回それぞれ開催した結果、統合に向けての意見や要望が取りまとめられましたので、昨年12月の議会定例会においてご承認いただきました旭市学校再編代表者会議条例に基づいて、（仮称）干潟地域小学校学校再編代表者会議を1月に設置いたしました。

これまでに2回の会議を開催し、諮問事項のうち干潟地域3小学校の学校再編の可否については、全員賛成で可決されたところであります。今後は学校の位置、学校の開校時期及び学校の名称について引き続き調査、審議いただく予定であります。

他の地域については、旭市学校再編基本方針に基づき、本年度に学校単位での保護者説明会が完了しましたので、今後は地域の方々に地域説明会を開催する予定であります。

以上で教育総務課からの報告を終わります。

○委員長（島田 恒） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 生涯学習課からは、旭市・茅野市児童交流事業の終了についてご報告いたします。

旭市・茅野市児童交流事業は東日本大震災を機にスタートした事業で、山と海きずなをつなぐプロジェクトとして、1年ごとに両市の児童がお互いの市を訪問して交流を図る事業であります。令和5年度は、コロナ明けの事業として4年ぶりに旭市の児童が茅野市を訪問して交流を深めたところでありますが、茅野市より、事業開始から13年が経過していること、参加する児童も震災後に生まれた世代となることから、本年度を最後に事業を終了したい旨の協議依頼があり、大変残念ではございますが、令和5年度を最後に旭市・茅野市児童交流事業を終了することとしたものであります。

以上で生涯学習課からの報告を終わります。

○委員長（島田 恒） 担当課の報告は終わりました。

所管事項の報告を終わります。

陳情の審査

○委員長（島田 恒） 次に、陳情の審査を行います。

しばらく休憩いたしますが、委員の皆さんはそのまま自席でお待ちいただきたいと思います。

休憩 午後 3時27分

再開 午後 3時28分

○委員長（島田 恒） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る3月4日の本会議におきまして本委員会に付託されました陳情は、陳情第1号、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情の1件であります。

それでは、陳情第1号について審査に入ります。

保険年金課より参考意見がございましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） それでは、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情につきまして、保険年金課からの参考意見を申し上げさせていただきます。

まず、日本の公的年金制度につきましては、国内に住む20歳から60歳の全ての人が保険料を納め、その保険料を高齢者の方へ年金として給付する仕組みになっております。老齢年金につきましては、受給資格期間が10年以上ある場合に、65歳から受け取ることができます。

一方、外国人の脱退一時金制度につきましては、日本の国籍を持たない外国人労働者が老齢年金の受給資格期間である10年を満たさず日本を出国するときに、既に納めている年金保険料の一部を返金してもらえる制度でございます。

なお、支給要件としましては、日本国籍を有していないこと、日本国内に住所を有していないこと、公的年金制度の被保険者でないこと、最後に、障害基礎年金などの年金を受ける権

利を有したことがないこととなっております。また、申請に当たりましては、保険料納付済みの期間が6か月以上ある方で、日本に住所を有しなくなった日から2年以内に請求することができるとなっております。

また、申請先につきましては主に日本年金機構本部となっております、市や年金事務所でこの手続に関して行っておりません。したがって、市におきましては、申請状況や支給状況は確認できません。

本制度は国が事務を委任する日本年金機構が業務、財源を管理していることから、市としましては意見を申し上げる立場ではありませんので、よろしくお願いいたします。

保険年金課からは以上でございます。

○委員長（島田 恒） ありがとうございます。

それでは、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 陳情者の方は住所がないんですけれども、何でないんですか。

○委員長（島田 恒） 松木委員の質問に対して回答をお願いします。

事務局長。

○議会事務局長（穴澤昭和） 陳情者の方の住所が入っていないのは、個人情報関係で入れてございません。

○委員長（島田 恒） 松木委員。

○委員（松木源太郎） この方は、旭市に住んでいる方なんですか。

○委員長（島田 恒） 事務局長。

○議会事務局長（穴澤昭和） 市内の方でございます。

○委員長（島田 恒） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 議会に出すのに、本人がどこに住んでいるか、個人情報だといっても、あれしなくてもって陳情を出されても、私はかなり疑問を持っています。

この陳情文書表が、全部読んだけど、一貫性がないので、これであればもう少し書き直してもらわなければいけないですね。どういうことかという、今の制度でもって外国から来て日本で働いている方は、今の制度の中では必ず厚生年金に年金として入れなければいけない。生活するためには健康保険もあります。健康保険と年金はセットですから、社会保険事務所に当然そういう指導をするわけです。ですから、健康保険だけ入れてくれというわけにはいかないんです。ですから、その方たちが日本で働いているときのことを考えると、当

然健康保険には入ってもらわなければいけない。そうすると一対になっている年金に入らなければならない。年金に入って、将来年金をもらうことはまずあり得ないでしょうということで、一定の期間をもって年金から脱退をすることができるわけです。それが脱退一時金なんですけれども、私は市内の農家の有限会社で5年ほど経理的なお手伝いをしたことがあります。そこでは中国からの実習生が何人もいました。3人ないし2人いました。その方たちはだいたい2年か3年でもって帰国されるわけです。帰国するときに、私は脱退制度があるからということで脱退制度を、中国語でもってつくったものと日本語のものと、それから申請の書類等を全部渡して、もし向こうに行って日本に来ることがなければ、こちらに送ってくだされば社会保険庁に手続をしますということをやっていました。ですから、そういうところまで手を出してくれる雇い主というのは少ないんですけども、こういう形で正式に1回やったことがあります。大変複雑な制度です。しかし、何割かは、全部ではないですけども、返してもらえるという制度なんです。

この陳情の趣旨がどういう趣旨なのかが分からないんですけれども、脱退一時金制度をこのまま続けさせるのか、それとも最初から入らなくていいとは書いていないので、どういうことなのか意味不明なんですよ。そここのところをはっきりしないと、意見書も何も書けないと思うんです。

以上です。

○委員長（島田 恒） 今、松木委員のほうから、関わる様々な法律が関連づけられていないとか、その辺がよく分からないということなんですけれども、担当課のほうから回答できるのであればお願いします。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） 先ほどの説明の中でも申し上げましたとおり、申請先につきましては日本年金機構本部となっております。それに従いまして、年金事務所につきましては、この手続そのものが、手続通っておりませんので、申請状況や支給状況、今お話があったようにどういった財源でということは、うちのほうから申し上げる立場ではございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（島田 恒） ほかに質問ありませんか。

伊場委員。

○委員（伊場哲也） 当然、これは自分の感想とかも言っているんですよ。

○委員長（島田 恒） はい。

○委員（伊場哲也） まず、松木委員が今おっしゃいましたように、私もこの陳情文書表を読ませていただき思ったことですが、国民の権利ですから、いいんですよ。ぜひ私は個人的に陳情に賛成をしてあげたいなとは思いました。

しかしながら、まず1点目、このような場で市当局はどういうコメントをされるのであらうと。今、立場上、何とも言えません。これは伊場哲也の想定内どおりでした。年金機構のやることですからね。

次、住所、千葉県旭市云々がないので、何なんだろうと。正々堂々、氏名、吉原光佑さん、あくまでも推測するしかないのです。正々堂々、旭市のロ 293 の 8 とか何か書けばいいのにと思いました。

したがって、一体どういう方がどういう思いで陳情されているのかなということを、陳情の要旨、そして、その後に頂きました資料、添付された3枚全て読ませていただき、趣旨を吉原さんにもうちょっと確認できるような機会があるのかなといったのが率直なる感想なんです。

なぜかといいますと、趣旨を見ますと、これは不公平が生じていると。だもので、それはまずいよなど。賛成できるようなところがあるんです。

次は、地方財政上問題があると。一旦国へ帰って、そのときに一時金をもらって、そしてまた数年してやってきてと。いや、働くつもりで来たけれども、生活上困難であると。それこそ生活保護を受給しなければいけない状況になったときに、そういう、いわゆる外国人労働者が今後いっぱい増えてしまうよと。だから、不公平だからといったようなのが陳情の趣旨なのかなというふうに捉えたんです。自分の考えが正しいかどうかは、大きな時間をかけなければいけないところがあります。ただ、日本の将来の、将来的に生産人口を考えたときに、相当数、外務省の統計等々でも出ていると思うんですけれども、必ずや外国人労働者に頼らないと、日本のいわゆる生産労働者が少ないので、ですから、外国人労働者を守らなければいけないという考えが、真剣に守らなければいけないよというような考えが相当数あるのですけれども、だからといって、住所もなく、また趣旨もどうなのかなといったようなところで、このような会が持てたのは私はよかったなというふうに率直に思いました。

以上です。

○委員長（島田 恒） ほかにご質問ありませんか。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 一つちょっと思い出しましたがけれども、戦後、社会保険の創設期には脱

退制度というのがあったんですよ。その手法を社会保険庁が外国人に対してできるように法制度をしたのが脱退制度なんです。日本人は、年金といって厚生年金だけではないんですよね。ほかの年金制度に入っている人は、厚生年金に入らなくてもいいわけですから、共済もあるわけですからね。だから、脱退制度というものはあつてしかるべきなんですよ。なのに、将来無年金者になって生活保護を受けることになるから、そういう制度は、なくせとは言っていないんだよね。そこが分からないんですよ。そういうことです。

○委員長（島田 恒） 事務局長。

○議会事務局長（穴澤昭和） 先ほど私の説明で、もしかしたら伝わり方が間違っていたら申し訳なかったんですけども、今、松木委員からも言われましたとおり、文書表には住所を出しておりません。しかしながら、陳情書については、住所も名前も、要は会議規則にうたっているように、その趣旨も含めて全部記載されております。

ということで、公にするときには個人が特定されないようにということで、文書表には住所を示していないというだけでございますので、原本そのものにはしっかりと記載をされて、それで受理をしているものであります。よろしくお願いします。

○委員長（島田 恒） ほかに質問ありますでしょうか。

伊場委員。

○委員（伊場哲也） 公表、公にするから判こを押して、押した段階では住所は分かっていたわけですよね。だけれども、当の陳情者からこういう打合せがあつたんですか。

（「特にはありません」の声あり）

○委員（伊場哲也） 公表するには出さないでくれみたいな。

（「それはないです」の声あり）

○委員（伊場哲也） それはまずくないですか。

（「今の流れは個人が特定できないように、出さないようになっています」の声あり）

○委員（伊場哲也） そういう判断ですか。

（「はい」の声あり）

○委員（伊場哲也） 議会事務局の法的な対応として、それはどうなのかな。

（「すみません。そこも大事なのかもしれませんけれども」の声あり）

○委員（伊場哲也） いや、本当にそう思いますよ。

○委員長（島田 恒） そのほか質問ありませんか。

(発言する人なし)

○委員長（島田 恒） 特にないようですので、ここで保険年金課は退室してください。

大変ご苦労さまでした。

委員の皆さんはしばらく休憩いたしますが、自席でお待ちいただきたいと思います。

休憩 午後 3時44分

再開 午後 3時44分

○委員長（島田 恒） 休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情の審査ということでありますので、陳情第1号について、ご意見がありましたらお願いします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 日本人に脱退一時金の制度がないというのは、日本人は厚生年金でなければ共済年金、それでなければ国民年金というね。だから、生きている限りはどれかの年金に入りなさいということになっているから、だから脱退制度はないんですよ。率は上がったリ下がったりするけれども、必ずお金を払えば生きている間年金に入っていられるわけだ。外国人はそういう機会がないから、一定のお金を払って脱退の制度をつくったわけだ。そういうことだけだから、矛盾はあまりないので、本当は理論的にはないんですよ。それを何か脱退一時金をもらってしまった人が日本に住むことになったら、その分がカットされるからといえば、では遡って年金を払う制度を日本の国がつくればいいわけで、法的には。

だから、そういうようなことだと、我々市議会のレベルの問題ではなくて、国会の問題です。国の政治です。

○委員長（島田 恒） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 確かに、市議会レベルで云々ということではない、これもよく分かります。そして、法整備がどうのこうのという問題を指摘しているとも、私はこの内容からは受け取れませんでした。要は、ずるいよな、一時金をもらっておいて一旦帰って、また帰ってきて。そのずるい実態があるんだよということをこの方が、推測ですよ。経験されて、そういう状況があるから、おい、市議会議員、おまえら知らないだろう、こういう状況があるんだよ。だから市議会議員で話し合って、声を上げてくれないかという、そういう素朴な陳情

というふうに、私はこの文面の裏側にある訴えというものを私なりに解釈したということでございます。

○委員長（島田 恒） その他ご意見ございますでしょうか。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） 私は、この制度の是正は賛成で、技能実習生がこれだけ今、日本国内に入ってきて、福祉、農業、日本人がやりたくない仕事をこの先5年、10年、外国人労働者をどんどん入れて、鎖国していた日本、やはり鎖国体質があるんですけども、なので、この脱退一時金、日本にいる間年金を払っていただいて、脱退一時金をあげて、またそのときに出会った例えば日本人男性、農家の人と結婚しに来るかもしれないですね。そのときは国民になっていただいて、年金に加入していただいて、生活保護しか駄目だよと、そんな悲惨な末路はないと思うんです。

なので、私は別に、特にこの是正を国会に声を上げていただくというのには賛成です。

○委員長（島田 恒） 宮内委員。

○委員（宮内 保） 実は、うちにも技能実習生がいるんですけども、それは国民健康保険、ただそれだけなんですよね。だから、そういうのと、会社で社会保険、厚生年金と違う、その違いがあるんだよね。だから、うちに来ている中国の研修生もいました。今、カンボジアから来ているんだけど、やはり中国から来た研修生は、私は国民健康保険に入りません。医者は、要するに実費で払う。だけれども、俺は健康だから、病気にならないから健康保険を払わないと。それでも通ってしまうわけよ。だから、会社で厚生年金でやっている場合は、必ずある程度もう決まっていますから入りますけれども、農家の場合はほとんど入っていないのではないのかな。その辺、農家個々によって、国民年金の場合はどうだか分からないけれども、そういうものは今回のこういうものにも該当するのかなと。そういう分かんないところがあるから。

そんなところですよ。

○委員長（島田 恒） 飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） 今、宮内委員が言っているのは健康保険のことで、健康保険とこの話とは別ですけども、健康保険は顔写真がないから、多分、伊藤委員が前に言ったように、私は不正受給はかなりあると思うんですよ。かなり報道でも聞きますし、中国辺りで治らない病気を日本に来て治して、すぐ帰ってしまうというふうな話も結構聞いていますのでね。でも、その話とはちょっと今回は違うので、年金の話なので、その話とはちょっとまた違う話

になるのかなというふうには思うんですが、私は実際今回のやつは、私は反対かなというふうに考えてはいます。

○委員長（島田 恒） ほかにご意見よろしいですか。

（発言する人なし）

○委員長（島田 恒） 様々な意見が出てくる中で、それをすり合わせるということはなかなか難しいんだと思います。しかしながら、ここで陳情については採決をしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（島田 恒） 特にないようですので、陳情第1号の審査を終了したいと思います。

陳情の採決

○委員長（島田 恒） それでは、討論を省略して採決といたしたいと思います。

陳情第1号、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情について、採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（島田 恒） 賛成多数。

よって、陳情第1号は採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告については委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（島田 恒） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長（島田 恒） 以上をもちまして本委員会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時54分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 島 田 恒

総務常任委員会

令和6年3月14日（木曜日）

総務常任委員会

令和6年3月14日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 令和6年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について
- 議案第 2 号 令和6年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について
- 議案第 9 号 令和5年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について
- 議案第11号 旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款の一部変更について
- 議案第27号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第3期中期計画を定めることについて
- 議案第28号 市の区域内の字の区域及び名称の変更について
- 議案第31号 専決処分の承認について（旭市税条例の一部を改正する条例）
- 議案第32号 財産の処分について（旧神西住宅跡地）

出席委員（7名）

委員長 景山岩三郎
委員 木内欽市
委員 林晴道
委員 菅谷道晴

副委員長 崎山華英
委員 伊藤房代
委員 遠藤保明

欠席委員（なし）

委員外出席者（6名）

議長 飯 嶋 正 利
議員 永 井 孝 佳
議員 戸 村 ひとみ

議員 松 木 源太郎
議員 伊 場 哲 也
議員 常世田 正 樹

説明のため出席した者（20名）

副市長 飯 島 茂
行政改革
推進課長 榎 澤 茂
企画政策課長 柴 栄 男
税務課長 向 後 秀 敬
会計管理者 小 澤 隆
監査委員
事務局長 杉 本 芳 正

秘書広報課長 椎 名 実
総務課長 小 倉 直 志
財政課長 山 崎 剛 成
市民生活課長 江波戸 政 和
消防長 伊 東 秀 貴
その他担当
職員 9名

説明のため出席した参考人（3名）

地方独立行政
法人総合病院
国保旭中央
病院事務局長 菅 谷 敏之史

地方独立行政
法人総合病院
国保旭中央
病院経理課長 松 浦 豊

地方独立行政
法人総合病院
国保旭中央
病院経営企画
室長 高 埜 正 人

事務局職員出席者

事務局長 穴 澤 昭 和
副主幹 菅 晃

事務局次長 金 谷 健 二

開会 午前10時 0分

○委員長（景山岩三郎） おはようございます。

議員の皆さんには、3月定例会総務常任委員会、大変お疲れさまでございます。そして、副市長はじめ執行部の皆さんには、総務常任委員会への出席ありがとうございます。よろしくどうぞお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、松木源太郎議員、永井孝佳議員、伊場哲也議員、戸村ひとみ議員、常世田正樹議員より、本委員会の傍聴をしたい旨の申出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

本日、飯嶋議長に出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） おはようございます。

委員の皆様には大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました12議案について審査をいただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をいただきまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきたいと思います。

どうぞ景山委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） どうもありがとうございました。

それでは、付託された議案の審査を行うわけでございますが、議案第26号と議案第27号の地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院に関する議案を審査する上で、病院職員の出席を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） ご異議ないようですので、参考人として病院職員の出席を求めることにします。飯嶋議長、よろしくお願いいたします。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して飯島副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長。

○副市長（飯島 茂） それでは、改めましておはようございます。

本日は総務常任委員会の開催、大変お疲れさまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で 12 議案でございます。

その内訳でございますが、まず予算関係が 3 議案で、議案第 1 号、令和 6 年度旭市一般会計予算の議決についてのうち総務常任委員会の所管事項、議案第 2 号、令和 6 年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、議案第 9 号、令和 5 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち総務常任委員会の所管事項、次に条例関係が 4 議案で、議案第 11 号、旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 12 号、旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 13 号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 14 号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、次に病院関係が 2 議案で、議案第 26 号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款の一部変更について、議案第 27 号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第 3 期中期計画を定めることについて、その他の議案が 3 議案で、議案第 28 号、市の区域内の字の区域及び名称の変更について、議案第 31 号、専決処分の承認について、議案第 32 号、財産の処分についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からの質疑に対し、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案、可決、承認くださいますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長（景山岩三郎） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（景山岩三郎） ただいまから、本委員会に付託されました 12 議案の審査を行います。

初めに、議案第 1 号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いいたします。

説明、質疑は、着座で結構でございます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 議案第 1 号、令和 6 年度旭市一般会計予算の議決については、本会議

において補足説明を申し上げたところではありますが、何点か所管課より補足説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 税務課長。

○税務課長（向後秀敬） それでは、議案第1号、令和6年度旭市一般会計予算の議決について、税務課所管の補足説明を申し上げます。

タブレットの15ページをお願いいたします。予算書は11ページになります。

1款市税です。令和6年度の市税の合計額は74億4,816万4,000円で、前年度比1億4,534万8,000円、1.9%の減を見込みました。内訳といたしましては、現年度分を73億7,872万4,000円、滞納繰越分を6,944万円見込んでおります。

続きまして、主な税目につきまして説明させていただきます。

タブレットの17ページ、予算書は13ページをお願いいたします。

1項1目個人市民税は28億6,270万9,000円で、前年度比2億1,789万6,000円、7.1%の減を見込みました。現年課税分の収納率については98.20%で、前年度と同率を見込みました。

1項2目法人市民税は3億5,511万6,000円で、前年度比2,046万7,000円、6.1%の増を見込みました。現年課税分の収納率については99.30%で、前年度と同率を見込みました。

市民税については、今年度の決算見込みの増減傾向と各所得ごとの今後の動向予測や国の景況判断などから、個人分は定額減税分を控除し減、法人分は増を見込んでおります。

次に、下のほうになりますが、2項1目固定資産税は31億3,520万2,000円で、前年度比510万2,000円、0.2%の増を見込みました。現年課税分の収納率については97.70%で、前年度比0.20ポイントの増を見込みました。固定資産税の現年課税分については減を見込んでおりますが、収納率の増や滞納繰越分の増によるものです。

続きまして、タブレットの18ページ、予算書は14ページになります。

3項軽自動車税は2億5,521万2,000円で、前年度比1,080万8,000円、4.4%の増を見込みました。収納率ですが、環境性能割につきましては県から交付されるため100%で、種別割につきましては、現年課税分は96.50%、前年度比0.20ポイントの増を見込みました。軽自動車税については、重課、これは最初の登録から13年経過する車両に対して20%増で課税ができるものです。その対象車両の増を見込んでおります。

4項1目市たばこ税は5億6,623万6,000円で、前年度比3,437万1,000円、6.5%の増を見込みました。たばこ税については、消費本数は減少傾向にありますが、令和4年10月の税制改正により、加熱式たばこの税率改定があったことから、買い控え等を考慮し、令和5年度

の予算額を過少に積算したことから、本年度予算額見込みとの差が6.5%となったものです。

続きまして、タブレットの19ページ、予算書は15ページをお願いいたします。

5項1目入湯税は1,000万3,000円で、前年度比152万3,000円、18.0%の増を見込みました。入湯税については、新型コロナウイルス感染症の影響が回復傾向にあるものの、今後の推移が不透明なため、今年度の決算見込みと同額を見込んだものです。

6項1目都市計画税は2億6,106万6,000円で、前年度比28万円、0.1%の増を見込んでおります。現年課税分の収納率については97.70%で、前年度比0.20ポイントの増を見込みました。都市計画税の現年課税分については、固定資産税と同様に減を見込んでおりますが、収納率の増や滞納繰越分の増によるものです。

以上で議案第1号、税務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（景山岩三郎） 総務課長。

○総務課長（小倉直志） それでは総務課からは、議案第1号、令和6年度旭市一般会計予算の議決について、人件費について補足説明を申し上げます。

タブレットの288ページをご覧ください。予算書では291ページになります。こちら、給与費明細書となっております。こちらのページは特別職ですので、さらに資料を1枚進めまして、タブレットでは289ページ、予算書では292ページになります。

こちらが一般職分になりまして、（1）の総括は、いわゆる常勤職員と会計年度任用職員を合わせた表となっております。表の右側、合計欄の下になりますが、前年度と比較して2億9,882万円の増となっております。主な要因につきましては、次のページ以降で、常勤職員と会計年度任用職員それぞれに分けて説明いたします。

タブレットの290ページをご覧ください。予算書では293ページになります。

まず、アの会計年度任用職員以外の職員、いわゆる常勤職員の内容について説明いたします。

初めに、職員数ですが、本年度欄の642人は、令和6年1月1日現在の各部署に配置している職員数を基本に、退職者、新規採用者等を考慮して、令和6年4月1日の配置予定人数を計上したものです。前年度当初予算と比較して12人の増となります。

本年度欄の括弧内の34人は再任用短時間勤務職員の数でありまして、常勤職員には含まれないもので、外書きとなっております。前年度と比較して13人の減となります。これは、令和6年度は定年年齢引上げの影響により、原則、定年退職者が発生しないためです。

次に、給与費のうち給料は、本年度の予算額が24億3,375万6,000円で、前年度と比較して4,373万7,000円の増となります。これは人事院勧告等による若年層を中心とした給料の増

額改定の影響によるものです。

職員手当等は、前年度と比較して 5,402 万 1,000 円の増となりますが、特に金額が大きく増加した手当は、下段の内訳に載せていますように、期末手当と勤勉手当であります。こちらも人事院勧告等に基づくもので、期末・勤勉手当の基礎となる給料の増額改定と、期末・勤勉手当の支給月数を 0.1 月分、引き上げたことによるものです。

共済費は、職員の健康保険や厚生年金等に係る負担金でありまして、前年度と比較して 2,001 万 2,000 円の増で、これも給料表の増額改定などの影響によるものです。

続いて、タブレットの 291 ページ、予算書では 294 ページになります。

イの会計年度任用職員の給与費明細書です。

まず、職員数ですが、本年度欄の 41 人は、1 週間当たりの勤務時間が常勤職員と同じ、フルタイム会計年度任用職員の任用予定人数です。前年度と比較して 2 人の増となります。

括弧内の 485 人は、1 週間当たりの勤務時間が常勤職員よりも短いパートタイム会計年度任用職員の任用予定延べ人数です。この 485 人には、短期間だけ従事するスポット的な職員も含まれておりまして、前年度と比較して 36 人の増となります。主な要因は、令和 6 年度に予定されている県議会議員選挙の執行に従事する会計年度任用職員に関するものです。

次に、給与費のうち、報酬 5 億 6,740 万 4,000 円は、パートタイム会計年度任用職員に支給するもので、前年度と比較して 4,435 万 4,000 円の増となります。増額の主な要因は、常勤職員と同様に、人事院勧告等による給料の増額改定の影響によるものです。

その右側、給料は 9,588 万 9,000 円で、フルタイム会計年度任用職員に支給するものです。

また、職員手当等は 2 億 2,001 万 8,000 円で、前年度と比較して 1 億 545 万 8,000 円の増となっております。主な要因ですが、下段の内訳にもありますが、地方自治法の改正により、令和 6 年度から会計年度任用職員に対して勤勉手当が支給できるようになったことによるものです。支給月数は 2.05 月分です。

なお、このことに関連する条例の改正について、本議会に提出しておるところでございます。

続きまして、共済費 1 億 3,954 万 5,000 円は、会計年度任用職員の健康保険や厚生年金等に係る負担金で、3,213 万 2,000 円の増となります。

以上で総務課所管事項の補足説明を終わります。

○委員長（景山岩三郎） どうもありがとうございました。

担当課の説明は終わりました。

議案第 1 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

ございませんか。

崎山委員。

○委員（崎山華英） お願いします。タブレットではなくて、予算書の本のほうのページで言いますので、お願いします。

予算書のまず 18 ページの地方特例交付金の定額減税のことになるんですけども、あえてこれ、今回の定額減税の対象となる方の要件を答弁いただきたいのと旭市内での対象となる人数、あと、所得割の税額が定額減税分より少ない方についてはどのような対応となるのか。多分、調整給付金というのが出ると思うんですけども、そのあたりの対応が今後決まっていれば、どうやって支給となるのか教えてください。

続きまして、予算書の 48 ページ、委託料のほうなんですけれども、P C B 含有調査分析委託料というのが出ているんですけども、これの委託先と調査対象が何なのか教えてください。

51 ページですが、庁舎管理費のほうで L E D 照明借上料で、これリースでやっていращしやると、質疑のほうにも出ていたんですけども、公共施設の L E D の設置率、今後それは 100%を目指すのか。目指さないとするならば、どういった施設や照明部分に対して L E D を採用しているのか教えてください。

61 ページ、男女共同参画推進事業なんですけれども、直近の市への D V 相談件数が、データあれば教えてください。市の窓口以外での市内の相談件数というのは、旭市のほうで把握しているのかということと、この男女共同参画推進事業というのが、たしか計画の策定に関する委員の報償金と、あと D V の相談に関する事業だけにしか予算がついてないのか、それともそれ以外にも予算をつけることというのは可能ではあるのかというのを教えてください。

63 ページ、生涯活躍のまち形成事業の中で、委託料の指定管理料と業務委託料なんですけれども、これはおひさまテラスのほうのだと思うんですが、去年に比べて僅かに減っている理由というのを教えていただきたくて、指定管理料とか委託料の算出というのは毎年どのように行っているのか教えてください。

続きまして、70 ページの移住・定住促進事業、地域おこし協力隊支援業務委託料で、10 月から新たに 1 名採用される予定ということだったんですけども、活動内容というのが、今の地域おこし協力隊の方と全く同じ業務なのかということと、同じであれば後継者という立ち位置なのか、今後も 2 名体制でやっていくのかというのを教えてください。

次、72 ページのコミュニティバス等運行事業、バス運行助成金のほうで昨年度より増額し

た要因を、多分駐車地が増える関係なのかなと思うんですけども、要因を教えてください。
これ財源の内訳というのは全部一般財源なのか、内訳を教えてください。

83 ページの千葉県知事選挙費なんですけれども、前回令和2年度の知事選の予算ですとか決算額より多くなっていると思うんですけども、これ見たらシステム整備委託料とか事務用備品費が多く見積りされているようなんですけども、その理由を教えてくださいのと、これ消防のほうも聞いてしまっていていいんですけど。

あと2点です。

消防のほうの217ページ、共同指令センター負担金、内容と大幅増の理由を教えてくださいのと、もう一つが、千葉県防災行政無線再整備負担金、これ昨年の予算書にはなかったと思うんですけども、内容の詳細を教えてください。

すみません、1個抜かしてしまっていました。ごめんなさい。

66 ページの、ちょっと戻ってしまうんですけども、光ファイバーケーブル敷設工事で、質疑のほうにも出ていて、統合保育所と統合消防署の新規の敷設工事の分というのは聞いているんですけども、既存のケーブルの更新は今回は入っていないのかというのと、それぞれ統合保育所と消防署で幾らかかるのかというのを教えてください。

すみません、消防関連のほうで予算として入ってるのかちょっと分からないんですけども、女性の消防団員、今度募集されているということを聞いたんですけども、それは予算書のほうに反映されているのかどうかというのを教えてください。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬） それでは、初めに定額減税のご質疑で、要件、人数、金額という中でお答えしたいと思います。

まず、要件につきましては、地方税のほうにつきましては、市県民税の所得割が課税される方ということになります。それで、内容的には本人と扶養者1人当たり1万円ずつということで、扶養人数によって減税額が変わってきます。

人数的なものですけれども、今回予算書の中で見込みました人数で申し上げたいと思います。5年度の賦課状況でお話しします。人数的には、本人分が2万9,764人、被扶養者数が1万5,900人、それで市民税分の減額分が2億6,248万円です。

それと、減税し切れなかった部分につきましては、調整給付分については今調整中と、まだ

結論ははっきりとは出ていません。予定はありますけれども、はっきりと出ていないところ
です。

以上になります。

○委員長（景山岩三郎） 総務課長。

○総務課長（小倉直志） それでは、私からはPCBの関係、お答えいたします。

業者は見積り合わせで決定しております。対象は、低濃度含有物になります。廃棄に当たり、
事前調査が必要となっておるところです。

それと、千葉県知事選挙費の関係です。先ほど私、補足説明で県議会選挙と言ってしまいま
したが、訂正いたします。すみません。

千葉県知事選挙費の増額の理由ですけれども、この選挙から各投票所での、今現在は選挙人
名簿、紙ベースでやっております。それをシステム化して行おうとしているので、備品が増
えているというようなことになります。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） それでは、予算書 51 ページのLED照明の関係でございま
す。

公共施設等は、公園とかいろいろなものを含めると全部で 260 近くあるんですが、そのう
ち、LED化によって効率化が図れるだろうと思われる施設が 39 ございます。そのうち、統
廃合とか今後予定されているような施設もございますので、そういった施設を除いた 25 施設
をLED化するという事で令和4年度から事業を行っておりまして、来年度8施設で、合
計 25 施設がLED化が完了する予定でございます。

以上です。

（発言する人あり）

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 6 年度です。

○委員長（景山岩三郎） 市民生活課長。

○市民生活課長（江波戸政和） 私からは、予算書で言いますと 61 ページのDVの相談件数等
の関係であります。

直近の相談件数というところでよろしいでしょうか。直近ですと、12 月までの資料という
ことで把握しておりますので、その件数になります。電話相談 10 件と来所で 13 件で、合計
23 件の相談がありました。

あと庁舎外といいますか、市役所外での相談件数ということなんですけれども、ちょっとその部分に関しましては、今把握できていない状況であります。

それと予算書の関係です。先ほど報償費と需用費があるけどというお話だったでしょうかね。次ページにいきますと、役務費ですとか使用料及び賃借料ですとか扶助費ということで続いているんですね。一部、そういう予算は持っております。そういう内容でよろしかったでしょうか。

一応参考になんですけれども、報償費が若干金額が大きくなったと思うんですけれども、講演会などを予定しているというところで、予算を多めに持っているところです。あくまで予定というところになるんですけれども、そのような予定です。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、順にお答えします。

まず、63 ページからになります。生涯活躍のまち形成事業の委託料のうち、指定管理料と支援業務委託料の減の理由になります。

指定管理委託料につきましては、毎年、業者と年度協定の中で指定管理料を決めていきます。令和5年度までは国の交付金を活用した事業が入っていましたので、それがなくなったというのが減の理由になります。あと、毎年何をやるかというのは、そこで協議をして決めているところです。

業務委託料のほうの減につきましては、これはみらいあさひの関係のPRなどの経費なんですけれども、こちら業務内容を、今年は何をやるかということを踏まえてやった結果、減額となっております。

次、66 ページ、光ファイバーケーブルになります。光ファイバーケーブル敷設工事の中で更新は入っているのかということなんですけれども、更新分は特にありません。あくまでも新設の部分になります。2か所それぞれ幾らかということだったんですけれども、すみません、これは今から執行をかけるやつでありますので、個別の金額は控えさせていただきたいと思います。

次、70 ページ、移住・定住の関係の地域おこし協力隊支援業務委託料で1人増になるというのはどういうことかと、業務内容はということでした。今回増員を予定しております業務内容ですが、今1人いますが、移住・定住を主にやっていただいている方がいます。それと一緒にの事務、やっぱり移住・定住で1名を増やしたいと。要は、今やっているところ、相談

なり移住者の交流会とかやっているんですけども、もうちょっと手厚くしたいということで、途中から2名体制というふうに考えております。

次、72 ページです。バス運行助成金のほう、コミュニティバスの運行助成金につきましては、運賃にかかった経費、その差額を市から支払っているんですけども、6年度につきましては、運行経費の増、特に運転手の人件費、これが今運転手を確保するのに、ちょっとそこら辺が、どこも値上げをしているという状況がありますので、まず経費が増えるということがありまして、収入引く経費、それが経費が増えているので、今回助成金も増えているという形になります。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 消防長。

（発言する人あり）

○委員長（景山岩三郎） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） すみません。答弁漏れなんですけれども、財源内訳がありました。

6,661万1,000円に対しまして、市債が860万円、諸収入が38万4,000円、残り5,762万7,000円が一般財源になります。

○委員長（景山岩三郎） 消防長。

○消防長（伊東秀貴） 消防本部からは217ページ、こちらの内容ということです。

説明欄の6、消防広域化・共同化基盤整備事業、このうち18の共同指令センター負担金、この増額の理由について説明を申し上げます。

こちらにつきましては、平成25年度からちば消防共同指令センター、こちらで運用が開始されております。こちらは119番の受付をしている場所ということでご理解いただけたらと思います。こちらの機器の老朽化に伴う更新、こちらを3か年で、令和6年から8年の更新整備ということで事業を進めております。このうち、6年度の負担金が全体更新負担金ということで3,787万7,000円、こちらが増額の主な理由でございます。

続きまして千葉県防災行政無線再整備負担金、こちらは本年度、市の庁舎でも千葉県との地震等の災害時に災害情報の収集及び伝達のほか、気象情報、震度情報のデータ通信、こちらを行う機器ということで整備をしたところで、この消防分ということで、今度消防本部の機器の負担金、こちらが888万2,000円ということでございます。

最後に、女性消防団というところでよろしかったかと。女性団員につきましては現在募集をして、ちょっと声のほうも上がって、新年度から一般団員としてまず入団していただいて、

そんな中でこの後どのように活躍していただくかということ、消防団長含め団役員と相談をと考えているところです。まず一般団員としてということで、被服のほうも、団員数、予算計上ございますことから、特別、女性団員ということで予算計上はございません。今後検討していくというところでご理解いただけたらと思います。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。幾つか不明だったのがあったので、質疑させていただきます。

48 ページのPCB含有調査分析委託料、ちょっと何かお答えが分かりづらくて、もうちょっと分かりやすく答えていただけたらと思います。低濃度含有物、具体的にどういうものを調査するのかを教えてください。

DV、男女共同参画関係は、セミナーとかもやるのかなというのがちょっと気になっていたので、一応講演会の予定はあるということで分かりました。

指定管理料のほうも大丈夫です。

地域おこし協力隊のほうなんですけれども、今後もその2名体制が基本なのかを教えてください。今の方がもしかしたら今後卒業されて、その方また1名みたいな、新しい方1名でやっていくのか、それとも一応基本は2名なのかというのを教えてください。

それだけです。お願いします。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） それでは、PCBの関係について再度お答えいたします。

対象となっておりますのは、低濃度含有物と言われますものでございます。PCBの低濃度の基準につきましては、0.5 ミリグラム毎キログラムという濃度になります。1キログラム当たり0.5ミリグラムのPCBの含有がある対象物ということになります。

こちらにつきましては、来年度、6年度予算について7個が対象になっておりまして、それらについて調査を行うということになります。

（発言する人あり）

○総務課長（小倉直志） 主にはコンデンサーですとか変圧器ですとか、そういったものになります。それに含まれているということですね。

○委員長（景山岩三郎） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 地域おこし協力隊、今後もずっと2名体制でいくのかというお話でした。

取りあえず6年度10月からを予定しておりますが、今いる隊員の任期中は少なくとも2名体制になります。こちらとしては移住相談、その辺をもっと充実させたいなという考えでやっているんですけども、状況を見て、やっぱりこれいいなということであれば、当然その後も2人体制、増員になるか分かりませんが、そういった体制を取りたいと思っています。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑ございますか。

林委員。

○委員（林 晴道） 令和6年度の旭市一般会計予算、委員会質疑を行いますけれども、まず市債を聞きたいので、僕も、すみません、不慣れなんで、古い予算書のほうで38ページ、21款1項にあります市債でございます。40億5,920万円の市債でありますけれども、有利な起債を起こすんだという発言をいつも伺ってはいますけれども、交付税の算入率の高い事業が、今年度の計上の中でどのような事業があるのかなと思って伺いたいと、そのように思います。

それから、市債の直近の傾向が分かれば、増減等分かれば併せて伺いたいと、そのように思います。

次に、61ページの説明欄12にあります計画策定支援業務委託料1,005万円ですけれども、この具体的な中身、詳細内容を伺います。

同じページ下段に説明欄18、東総地区広域市町村圏事務組合負担金2,232万円ですが、僕も東広圏のほうの議会に出させていただいております。そこでの審査内容は承知しておるんですが、鉾田市、匝瑳市を含めて3市での話合いが行われ、予算等を決定しているというふうに伺っていますけれども、3市で担当が集まったときにどのような話がされているのか、伺いたいと思います。

それから、僕も議会に入ってから、この金額、今回ちょっと跳ね上がっているなど、増が大きいのかなと感じますので、直近のこちら推移も併せて伺いたいと、そのように思います。

次に、62ページ、説明欄4、ふるさと応援寄附推進事業9,835万円ですが、この事業ですね、質疑でも聞きましたけれども、プロモーション事業がずっと予算計上されて、事業として行われていますけれども、プロモーション事業予算との関連性をどのように担当課として承知しているのか、そこを伺いたいと、そのように思います。

次、63 ページの説明欄6にあります、先ほど崎山委員もありましたね、生涯活躍のまち形成事業1億2,313万円ですが、指定管理料と、それから次のページに建物等借上料というのがありますが、契約の状況、その詳細を伺いたいと、そのように思います。

次に、64 ページ、説明欄7、シティプロモーション推進事業1,596万円ですが、この事業の目的、それから事業内容を伺います。

次に、65 ページ、説明欄8、ふるさと応援基金積立金2億800万円でありますけれども、この繰入れ先の状況、それから基金積立金の中からの利用実績があるようでしたら併せて伺います。

同じく65 ページの説明欄9、道の駅整備基金積立金901万円ですけれども、この運用規則だとか、こちらでも利用実績があれば伺いたいと、そのように思います。

次に、65 ページから続くんですけれども、まず65 ページの広域情報ネットワーク運用事業5,725万円、それから66 ページの説明欄2にあります電算システム運用事業2億4,904万円、それから67 ページにあります説明欄3、電算自治体推進事業3,035万円、この三つの事業に対して、電算機器保守委託料と電算業務委託料というのがございますので、その契約内容について伺いたいと、そのように思います。

次に、69 ページ、説明欄2にありますコミュニティ育成事業641万円、これの事業内容を伺います。

次、70 ページ、説明欄3、市民まちづくり活動支援事業178万円、この事業内容を伺います。

同じ70 ページ、説明欄4、出会いの場創出事業150万円、これも事業内容を伺います。

同じページ、説明欄5、移住・定住促進事業であります、これも先ほど聞いたので、具体的に何を行なったから移住実績ができたのか、移住実績に対してどのようなことを行なったのかというのを具体的に伺いたいと、そのように思います。

次に、72 ページ、説明欄7、デマンド交通運行事業、12 委託料のほうになりますと1,335万円ですが、この委託内容を伺います。

次、73 ページ、説明欄2、市バス運營業業1,515万円であります、先ほど聞いたので、ここで各路線ごとの収支見込みを伺いたいと、そのように思います。

最後、294 ページ、先ほど人件費ですか、人事院勧告等によるという説明をいただいているところをちょっと触れたいんですけれども、今、働き方改革だとか、それから育児休業制度、育休ですね、これがやはり国、それから地方でもある程度浸透して、その制度を活用する

方々が増えてきているというふうに感じています。

そんな中で、職員の数なんですけれども、特に消防本部職員、ここに関しては、日頃から訓練だとか研修だとか、ある程度能力に対しての取り組みが多いと思う、体力もそうですけどね。救急とか消防とかになりますと、やっぱり人が少ないからちょっと遅れたんだって、これ検証できないんですよ。ちょっと遅れたから病気の進行が進んでしまっているんだという検証もなかなか厳しい中で、僕は、この育休制度が始まった中で、消防職員の定数というのを安易に減らしてしまうのはどうなのかなと、そのように思うんですが、人事のことなので、米本市長に伺いたい。もし副市長、その辺、訓練等をしなければならない特別な経験を積んだ消防本部の職員を、育休がある中でどのように見ているのか、それらの検討状況を伺いたい、そのように思います。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 議案の審査は途中ですが、11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時 5分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

林委員の質疑……

（発言する人あり）

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） すみません。もう1点、確認だけしますけれども、一番最後の職員の数に対して質疑をしましたけれども、これ間違えてもあれですよ、育休を取った方の人数とかそういうことは答えないでくださいね。ここで議員が質疑したから、質疑されてしまうから育休取りづらいな、なんていうことにもなりかねないので、絶対そういうような答弁がないように気をつけてもらわないと困りますので、お願いしたいと思います。

ここでは、やはり消防職員というのは、特殊な訓練を経て任務に当たってもらうと。僕が消防委員やった10年前も、今いっぱい多い人数でやってますよと、ぎりぎりの編成なんだということを聞いていました。あれから10年、職員数、消防本部、減ることはあっても増えていないんだろうと、そのように思っていたので、なおさら救急、それから消防の有事

に対応していただくのに当たって、そこの数の充足という観点で、どのような市長と話合いをしたのか。本来は市長に答えてもらいたいんだが、もし市長に代わって答えられる人があれば回答いただきたい。代われる人がいなければ回答は結構ですので、それでよろしく願いします。

○委員長（景山岩三郎） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、私のほうからは、まず歳入の市債の関係でございます。

市債のほう、有利な起債ということで算入率の高いものということで、起債のメニューで申し上げますと、算入率高いものは、合併特例債 70%というのが高いです。

一番高いので 70%ですので、その 70%の起債のメニューを申し上げますと、緊急防災・減災事業債という起債がございます。あと、70%で算入率の高いものは過疎対策事業債、こちらも 70%でございます。

具体的にどのような事業があるかということでございますが、事業費が大きいものから順に主なものを申し上げますと、消防施設建設事業、東部分署の建設事業債、こちらのほうが合併特例債であったり、あと防災基盤整備事業の防災無線のほうの改修工事、こちら緊急防災・減災事業債があります。あと、緊急自然災害のほうの関係で申し上げますと、蛇園南地区排水路整備事業、あとは南堀之内バイパス整備事業、こちらは過疎債ですね、こちらのほうが使われております。あと、冠水対策排水事業の起債にも、こちら合併特例債のほう、算入率の高い起債を使わせてもらっております。

あと、直近の市債の増減、推移ということでございますが、令和4年度の当初予算ベースで比較しますと、まず令和4年度が 21 億 2,890 万円、令和5年度が 27 億 4,270 万円、令和6年度が先ほどおっしゃっていただきました 40 億 5,920 万円ということでございます。

市債のほうは以上でございます。

それともう一つ、予算書 65 ページのふるさと応援基金積立金、こちらの使われ方ということで、今年度のふるさと応援基金の主な充当事業をご説明させていただきます。

こちら、ふるさと応援基金の寄附をしていただいている方の意向によって、それぞれ使途項目があるということで、その中でもまた主なものを説明させていただきますと、まず産業の振興で申し上げますと商業活性化推進事業、空き店舗活用事業のものとか、健康福祉の充実で申し上げますと緊急通報体制等整備事業、教育の充実で申し上げますと小学校施設改修事業、生活基盤の整備で申し上げますと公園維持管理、こちらは公園遊具の改修とかの費用で

ございます。あと、安全・安心なまちづくりで申し上げますと交通安全対策事業ということで、こちらは交通安全街頭指導などの費用に使われております。

あと、市長にお任せというものもありまして、市長にお任せで充当させていただいた事業、主なものを申し上げますと子ども・子育て支援事業、こちらは子ども・子育て支援事業計画などの費用でございます。あと、親と子どもの絆プロジェクト事業や学校いきいきプラン事業などに使わせてもらっておりまして、6年度の充当事業数は全部で36事業を予定してございます。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、順次お答えいたします。

まず、企画事務費のうち、61 ページの計画策定支援業務委託料になります。こちらにつきましては、今現在2か年で総合戦略を策定しておりまして、その2年度分、後半分の委託料になります。

次、負担金ですが、東総広域の負担金、担当が集まってどんな議論をということだったんですが、こちらの負担金につきましては、東総広域市町村圏事務組合が行います運営のほうになります採用試験であったり、企画費、監査費等の予算になっております。こちらについては、担当が集まったときには今年度はどういったものやっつけていこうか、研修とかやっているんですけども、そういったことをどうしようかというような話がされております。

負担金の推移になりますが、6年度は2,232万9,000円の予算になっておりますけれども、令和5年度が旭市の負担金が2,508万5,000円、令和4年度が4,920万9,000円、令和3年度が2,099万8,000円、東総広域市町村圏事務組合運営に係る負担金となっております。

62 ページのふるさと応援寄附推進事業、こちらとシティプロモーション業務の関連性ということでありました。ふるさと応援寄附推進事業、こちらにつきましては、端的にふるさと応援寄附を頂いた方に対する返礼品に対する事業費になっております。シティプロモーション業務との関連ですけれども、シティプロモーションについては、旭市をPRすることによって知名度が、旭市を知っていただいて、それが応援寄附に結びつくということも考えられますので、シティプロモーション、旭市を知っていただいた方が旭市に寄附をしていただけるような流れができればいいなというふうに思っております。

63 ページになります。生涯活躍のまち形成事業の指定管理料と建物等借上料の契約はとい

うことでもございました。指定管理につきましては、現在複数年で契約しておりまして、今の契約は令和3年度から令和8年度までの6年度となっております。建物等借上料につきましては、こちらは30年の借り上げということで債務負担を設定しておりまして、令和4年度、2022年度から2052年度、令和33年度までの30年契約しております。

続きまして、64ページ、シティプロモーション推進事業、こちらの目的と事業内容ですけれども、まず旭市、農畜産物の生産、全国トップクラスであります。また観光資源、地域資源等も豊富でありながら、まだ認知度が低いというのが現状だというふうに思っております。

そこで、イメージアップキャラクターあさピーの活用であったり、映画やドラマなどの撮影誘致支援を行うことによって、作品を通じて旭市の情報発信を行う、それによって認知度の向上、イメージアップを図るというものです。

65ページ、説明欄9の道の駅整備基金積立金になりますが、こちらにつきましては、道の駅からの賃料相当額、それと株式配当額を積み立てまして、それを将来の施設改修等に充てるということで基金をつくっておるんですけれども、今のところ積み立てているだけで、利用したことはございません。

次、65ページの広域情報ネットワーク運用事業から、66ページ、67ページ、電算システム運用事業と電子自治体推進事業の中の保守委託料、業務委託料の内容はということでした。こちら、まとめてのお話になりますが、まず保守につきましては、役所業務で使っております事務機器であったり、パソコン、プリンター、プログラムなどの保守となります。業務委託につきましては、今般予算で載っているのは法制度改正に伴うプログラム修正が載っております。

続きまして70ページ、移住・定住促進事業の具体的な内容ということでした。こちら事業の内容になりますが、まず移住・定住支援業務委託、地域おこし協力隊を活用したものになります。あと定住促進奨励金、それと若者世帯住宅取得奨励金の支給、お試し居住住宅の借上料などになります。

実績ということでありました。実績、5年度になりますが、まず地域おこし協力隊のほうですが、移住の相談件数、すみません、これ半年分になりますが、移住の相談件数が108件、移住相談イベントの参加が3回、移住者の交流会が3回、市内体験ツアーが7回、移住出張相談会が3回、これは上半期分の実績になります。

あと、移住者の数の把握となりますと、うちのほうでは定住促進奨励金というものを支給しております。この実績、5年度途中になりますが、5年度の3月現在ですけれども、定住促

進奨励金の支給件数が 39 件、それによる転入者数が 116 人になります。若者を市内に定住していただくということを目的として支給しております定住促進奨励金ですが、こちらも今年度途中でありますが、39 件の申請がございます。

次に、72 ページ、デマンド交通運行事業の委託の内訳になります。こちらにつきましては、デマンドタクシーを運行するために、市内三つの業者に運行を委託するものでございます。

以上となります。

○委員長（景山岩三郎） 市民生活課長。

○市民生活課長（江波戸政和） 私のほうからは、最初に 69 ページの 2 のコミュニティ育成事業のほうから回答させていただきます。内容はというところでありました。

コミュニティ育成事業ですが、地域にあります集会施設等の建設事業でしたり修繕事業、あとコミュニティ活動に対する、事業に対する備品等の整備に助成を行うという事業になっておりまして、本年度は、集会所の修繕事業を 4 地区で賜っています。あと、一般コミュニティ助成事業というところで、地域コミュニティ活動に必要な備品の整備ということで 1 件賜っております。その一般コミュニティ助成事業ですが、毎年度 1 地区を対象とさせていただきまして、現在、14 年度まで要望が上がっている状況となっております。

続きまして、70 ページの市民まちづくり活動支援事業です。内容はというところでした。

市内にあります市民団体、自主的で創意あふれる事業を行う市民団体に対して補助金を交付するものとなっております。交付補助金の内容ですけれども、スタート支援事業というところで、これは設立後 2 年以内の団体の事業開始に支援するもので、上限を 10 万円と見ております。続いて、ステップアップ支援事業というものがありまして、こちらは団体が設立しまして、その後の活動に対して 5 回までを限度というところで、1 年間の限度額を 30 万円に設定して助成をしている事業となっております。

続きまして、4 番の出会いの場創出事業です。こちらは、若者の定住化や後継者の結婚対策事業というところで、出会いの場を、それこそ文字どおり提供している、イベントをやっている事業となっております。年間ですと、実績として 8 回今年度やりまして、次年度も 8 回程度を予定しております。そのイベント等に対しての補助金というところになります。

あと、73 ページで市バス運営事業というところでありまして、こちらの市バス運営事業ですが、市のほうで大型バス 2 台持っておりまして、そちらを社会教育団体や小・中学校に貸出し等をしている事業となっておりますので、ちょっと質疑のあった内容は、違う事業だったのかなというところで、すみません、よろしくお願いいたします。

市民生活課からは以上です。

○委員長（景山岩三郎） 副市長。

○副市長（飯島 茂） それでは私のほうから、最後でありましたが、ページとしては 294 ページということでありましたが、ページに関わるようなことではなくて、要は人件費、特に消防職員のことで、最近育休が増えていますよ、消防職員の人数、大丈夫ですかといったような趣旨でのご質疑でございました。

まず、これは消防職員に限りませんが、最近、職員のほう、しっかりと育休を取得してきているような状況になっております。非常によいことだと思っております。男女共同参画の視点、共に子どもを育てるといったような視点で、非常にいいことだと思っております。

その上で、消防職員の人数ということでありましたが、これはやはり消防職員に限りませんが、他の全てとといいますか、民生だったり税務だったりとかいろいろな分野ありますけれども、国の総務省のほうが類似団体の職員数の統計というものを出示しておりますので、そういった国が示している他団体、類似団体の数値等も参考にしながら考えておりますが、具体的に消防職員、当然定年だったり早期だったり退職等いたしますので、その場合には、翌年度の採用試験、当然、想定する人数なんかを公募しますので、これは消防長から市のほうに協議があつて、それで補充の人数等は決定しておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） ちょっと回答をもらえなかったのも、回数制限ないので再度質疑をしたいなと、そのように思います。

まずは、市債に関して 40 億 5,920 万円と、有利な起債を起こすということがあつてのものかというところでありますけれども、これの返済に関してであります、その返済の年数、それに対して何かしらの取決めがあるのかなと。例えば、僕も住宅ローンを今返していますので、物件の耐用年数とかそういうのではなくて、何かしらの決まりがあるようであれば伺いたいと。県や国の指導があるとか、ある程度こちらから申し込めるとか、その幅をちょっと聞きたいなと、そのように思うのと、当該年度で起債を起こす事業数というんですか、またはその起債の借入れの本数で伺いたいと、そのように思います。

それから、計画策定支援業務委託ということで、これ総合戦略ですね、旭市の大きな柱になります 2 か年の事業の一括払いだということでありましたが、これに関して、その委託先とまずはどのような話し合い、協議を行った上でこの委託まで持っていくのか、どのような条件

というか、こちらから申し入れることが何かあるのであれば契約前に伺いたいなと、そう思います。

次に、東総地区広域市町村圏事務組合への負担金でありますけれども、これ結構、年度によってばらつきがありますね、4,900 万円から 2,000 万円と。これだけ大きなばらつきがあると、財政的な部分で本市も対応が必要になろうかと思うんですけれども、これ事業の実は遅れがございまして、旭市の焼却施設も中継処理まで全くたどり着いていないと、そのまま焼却施設が残っている状況なんです。そんな中で、ある程度ならしていつて、財政負担が一律になるように予定を組んだんですけれども、残念ながら事業が遅れてしまっています。それに対して、ある程度担当課として何かしらほか 2 市と協議をしているのか、それからそれに対する対応が取れているのか、その部分を伺いたいと、そのように思います。

それから、生涯活躍のまち形成事業、指定管理と建物借り上げ等の契約の内容を、本当薄くご回答いただきました。

まず、指定管理料に関しては複数年ということで 6 か年でありましたね。これが、今の物価高だとかそういう流れで契約の途中変更なんかがあるのかどうか、契約書の中に途中変更という文言がうたわれているかどうかを伺いたいと、そのように思います。

それから、もう 1 点の建物等借上料、これに関してですけれども、長いですね、30 年ということであります。やはり資産価値からしたら、建物どうしてもね、幾らいいつくりであっても価値が落ちていくわけでありましてけれども、30 年まで行く間で、支払う金額の変動をどのように今現在契約として執り行われているのか。その先ですね、10 年先、20 年、30 年と、どのように資産価値を見越した契約となっているのかを伺いたいと、そのように思います。

次に、シティプロモーション推進事業であります、簡単な事業内容を伺いました。

では、この中にありますロケツーリズム推進業務委託、この委託の内容、こちらのほうについて詳細、本当に具体的に伺いたいなと、そのように思います。

それから、ふるさと応援基金積立金であります、利用実績を伺いましたけれども、その繰り入れる先ですよ、基金の。先ほど、市長にお任せというような答弁ありましたけれども、これの明確な再検討が必要なのではないかと、そのように思うんです。今定例会の質疑でも申しあげましたけれども、なかなかこれが、失礼ながら井勘定に近いような予算を計上されていますので、しっかりとプロモーション事業ね、ロケツーリズムも含めて、旭市を PR する予算、大分使っていますのでね、本市においてはね。しっかりと入ってくる金額、それからどういような基金の積立てをするのか、それをもう 1 回、検討がなされているのかなと

いうように不安になりますので、再度伺いたい、そのように思います。これは企画政策課のほうで答えていただきたいと思いますから、お願いします。

それから、広域ネットワーク、電算システム、それに加えて電子自治体推進事業、これらに対しての中身を聞いても、ちょっと僕では理解できないので、聞いてね、漏れていたのが契約の内容ですね。何年だとか、今これ新たにやるのが継続なんであれば、今現在契約している先がどこなのか、それをちょっと聞きたいと、そのように思って質疑しております。

それから、1点抜けたのが、道の駅整備基金積立金においては、積立て状況、分かりました。これで、今現在の残額に対して、ある程度増改修ですね、やっぱり道の駅、結構旭市の顔に見られますので、しっかりと化粧直しのような事業も定期的に行ってもらいたいもんで、目標とする積立ての長さですか、改修をする年月日等がある程度見えているものがあれば具体的に伺いたいと、そのように思います。

それから、移住・定住促進事業であります、これはなかなか、地域おこし協力隊の方が何をしたから、どのような移住につながったのかというような明確な実績は今聞けませんでした。再度、その観点で分かる範囲、承知していないんだったら仕方ないが、言える範囲でお願いしたいと思うのと、これも旭市のPR事業になろうかと思うんですけれども、やはり政治だとか選挙に携わる者であれば売名行為になったり、選挙が近いとちょっと控えなければならないとかあろうかと思うんですけれども、その辺の配慮、ちゃんと取れているのかどうか、その辺も伺いたいと、そのように思います。当該年度、知事選だから、この中で出る人いるか分からないけれども、その辺聞きたいなと、そのように思うんですね。

それから、デマンド交通は分かりました。

先ほど、市バスのほうでちょっと聞き方を間違えまして、失礼しました。

これですね、実は71ページの説明欄6にありますコミュニティバス等運行事業6,661万円、これのほうの各路線ごとの収支の見込み、予算立てに対しての。それを伺いたいと、そのように思っておりました。

最後に、職員の定数に関して、類似団体とありました。僕、本会議でも申しましたけれども、やはりこの時代でありますから、あまり過去にとらわれず執り行ってもらいたいと。決まり、規則がないのであれば、しっかりと旭市の現状に即した人員、それから配置を検討してもらいたいと、そのような話合いがあったのかなと、そういうことでありました。よく分かりました。

なかなか消防職員の訓練の大変さと能力の高さというのは、一般職のところから行くという

ことできないと思うんですね。しかしながら、消防職で 50 代、40 代後半になってきた場合に、こちらの総務的な仕事に入ってもらおうとか、そちらの人員を厚くしておくとか、そういうようなことも検討してのこういう対応が取られたらいいのかなと思っただけの話でありました。

以上であります。

○委員長（景山岩三郎） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、私のほうからは市債の返済年数、償還年数の決め方、取決めということのお話がございます、その中でお答えいたします。

まず、地方債同意等基準というものがございまして、こちらはその基準によりまして、耐用年数以上の償還年数の設定はできないということになっていまして、その基準の中で最長 30 年、原則 30 年以内ということで、この償還年数の設定については千葉県との協議事項になってございます。

その中で、本市での償還年数の設定の考え方を申し上げますと、まず公共施設を新設する場合につきましては、これまでの実績で申し上げますと、新庁舎であったり海上保育所の建設であったり、そのような建設に関しては、世代間の公平性の観点から、施設の法定耐用年数で設定しているというところがございます。

あと、施設を長寿命化する工事の場合につきましては、例えば小・中学校の大規模改造とかは原則 10 年ということで、こちらは施設の今後の使用期間とか償還利息の影響を考慮してということで、10 年でやっているものがあります。

ほかの事業では、大型道路の新設や道路の改良工事、こちらは例えば南堀之内バイパスだったり冠水対策排水整備事業など、そのような完成まで長期間かかるものについては、利息の圧縮のために、こちら 10 年で設定しているというように、市のほうである程度年数を設定しているものもございます。

市債の借入れ本数でございますが、40 億 5,920 万円、こちら総額の市債の借入れ本数は 63 本ということになってございます。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） では 61 ページ、企画事務費のうちの計画策定支援業務委託料の委託先になります。こちらは、株式会社ちばぎん総合研究所になります。すみません、2 年で策定すると言ったんですが、まず 5 年度に業者を決めて、6 年度は 2 年目になりますの

で、ちばぎん総研がそのまま今年、来年と業務を行っていただきます。

東総広域の負担金、年度によってばらつきがあるというお話でございましたが、確かにばらつきがあるんですが、こちらにつきましては、先ほどもちょっと申し上げましたが、東総地区広域市町村圏事務組合、これが旭市、銚子市、匝瑳市でやっている事務的な部分、一般管理費、総合的な管理運営費であったり採用事業費等になります。

ごみについては、また別の負担金のほうになっておりますので、こちらはあくまでも運営の負担金、確かに年度によって、建物の解体等があったりして出っ張ったりというところはあるんですけども、そういったものがなければ、例年どおり、運営費でありますので、そんな大きな変動はないのかなと思っております。

次、63 ページ、生涯活躍のまちで指定管理料、物価の変動による指定管理料の見直しはあるのかということでございますが、こちらはございます。実際、昨今の物価、電気料の高騰等もありましたので、そういった部分については見直しを行っております。

床の借上料ですが、確かにこれは委員おっしゃるとおり 30 年と長い期間になっております。当然建物も劣化していきますので、その辺の金額の見直しは入っております。

64 ページ、シティプロモーション推進事業の委託料、ロケツーリズム推進業務委託料の内訳はということでございました。令和 6 年度につきましては、内容としまして、ロケツーリズムによるシティプロモーションの推進人材育成、これはセミナーやワーキングの開催になります。あと、ロケ誘致の推進ということで雑誌への旭市の掲載、それと 6 年度につきましては、特産品、ロケ弁を取り上げて、それをまちおこし、まちの PR に生かしたいということで、それが入っております。それらを含めて委託料となっております。

道の駅の基金残高が、すみません、ちょっと今資料がありませんので、残高については後で回答をさせていただきたいと思いますが、あと、定期的な修繕ということがありました。基金を使うのはかなり大規模なものを想定しております。修繕、当然見栄え等、経年劣化もありますので、ある程度のものは、定期的というか、発生したタイミングで対応をしております。あくまでも基金を使うのは、かなり大規模なものを想定しております。

すみません、基金、今資料届きました。令和 4 年度末で 3,246 万 2,784 円です。

電算関係の契約相手方になりますが、これは市のネットワークを構築しているのが内田洋行になりますので、ほぼほぼ契約の相手方は内田洋行になっています。

移住・定住になります。協力隊の実績によって、転入してきた方の実績はということですが、転入者、実際にいるんですけども、すみません、数はまたちょっと後で報告させていただき

たいと思います。

あと、選挙に配慮ということがございました。これは市というよりは、ロケの誘致で協力をされている方のほうのことなのかなと思うんですけども、そういった方については、こちらのほうもその辺は気をつけたい、配慮したいと思っております。

コミュニティバスの6年の収支の見込みということでした。路線ごとということで、まず市内コミュニティバス、4ルート走っております。一番長い干潟駅から飯岡の刑部岬のところまで走る東西線、旭南ルート、海上ルート、干潟ルートとあるんですが、それぞれでいきます。収支で言っていきます。

東西線ですが、運行経費が3,959万7,918円、それに対しまして運賃収入が580万7,314円、差引き3,379万604円、これはあくまでも予算のときに出した数字です。

旭南ルートになります。経費が1,205万5,646円、運賃収入が136万152円、差引き1,069万5,494円。

海上ルートになります。運行経費1,168万5,792円、運賃収入が44万2,549円、差引き1,124万3,243円。

干潟ルートになります。運行経費が1,535万2,849円、運賃収入が72万4,247円。あと、干潟ルートにつきましては国からの補助金がございます、それが596万4,000円を見込んでいます。差し引きまして866万4,602円。

4路線を合計しますと、運行経費7,869万2,205円、運賃収入833万4,262円、補助金596万4,000円、差し引きまして6,439万3,943円となります。

以上です。

(発言する人あり)

○企画政策課長(柴 栄男) 回答漏れが一つありました。

ふるさと応援基金の関係で、使い道を寄附者が決めるという部分があるので、投入先、再検討が必要ではないかということですが、寄附の充当というのは、仮に5年度寄附が集まりました。それを6年度の事業に充当します。で、今、予算のほうは見込みでやっておるんですけども、見込みで寄附このぐらい集まっているので、こういう基金、このぐらい使えるのではないかと、見込みで今2億800万円でやっていますので、それを割り振った形になっています。

あくまでも積むというより、やっぱり何に使ってほしいというのは寄附者が選んでそれを寄附してきますので、それはやっぱり寄附者の希望に沿った形で事業のほうを充当していき

いと考えております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 課長、もう1点、答弁漏れ。計画策定支援業務委託料についてと、委託する条件、協議内容について。

（発言する人あり）

○委員長（景山岩三郎） もう一度、すみません。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 今のは企画事務費の計画策定支援業務委託料ですよ。

（発言する人あり）

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） 答弁漏れというより、なかなか返事がないんですよ。委員長、気づいてくれたように、全く何も返答ないんです。僕も言葉をあんまり具体的に言うのもよくないと思って、回りくどかったのかなと反省しますけれども、いいですか。

まず、計画策定支援業務委託料、これ以前も委員会ではかの委員が、委託先は言いません、どこでもいいんですけれども、どこの自治体も、委託したら金太郎あめみたいなもので、どこも一緒なんだと、そういうふうに言われたから、担当課として、委託する前に、その委託先とどのような協議をしているのか、具体的に担当課が話した内容をお聞かせください。こうやって言えば分かりますか。

協議の内容、何を旭市に対してこういう思いがある、こうだからと、こうしたいんだということ委託先と話をして契約に持っていったのか、それを聞きたいの。お願いしたいと思います。

それから、東総地区広域市町村圏事務組合負担金についても、対応したんだではなくて、財政負担に対してどのように対応をするのか、具体的に聞いているんですよ。やはり事業の遅れだとかいろいろな面で変動があると。そんな中で、2,000万円台のときもあれば5,000万円近くの時も、現に直近の推移聞いてもあったんだから、財政負担に対する対策が具体的にどのように取れているのかなと、それを伺いたいんです。

その中で、ほかの市、匝瑳市も銚子市も要は同じなんですよ。負担割合はもう決まっていますから、4・4・2となっていますけれども、同じことがあるので、そういうような協議を取るべきではないのかなと思ったので、それを担当課に聞きたいと、そのように思っています。

それから、生涯活躍のまち形成事業、これは先ほど見直ししますとかいうのではなくて、見直しをする契約の状況を聞いているんです。契約で、何平米だったら具体的にどのぐらい減るんだとか、見直すんですではなくて、見直すのは何となく分かるんです、僕だって。どのような取り組みで見直すのか具体的に伺っておりますので、何とかご理解いただきたいと、そのように思います。

次に、シティプロモーション推進事業でありますけれども、これに対する再度もうちょっと、具体的に実績、それからふるさと納税へ与える影響を伺いたいと。

それから、ロケツーもそうですけれども、プロモーション事業となると、やはり政治家の露出が増えるもので、対策していますではなくて、いつどういう対策をするのか、それを伺いたいと。皆さん分からないので、それを明確にしてもらったほうがいいと。関連する人、ここに結構いますから、だからあえて聞いているんです。お願いしたいと、そのように思います。

それから、ふるさと応援基金積立金でありますけれども、これ返答がないんですけれども、繰入れ先の再検討が必要なのではないのかなと。もうちょっと、近隣でやっているように明確な使い道を決めたほうが、しっかりと予算組みする中でも、ぶれがなく行けるんだろうなと、そのように思うので質疑でも聞きました。返答ないんですけども、もう1回、基金の取扱い先に対する再検討の検討状況を伺いたいと、そのように思います。

それから、システムのほうで広域ネットワーク、電算システム、電子自治体、それら三つの事業ですね、契約事業所、分かりました。契約内容の中にも関わるんでしょうが、返答ないので、事務機器等の借上料というのがありますね。これちょっと僕も疎いので、事業似ているのかなと思うので、その機器の違い、それから契約先に関して、これも複数年であろうから、今の契約先ですね、3事業の違いがあれば、機器に対して伺いたいと、そのように思います。

それから、道の駅整備基金積立金ですね、残高3,246万円ということで、小規模な修繕ではなくて大規模なときに使うんだよといった、そのめどだとか大規模のその規模が分からないので、どのぐらいのものを大規模と指しているのか。抽象的な話、多過ぎて困るので、その辺を聞きたいと、そのように思っているんです。

それから、移住・定住促進のほうも、先ほどのロケツーなんかとごっちゃになってしまっていますけれども、何をしたら移住につながったんだと、明確な、これをやってもらったから1件増えたよとか、そういうことを聞きたいんですよ。なければならないと、ないけれども、実績、こんなものなんだ、予算はということでもいいと思うので、その辺を明確にお知らせい

ただきたいと、そのように思います。

何回も質疑しようと思っていまませんので、再質疑ないようにぜひよろしくお願いします。

○委員長（景山岩三郎） 議案の審査は途中でありますが、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時 0分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き林委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、順次お答えします。

まず、企画事務費の計画策定費の中で、事業者との協議、そこで市の考えはということでした。

計画策定に当たりましては、まず先ほどお話しあったとおり、同じような計画ができてしまうではなくて、今回市が言っているのは、まず市の特性を踏まえてもらいたいというのと、市民の考え方であったり事業者の考え方、それらを聞いて、そこを分析し、どういったものを満足しているのか、どういった部分に満足が足りないのか、そういうのを分析した中で、本市の特性、本市に合った計画、それを分かりやすい計画をつくってもらいたいというのを、業者と協議をしております。

東総広域の負担金ですが、こちらにつきましては、今ここに出ている金額は、あくまでも事務費の負担金であります。事務費の負担金については、当然、東総広域をまとめまして担当集まった中で予算の編成協議はしております。ごみの処理はまたちょっと違うふうになってまいりますので、ここは事務費の分についてお答えいたします。

次に、生涯活躍のまちで、床の賃借料、見直しはするんだろうけど具体的な時期はということでした。これにつきましては、2年に1度、協議を行っております。

シティプロモーション事業の実績、ふるさと納税への影響になります。シティプロモーションの実績としましては、旭市を知ってもらうためにロケ地マップであったり、「ロケーションジャパン」という冊子があるんですが、そちらへの掲載、それと撮影会社等に対しまして、認証がありまして、認証を取ると撮影会社等に対して安心してもらえというような認証が

あるんですけれども、そちらの取得をやっております。

ロケの実績ですが、撮影の問合せ件数は99件、そのうち撮影されたものが22件になります。あとは職員等に対しましてセミナーの開催が年5回、ロケ班ツアーの実施を1回等になっております。

ふるさと納税への影響ということでございました。ふるさと納税への影響ですけれども、こちらはテレビで、返礼品の日本一ということでハマグリが取り上げられたというのがありまして、ハマグリの注文数、返礼品が増加することとなりました。また、それによって、ふるさと納税サイトでの注目、人気といったランキングにも、旭産のハマグリというのが登場するようになりましたので、ふるさと納税をしようとする方の目には大分つくようになったと思っております。また、それをインターネットのニュースであったり情報サイトで取り上げてもらいましたので、連鎖的なPRもあったというふうに考えております。

あと、政治云々というお話でございました。当然、市が作成します冊子であったりPR部分であれば、当然法に触れるようなことはしないというのが前提であります。あと、個人のほうは、それは個人のほうにお願いしたいと考えております。

それと、ふるさと応援基金の繰入れ先の再検討ということでしたが、こちらについてはあれでしょうか、今5本ほど振り込み先があつて、その見直しなのか、その先の個別の事業を見直すということなのでしょうか。

(発言する人あり)

○企画政策課長(柴 栄男) ふるさと納税、繰入れ先につきましては、今受入れ先としては6本ございます。それをまた細かな事業にやっていくんですけれども、今やっているのもいいと思っておりますし、もっといいような形があるのであれば、それはそれでまた検討していきたいと考えております。

道の駅の修繕、めどはどのくらいかということでございました。道の駅の大規模改修につきましては、第2期の実施計画、令和7年からの計画があるんですけれども、その第2期計画の中で大規模修繕というのを見込んでおります。

ただ、中身については、天井扇の交換であったり自動ドアエンジンの更新、外壁のシーリング補修等となっておりますけれども、そこまで大きなものではないのかなというふうなのはありますので、計画は7年度であります。現状の施設の状況を見ながら修繕なりを施していきたいと考えております。

電算のほうになります。事務機器の違い、契約の内容、先ほど65ページから67ページにか

けて三つの事業を一括して回答しておったんですけれども、今回、機器や保守の内容につきまして、個別の事業ごとに回答いたします。

まず、広域情報ネットワークの中の委託、光ケーブル敷設、移転の委託は、委託先が関電工、契約期間は1年、保守になりますが、ネットワーク機器の保守は内田洋行株式会社、これも契約期間は1年、あと賃借になりますけれども、これはネットワーク機器、光ケーブルから信号変換するものになりますけれども、これは賃貸借期間が5年、賃貸借契約先が富士通リース株式会社と株式会社J E C Cになります。

66 ページ、電算システム運用事業になりますが、委託になりますが、制度改正システム改修業務委託が、契約の相手先、内田洋行株式会社。保守、住民情報系と内部情報系システムの機器とプログラムの保守になりまして、こちらは内田洋行株式会社。賃借になりますが、プログラムと機器、パソコン、プリンターなどになりますが、契約期間5年で、それぞれの契約先が富士通リース株式会社、株式会社J E C C、株式会社千葉測器、CDC情報システム株式会社になります。

67 ページ、電子自治体推進事業の業務委託のうち、タブレット等の追加設定につきまして、契約先が富士フイルムビジネスイノベーション株式会社。保守になりますが、セキュリティーサーバーが内田洋行株式会社。賃貸借ですが、タブレット等になりますが3年でJ E C Cになっております。

移住・定住、協力隊による実績はということでございました。地域おこし協力隊の相談によって移住してきた方につきましては、令和4年10月から令和6年3月、今現在ですけれども、9世帯で12人になっております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） 休憩挟んでも、なかなか質疑の意図を酌んでももらえないのかなと思って、薄くてよく分からないので、採決までに、自己完結で採決に挑みたいと思います。もし副課長やどなたかで、今の答えられるような体制とってもらって、後で教えていただきたいなと、そのように思います。

何点か、もういいので、取りあえず電算関係とかシステムとかのほうですね。以前に、ほかの議員からの質問を聞いていたこともあったんですけれども、そのときにも実名出ていたので、CDC情報システムですか、そこの移行のときに、要はトラブルがあったんだと、裁判だとか弁護士だとかという話もあったんだというふうに聞くので、ちょっと僕もこれ疎いの

で、ここだけは理解したいんだけど、CDC情報システムというのが、今現在こういうシステム、旭市で何かしらの契約があるのか、この予算でいいですけども、その辺のところが、移行のときに大分トラブルがあったっていうふうに聞くんですけども、移行に対して、4月から新たな予算の中でしっかりとその引継ぎ等が改善されているのかどうなのか、そこだけです。

あと、大きいので市債のところだけ。返済の年数、分かりました。特に、大きな基準がないということで、県との協議とかいう話でありましたので、地方債は返済が長期にわたるものもあるんですけども、新たに市民になった人でも償還金という形で負担されるので、税負担の公平性が確保できるというふうに思いますよ。この辺の観点で協議に臨んでいるのかどうかだけ確認しましょう。お願いします。

○委員長（景山岩三郎） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 最初にありましたCDC情報システムの移行のトラブルという話ですけども、こちらについては一般会計のほうではトラブルはございません。

○委員長（景山岩三郎） 財政課長。

（発言する人あり）

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） 申し訳ない。

トラブルがあったかないかなんか、聞いていないですよ。個人の企業の名前なので、そういう答え方したら何かおかしい話になっちゃうので、答えられる人、答えてもらえませんか。改善ができていいのかと、しっかりとした移行になっているのか、そこだけ聞きたいので、トラブルがあった前提で聞いていませんので、お願いします。

○委員長（景山岩三郎） 財政課長。

○財政課長（山崎剛成） CDCの電算業者ですけども、こちらは上下水道課のほうのお客さまセンターの移行時、業務委託の移行時にそういうお話があったというふうに聞いておりますが、その後、旧システムからCDCの業者への移行は、その後、順調に移行されたというふうに聞いております。

あと、市債のほうの償還のお話でございますが、この償還につきましては、やはり将来の世代間の公平性の考えを主に考えておりますので、年数だとか金額的に少額なものに対しては、例えばEVの公用車だったり5年とか7年、その他の空調設備だとかは5年、7年と、その

ように短い償還期間とか、その辺も将来の負担、将来の利息の圧縮等を考えながら期間を定めていきたいと思います。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑ございますか。

伊藤委員。

○委員（伊藤房代） それでは、1点質疑させていただきます。

予算書の49ページ、タブレットの52ページになります。説明欄6、公用車管理費2,419万7,000円のうち、17の備品購入費1,605万2,000円の内容について伺います。

○委員長（景山岩三郎） 伊藤委員の質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 予算書49ページの公用車管理費の備品購入費のところでございますが、事務用備品費のほうですけれども、これはアルコール検知器、公用車に乗る際にアルコールチェックをするための検知器です。

それから、その下の車両購入費のほうでございますが、こちらのほうは公用車の購入を予定しておりまして、電気自動車を2台とハイブリッド車を3台、合計5台を予定しているところでございます。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 伊藤委員。

○委員（伊藤房代） ありがとうございます。

そうすると、電気自動車2台とハイブリッド車3台ですけれども、1台ずつの価格が分かりましたら教えてください。

○委員長（景山岩三郎） 伊藤委員の質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） EV車のほうでございますが、2台のうち1台が普通車を予定しておりまして480万円ほど、それからもう1台のEV車のほうは軽乗用車を予定しておりまして、これが285万円ほど。それからハイブリッド車ですが、これはハイブリッドの小型乗用車を予定しておりまして、ナビつきが282万円、ナビがついてないものが270万円ほどになります。ナビつきが1台、ナビなしのほうは2台ということになっております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 伊藤委員。

○委員（伊藤房代）　ありがとうございます。

そうすると、電気自動車の1台、普通車が480万円、軽のほうが285万円ということで、またハイブリッド車のほうが、小型乗用車のナビつきが282万円が1台、なしが270万円が2台ということですが、それをどこの部署というか、どこにそれは充てる予定があるのかお伺いいたします。

○委員長（景山岩三郎）　伊藤委員の質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　こちらの購入を予定している5台ですが、庁舎の共用車として配備する予定ですので、特定の部署が使うということではありませんで、この庁舎の中の全体で共用して使うという予定になっております。

○委員長（景山岩三郎）　伊藤委員。

○委員（伊藤房代）　ありがとうございました。

以上で終わります。

○委員長（景山岩三郎）　ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎）　特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　議案第2号につきましては、本会議で説明したとおりですので、本委員会での補足説明はございません。よろしくお願いします。

○委員長（景山岩三郎）　何か質疑ございますか。

崎山委員。

○委員（崎山華英）　お願いします。

病院事業債のほうの貸付金で、新規に今回研修医の宿舎を整備するということだったので、整備時期とその見込みの棟数というんですかね、部屋数がもし確定していれば教えてください。現在の宿舎の状況についても、今どれぐらいあるのかと、あと、ほかの看護師宿舎のほうとかの整備というのはあるのか、ちょっと教えてほしいです。

そのほかに、医療機器のほうも今回導入されると思うんですが、来年度どのような医療機器を導入予定なのか教えてください。

この2点です。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） では、順にお答えいたします。

まず、宿舎整備の関係ですが、完成というか、使用開始は令和8年の4月からを予定しております。部屋数ですが、まだこれからちゃんとした設計に入ると思うんですが、今のところ80部屋を予定しております。

今の宿舎の状況になりますが、今、医師マンション、研修医が入っているところ、看護師が入ってるところとあるんですけれども、今回新しく建てるのは、比較的若い研修医の方を対象に考えているということで、今研修医が入っておられる宿舎が3棟あります。築年数、建てられた時期ですけれども、平成9年、平成10年、平成8年の3棟になっています。今ここを使っている方、この3施設を対象に、その部屋数分を新しい宿舎に移し替えたいという計画です。

あと、看護師宿舎があります。整備予定はということだったんですけれども、看護師宿舎については、今言った施設より古いところがあります。ですので、ちょっとここは、看護師については、建て替えというよりは、新しい宿舎ができました、今言った研修医が入っている部分が空きます。そちらのほうがまだ建物が新しいので、そちらを利用しようという予定だそうです。今の看護師宿舎のほうがもっと古いということですので、古いほうから順番に用途を外していくという考えになります。

購入機器の種類ということだったんですけれども、すみません、機器の種類も、これから購入していくものになるので、今出してしまうというのは、病院のほうも、それはちょっとということでしたので、それは控えさせていただきます。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

（発言する人なし）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 議案第9号、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決については、本会議において補足説明を申し上げたとおりでありますので、加えての説明はございません。

よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 議案第9号について、質疑がありましたらお願いいたします。

崎山委員。

○委員（崎山華英） タブレットの16ページで、ページ数でいうと14ページの物価高騰対策家計応援商品券配付事業、これの対象者、人数、商品券を支給するという事なんですけれども、どのように支給するのか教えてください。

あともう1点が、タブレットの16ページの、ページでいう14ページのコミュニティバス等運行事業の助成金、これ追加補正となった理由、すみません、私、もしかしたら聞き漏らしてしまっただけかもしれないんですけども、教えてください。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） まず最初に、物価高騰対策家計応援商品券配付事業になります。

まず対象ですが、これとは別に低所得者支援ということで、住民税非課税、また住民税の均等割の課税世帯は別に支援がございます。その世帯を除いた世帯が対象で、予算では今2万1,000世帯を見込んでおります。

配付の方法なんですけれども、2万1,000世帯に対して、今の予定ですと、おおむね6月から郵送で世帯に送付をします。使用期限については7月から12月を今予定しております。

コミュニティバス等運行事業の補正の理由なんですけれども、先ほどコミュニティバスについては、経費から運賃を引いた額を補助として出すというのが考え方なんですけれども、今回、経常経費、燃料費、修繕、大きな修繕はなかったんですけども、細かな修繕が積み重なりまして、それらが増えたこと、あと収入がやっぱり減っているという部分と、国庫補助金が当初見込んでいたものより減額になった。経費が増えた、収入が減った部分がありましたので、今回の補正となっております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員。

○委員（崎山華英） 再度質疑させてください。

配付方法が郵送ということは、直接商品券がご家庭のほうに郵送されるということなんですけれども、そのあたり、例えば先にそれをポストから取った家族が秘密で使ってしまうということがあるのかなとちょっと思ったのと、そのあたりのことって、ご家族で平等に使える

ようにちゃんと周知のほうとかをどのようにされるのかなというのと、7月から12月に使えるということだったんですけれども、どこで使えるのかを教えてください。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） まず郵送につきましては、実際、うちのほうもそういった心配をしておりました。配った先から取られていったら困る。それは、うちもそうですし、実際先進地でもやっているところがありまして、郵送については書留郵便で送ることを予定しています。

使えるお店なんですけれども、それを郵送するときに、封筒の中に使えるお店の一覧表を入れます。

すみません、質疑あと何点か。

（発言する人あり）

○企画政策課長（柴 栄男） 周知ですけれども、こちらについては、広報でこういったのをやりますというのは当然お知らせしますので、そちらが周知になります。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑ございますか。

林委員。

○委員（林 晴道） 1点、繰越明許の考えについて聞きたいんですけれども、毎年というか、この時期、必ずと言っていいほど恒例の繰越明許なんですね。

本来、今年度使えた予算が次年度に送られるということで、ないほうがいいんですけども、しかしながら不測の事態ということなんでしょうね。

しかしながら、どうなんですか、財政的に。繰越明許が毎回このような本数出てくるということは、何かしらの検討や協議があるのかなと思うんですよ。先ほど、類似団体との比較がどうのこうのというので理解しましたけれども、これもやっぱりその辺の試算というか、指数みたいな何かがあるんだったら教えてほしいと。できれば、今年度使える予算は今年度使ってほしいという流れの中でのちょっとした確認です。お願いします。

○委員長（景山岩三郎） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 繰越明許のこちら今回補正で上げさせていただいています追加と変更ございますが、去年に比べればちょっと本数が増えているかと思います。

こちらのほうは、年度によって、やはりこの繰越しのほう、事業の進捗状況だったり、あと国の補正予算とかで5年度について、実施は6年度でやらなければならないといったような、そういう繰越しもございます。

ということでございますので、多い年もあったり少ない年もあったりということで、工事などについては、やはり用地の問題だったりとか、いろいろ周辺住民との協議の関係で、ちょっと工事が進まなかったというようなことがございますけども、今後その繰越しにつきましては、基本的にはやはり年度内執行ということにつきまして、より一層努めていかなければならないと、そのように考えております。

他団体との比較というものにつきましても、こちら自治体自治体で、その年度年度の予算の執行状況等がありますので、特に繰越明許の枠といいますか、その量というのは、一概にはちょっと、そういうものがあるものではございません。よろしくお願いします。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑ございますか。

（発言する人なし）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 議案第11号につきましては、本会議で説明したとおりになります。本委員会での補足説明はございません。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 何か質疑ございますか。

（発言する人なし）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 議案第12号につきましては、本会議での補足説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 質疑ございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 議案第 13 号につきましても、本会議で補足説明申し上げたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 議案第 13 号について質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第 13 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 14 号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 議案第 14 号につきましては、本会議で補足説明を申し上げたとおりでございます。加えての説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 議案第 14 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第 14 号の質疑を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

委員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 1 時 3 3 分

再開 午後 1 時 3 7 分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

参考人として、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の菅谷事務局長、高埜経営企画室長、松浦経理課長に出席をいただいております。

なお、参考人には、委員の質疑に対しご答弁を願うことといたします。

議案第 26 号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 議案第 26 号につきましては、本会議で説明したとおりになります。本委員会での補足説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） それでは、議案第 26 号について、質疑がありましたらお願いいたし

ます。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(景山岩三郎) 特にないようですので、議案第26号の質疑を終わります。

続いて、議案第27号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

企画政策課長。

○企画政策課長(柴 栄男) 議案第27号につきましても、本会議で説明したとおりになります。本委員会での補足説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長(景山岩三郎) それでは、議案第27号について、質疑がありましたらお願いいたします。

崎山委員。

○委員(崎山華英) よろしくお願ひします。

中期計画の中で何点か質疑させてください。

まず、1ページ目の前文の中で、「COVID-19による混乱は続いており終息の見通しはたっていない状況」という一文があるんですけども、昨年5類に移行されて、一般の感覚というか、自分の感覚としては、この1年間で収束といいますか、ほとんどコロナ禍前に生活が戻りつつあるように感じているんですけども、実際問題、医療の現場ではどうなんだろうということ、現在の旭中央病院での新型コロナの感染状況ですとか、ほかの感染症の状況ですとか、教えていただけたらと思います。

続いて、3ページ目のCCDプロジェクトが出てくるんですけども、これのこれまでの取り組みと、今後どのように展開していくのかの予定を教えてください。

続いて、4ページ目の(5)災害時医療、感染症医療、周産期医療及び小児医療(小児救急医療を含む。)等への取組の中で、災害時医療、これ前回の第2期中期計画の中では、DMATの派遣要員の育成に努めるという文言があったんですけども、今回はないので、そのDMATの育成についての取り組みというのは、今後、その文言を削除されたということで、どのように考えてるのか教えてください。

続いて、7ページ目、第3、業務運営の改善及び効率化に関する措置の中の1、人材確保と働き方改革について、関連して直近の研修医の受入れ数と今後の受入れの予定、見通しを教えてください。

あと、イ、看護師についてなんですけれども、第2期中期計画のほうには、看護師補助員確

保の目標があったと思うんですけども、今回の第3期中期計画のほうには、それが項目がなくなったので、もしかしたら、より専門性の高い看護師の人材……「より専門性の高い看護ケアの提供に努める」という内容が文言の中にも追加されたと思うんですけども、それを見まして、人材の質向上を一層目指しているのかなという印象を受けたんですが、看護人材の採用、育成についても、全体的にどのような考え方なのか教えてください。

最後に、子育て中の働きにくさだったりですとか職場の人間関係とか、雰囲気がよくないと退職者の増加につながると思うんですけども、そういった職場のソフト面での労働環境改善、どう整備する予定なのか教えてほしいです。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院経営企画室長。

○地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院経営企画室長（高埜正人） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、1点目のCOVID-19、5類になって以降の状況はどうかということですが、コロナの流行によりまして、令和2年度から、ご承知のとおりですが、全国的に病院を受診される患者数が減少しました。

その後、少しずつ回復しつつありますが、全国の多くの病院におきまして、現在もコロナ前の患者数の水準に戻っていないというような状況がありまして、これは日本病院会などの業界団体が共同で調査した、令和5年6月に全国の病院を対象に実施した調査によりまして、そのように発表されておりまして、例えば令和元年6月、コロナ前ですね、令和元年6月を100とした場合、令和5年6月の患者数は、入院で91.7%、外来が99.5%となっており、この影響で、令和5年6月における全国の病院の経営状況は、経常損益において、コロナ補助金を除くと、65.7%の病院が赤字ということで、これは前年度の調査をしたとき、57.5%から8.2ポイント悪化しているというようなことが報告されています。

旭中央病院におきましても、令和元年度上半期と今年度上半期の患者数を比較しますと、入院一般の患者数で94.8%、外来一般は91.3%と、同様に患者数がまだ減少したままの状態が続いているという状況にあります。

コロナの患者さんはどうなんだということですが、全国的に見ましても、また千葉県内においても、全体的には減少傾向ということになってはいますが、当院では、コロナ陽性患者さんの入院が現在も後を絶ちません。先週の金曜日の時点なんですけど、その時点で旭中央病院に

入院されているコロナ陽性患者さんは 39 名おりました。5 類になった現在でも、重症化している患者さんがいるというのも事実で、5 類になりましたが、軽視していい病気ではないというのが病院の考えです。

続きまして、2 番目の C C D プロジェクトにつきましては、旭市と千葉大学病院、ノボ ノルディスクファーマの 3 者の協定によりまして、旭市 C C D プロジェクトとして推進されているもので、当院は、当プロジェクトからの要請を受けまして、病院として対応可能な部分について参加、協力させていただいています。

つきましては、旭中央病院が関わってきたことについて、それと今後の予定についてお答えいたします。

当院からは、糖尿病代謝内科、腎臓内科、予防医学研究センターの医師、管理栄養士が旭市糖尿病対策地域連絡会、こちらのほうに参加しています。この会議では、地域で指導する内容に一貫性を持たせる取り組みとしまして、栄養指導の際に使うリーフレット、こちらの作成ですとか、市と医療機関の連携体制などの検討に参加してきました。

一方、糖尿病代謝内科の医師につきましては、糖尿病性腎症重症化予防プログラムに関する連絡会というものに参加しており、対象者の選定ですとか生活改善指導への助言などを行っています。

また、糖尿病発症予防対策の一つとしまして、ヘルシー弁当の開発にも協力しまして、令和 5 年 9 月にイオンタウン旭のみらい広場で販売しております。

今後も、病院として対応可能な部分について、参加、協力していく方針であります。

続いて 3 点目、D M A T 派遣要員の育成ということなんですが、D M A T 派遣要員の育成については、具体的には千葉県を通じて厚生労働省が実施しています D M A T 隊員養成研修、こちらを受講し、研修修了者が D M A T 隊員として D M A T 事務局に登録されることになります。現在、当院では 12 名の D M A T 隊員が所属しており、今後も新たな D M A T 隊員を育成するため、この研修を受講できるよう、毎年受講申請を行っているところですが、受講者は D M A T 事務局のほうで選抜されますので、毎年必ず受講できるというところではないということがあります。ですので、今般の計画では個別に記載はしませんでした。毎年受講申請しているんですが、直近では令和 2 年度に 1 名、それから令和 4 年度に 1 名、それぞれ研修を受講することができまして、D M A T 隊員として登録されています。

今般の中期計画に個別の記載はしていないんですが、D M A T 派遣要員の育成は病院としても大変重要なテーマと考えておりまして、継続的に取り組んでいると同時に、今後も同様に

毎年申請を出すというような方針であります。

なお、参考ですが、1月の能登半島地震におきましても、当院から2チームのDMAT隊員を派遣させていただいております。

続いて、4点目になります。直近の研修医の受入れ数、今後の見通しということです。令和5年度に新たに受け入れた研修医につきましては、定員30人に対して30人の研修医を内定したんですが、そのうち1名が医師国家試験に不合格だったために、最終的に29人の研修医を受け入れています。

これに加えて、大学病院と地方の病院で1年ずつ交代で研修を受ける、たすきがけコースというのがありまして、当院ではこれに関して5人受け入れておりまして、令和5年度の受入れ数は34人ということになります。

今後の見通しなんですが、令和6年4月に新たに受け入れる研修医の数は、定員30人に対して30人、研修医を受け入れ、またこれとは別に自治医科大学からの研修医を1名受け入れ、さらに、たすきがけについても4人受け入れますので、合計35名、受け入れる予定となっております。

続いて、5点目になります。看護師補助員の確保のところですが、人材確保につきましては、今後、人口減少、少子高齢化が進むと予想されるため、全ての職種において重要と考えています。そういった中でも、医師の働き方改革が本格的に開始されることから、第3期中期計画では、医師の確保、特に研修医等の次世代を担っていく若い医師の確保を最重要課題としております。

医師以外の職員の育成につきましては、より質の高い医療、看護サービスの提供を図るため、各職種、部署ごとに教育プログラムを整備しています。さらに、資格取得に対する支援対策として、資格取得に要する費用を病院で負担するなどの支援対策も整備しています。

また、例えば在籍期間4年以上の看護師、保健師、助産師等の正規職員に対しては、大学または大学院等の課程を履修するための期間を自己啓発休業とすることができる制度を設け、より高度な知識、技能等を取得しようという職員を支援しようとしております。

看護補助員に関しましては、第3期中期計画では個別の記載はしていませんが、今後も引き続き随時募集の体制を継続していくことに変わりなく、必要人員を確実に維持していくように努めてまいります。

続いて6点目、子育て中の働き方ということですが、育児休業に関しましては、当院では、産休を取得した職員のうち100%が育児休業を取得しておりまして、育児休業に関する職場内

での理解も浸透してきていると考えています。また、院内保育所、病児保育、学童保育を院内に整備しているほか、ソフト面では、悩み事がある職員に対しては、産業医や専任の看護師を配置した相談窓口を設けるなどの対応を行っておりまして、今後も引き続き職員が働きやすい職場環境の維持に努めてまいります。

なお、当院の女性職員の大部分を占める看護師について離職率を見てみますと、令和3年度の実績で、日本看護協会発表の全国平均 11.3%、千葉県平均 13.5%に対しまして、当院は 11.1%と、全国平均、千葉県平均より低い水準となっています。

私からは以上です。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 質疑ございませんので、議案第 27 号の質疑を終わります。

それでは、菅谷事務局長はじめ2名の課長には、どうもありがとうございました。

ここで参考人にはご退席をいただきます。

議案の審査は途中ですが、午後2時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時 5分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第 28 号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 議案第 28 号につきましては、本会議で補足説明したとおりでございます。追加の補足説明はございませんので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） それでは、議案第 28 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第 28 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 31 号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 議案第 31 号につきましては、本会議で補足説明を申し上げたとおりでございます。加えての説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） それでは、議案第 31 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

崎山委員。

○委員（崎山華英） 直接、もしかしたら審査に関わらないかもしれないんですけども、能登半島地震に伴って、実際旭市に転入された方だったりとか問合せって、今現在どれぐらいあるのか。もし答えられる方がいらっしゃいましたらお願いしたいです。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。
税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 転入というか、その辺、確定申告の話で申し上げます。

銚子税務署管内ではいらっしゃらないということで、税務署の回答は受けています。実際に転入かどうか、ちょっとその辺は把握はできておりません。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。
（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第 31 号の質疑を終わります。
続いて、議案第 32 号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 議案第 32 号については、本会議において補足説明を申し上げたとおりでありますので、加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） それでは、議案第 32 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第 32 号の質疑を終わります。
以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（景山岩三郎） これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第 1 号、令和 6 年度旭市一般会計予算の議決についてのうち、本委員会所管事項について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

議案第 2 号、令和 6 年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

議案第 9 号、令和 5 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、本委員会所管事項について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

議案第 11 号、旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

議案第 12 号、旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

議案第 13 号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

議案第 14 号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

議案第 26 号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款の一部変更について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 26 号は原案のとおり可決されました。

議案第 27 号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第 3 期中期計画を定めることについて、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

議案第 28 号、市の区域内の字の区域及び名称の変更について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 28 号は原案のとおり可決されました。

議案第 31 号、専決処分の承認について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 31 号は原案のとおり承認されました。

議案第 32 号、財産の処分について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 32 号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（景山岩三郎） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（景山岩三郎） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は、随時報告をしてください。

市民生活課長。

○市民生活課長（江波戸政和） 市民生活課から、2点ご報告をさせていただきます。

一つ目ですが、第3次旭市男女共同参画計画を策定し、配付させていただきましたので、そのご報告をさせていただきます。

旭市男女共同参画計画につきましては、第1次計画を平成26年3月に、第2次計画を平成31年3月に策定し、様々な施策の推進に取り組んできました。この間、社会情勢の変化などにもより、男女共同参画意識の向上に一定の前進が見られましたが、令和4年度に実施した市民意識調査では、今もなお、固定的な性別役割分担意識、アンコンシャス・バイアス「無意識の思い込み」とも呼ばれておりますが、これらが根強く残っているという結果になりました。

今回の計画は、第2次計画で基本理念としておりました「男女が互いを尊重し、ともに責任を分かち合い、個性と能力を発揮することができる社会の形成」から、「互いを認め合い、自分らしく活躍できるまち、あさひ」としております。

また、第2次計画では「男女」と表記していた部分を、今回は、基本目標や文中で可能な限り「だれも」という表記に変更しており、多様性を意識して、性別にとらわれず、いろいろな人たちの思いを大切にできるようにと、変えております。

これまでに推進してきた施策の成果や課題を踏まえつつ、施策をより一層進めるため、令和6年度から関係各課と協力し、各事業の推進をしてまいります。

この計画につきましては、市のホームページに掲載し、公表いたします。また、概要版を各戸に配布する予定であります。

以上で第3次旭市男女共同参画計画に関する報告を終わります。

続いて二つ目ですが、既に3月1日から施行されてはいるんですが、戸籍業務について、手続等が簡素化されておりますので、ご報告をさせていただきます。

お手元に配付の、右上に「市民生活課」とある資料をご覧くださいと思います。

戸籍法の一部を改正する法律が令和元年5月24日に成立し、令和6年3月1日から施行されました。これに伴い、国——法務省になるんですが——が整備した全国市区町村の戸籍情報を連携させる戸籍情報連携システムを活用し、各自治体において、戸籍謄本などの証明書の発行や戸籍届出について、利便性の向上が図られております。

(1) 戸籍証明書の広域交付が可能にですが、改正前は、本籍地でなければ戸籍謄本の請求、取得ができませんでしたが、本籍地以外のどこの市区町村でも請求、取得ができるようになっております。

例えば、夫婦の戸籍がA市にあり、結婚前の戸籍がB市にあった場合に、相続などで両方の戸籍が必要なときは、それぞれの市へ出向くか郵送で取り寄せしなければなりませんでした。が、広域交付が可能になったことにより、写真付きの身分証明書をお持ちであれば、ご希望の市町村で全ての戸籍を請求、取得できるようになりました。

しかし、運用を始めましたところ、システムにアクセスが集中しまして、全国的にですが、スムーズに証明書の発行ができないという状況もありまして、今、法務省が対応に苦慮しているところであります。

また、戸籍電子証明書の発行の関係ですが、他の行政機関への手続の際に添付する戸籍謄本等に代わる戸籍電子証明書の提供を可能にするための識別符号の発行も始まっております。こちらは、国のシステム構築がまだ整理できていない部分ありますので、構築後に利用が可能となっております。こちらは、議案第15号の手数料条例の改正で可決をいただいたものであります。

続いて、(2) 自治体への届出の際に添付する戸籍証明書が不要というところになります。

改正前は、本籍地以外の自治体へ婚姻届などの戸籍の届出をする場合は、戸籍証明書の添付が必要でしたが、戸籍情報連携システムの活用により、本籍地以外の市区町村窓口で、戸籍の届出——婚姻届ですとか転籍届等になりますが——を行う際に、戸籍証明書の添付が原則不要となっております。

あと、添付しておりますパンフレットですが、主に広域交付についての案内です。

裏面を見ていただければと思います。

中段に広域交付制度のポイントというのがあるんですが、広域交付をご利用の場合は、市区町村窓口での請求となり、運転免許証やマイナンバーカード等の顔写真付きの身分証明書の提示が必要となっております。

ご利用を希望される方は、市のホームページでも案内しておりますが、不明な点等がありましたら市民生活課までお問合せいただければと思います。

以上で市民生活課からの報告を終わります。

○委員長（景山岩三郎） どうもありがとうございました。

担当課の報告は終わりました。

所管事項の報告を終わります。

○委員長（景山岩三郎） 以上をもちまして本委員会を閉会いたします。

大変ありがとうございました。お疲れさまでした。

閉会 午後 2時20分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 景 山 岩三郎